

令和4年3月2日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
船田孝夫	監査委員		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号 第1回定例会
令和4年3月2日(水) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
 (2) 全国高速自動車道市議会協議会第48回定期総会の報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
 (2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について
" 5 質疑
" 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
" 7 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
" 8 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
" 9 質疑
" 10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))
" 11 議第 1号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
" 12 議第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
" 13 議第 3号 令和4年度寒河江市一般会計予算
" 14 議第 4号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 15 議第 5号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 16 議第 6号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 17 議第 7号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 18 議第 8号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 19 議第 9号 令和4年度寒河江市下水道事業会計予算
" 20 議第10号 令和4年度寒河江市立病院事業会計予算
" 21 議第11号 令和4年度寒河江市水道事業会計予算
" 22 議第12号 寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について
" 23 議第13号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 24 議第14号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
" 25 議第15号 つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定について
" 26 議第16号 寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
" 27 議第17号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
" 28 議第18号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 1 9 号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 0 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 2 1 号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- 〃 3 2 議第 2 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 3 3 議第 2 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 3 4 請願第 1 号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願
- 〃 3 5 施政方針説明
- 〃 3 6 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、5 番月光裕晶議員、13 番荒木春吉議員を指名いたします。

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第 2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

[阿部 清議会運営委員長 登壇]

○**阿部 清議会運営委員長** 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和 4 年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 25 日、委員 6 名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第1回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

令和4年3月2日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、報告、質疑、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(木)		休 会 (議 案 調 査)		
3月 4日(金)		休 会 (議 案 調 査)		
3月 5日(土)		休 会		
3月 6日(日)		休 会		
3月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(火)		休 会 (議 案 調 査)		
3月 9日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
3月11日(金)		休 会 (議 案 調 査)		
3月12日(土)		休 会		
3月13日(日)		休 会		

3月14日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
厚生文教常任委員会分科会		付託案件審査	議会第3・4会議室	
3月15日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会第3・4会議室
3月16日(水)	午後1時00分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会第3・4会議室
3月17日(木)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会第3・4会議室
3月18日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
3月19日(土)	休 会			
3月20日(日)	休 会			
3月21日(月)	休 会			
3月22日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
3月23日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

よって御了承願います。

諸 般 の 報 告

○**国井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 全国高速自動車道市議会協議会第48回定期総会の報告については、お示ししております文書に

行 政 報 告

○**国井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について、市長から報告を求めます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和4年第1回定例会の開会に当たりまして、令和3年第4回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いとされるオミクロン株により感染者の確認が拡大しております。県内においても1月以降に感染者が急増し、一部の自治体を対象としたまん延防止等重点措置が1月27日から2月20日まで適用され、その後、2月21日から3月6日まで全県下で再拡大（リバウンド）防止特別対策期間が実施されているところであります。

本市におきましては、1月11日に市の警戒レベルを「レベル3・特別警戒」に引き上げ、市独自の無料PCR検査や公共施設の利用制限などを実施し、感染拡大防止に取り組んでまいりました。3月1日現在、本市の感染者数の累計は503人、うち、先月1か月間の感染者は225人と、1か月当たりの感染者数が過去最大となっております。市民の皆様には、引き続き感染防止対策の徹底を強くお願い申し上げます。

一方、ワクチン接種につきましては、国が3回目の接種間隔を短縮したことなどを踏まえ、医療従事者、高齢者施設等従事者、一般高齢者への接種開始時期の前倒しを図っており、接種希望者への3回目接種完了時期は5月末と見込んでおります。また、5歳から11歳の子供への接種は、国からの要請を受け、3月4日から実施することといたしました。今後も、希望する方が円滑に接種できるよう、医師会と協力を図りながら接種体制を整備してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞する地域経済の活性化と消費活動を喚起するため、去る12月から寒河江市年末年始お年玉券を発売いたしました。これは、全世代対応型で30%のプレミアムがあり、1冊1万円で1万3,000円分の利用ができるもので、3万冊を発売し、完売となりました。さらに今年に入り、急激な感染拡大による市民の外出自粛等の影響により厳しい経営状況が続く市内事業者に対して寒河江市事業継続緊急一時支援金を支給することとし、3月1日現在で16件に280万円を交付しております。引き続き、感染拡大状況と市内事業者の経営状況に留意しながら、関係機関と連携を図り、地域経済の回復に向けた施策を推進してまいります。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に厳しい状況に置かれている住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金事業を実施することとし、1月25日から給付対象と見込まれる約2,600世帯に申請書類の発送を順次開始いたしました。3月1日現在、申請は約2,200件で、対象見込み世帯の約85%となっております。今後も、速やかな給付のため、迅速に書類審査を進めるとともに、未申請者への広報活動を実施してまいります。

改めて申し上げますけれども、市民の皆様には、基本的な感染防止策であるマスクの着用、手洗い、うがい、換気、3密の回避、新しい生活様式の実践などを引き続き徹底していただき、感染拡大を抑え込み、平穏な日常生活に戻れるよう一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大雪の状況について申し上げます。

今冬は、県内各観測地点で降雪量が平年を上回り、最深積雪が平年比200%を超える地域もあるなど豪雪となっております。本市におきましても、昨年12月下旬から降雪があり、2月末現在、市役所前での調査で降雪深の累計は579

センチメートルで、最高積雪深は2月25日で96センチメートルとなっております。このため、市におきましては、去る1月14日に豪雪対策連絡本部を、さらに1月19日には豪雪対策本部を設置し、豪雪に対する情報収集並びに市ホームページや寒河江ポケットナビによる市民への雪害防止情報の提供や被害状況調査などを行ってまいりました。

現在までの被害の状況は、雪下ろし中の屋根からの転落などによる人的被害3件のほか、園芸用ハウス、育苗用ハウス等の倒壊など、農業被害が発生しております。

また、市道除雪の出動状況につきましては、市内一斉除雪は12月に5回、1月に9回、2月に7回と、合計で21回出動しており、例年の倍近い出動状況にあります。また、自主出動についても、最も多い地区では一斉除雪に加えて5回出動し、除雪作業を実施したところであります。

今後とも、豪雪による市民生活の影響を最小限に食い止めるべく、雪害防止の注意喚起に努めるとともに、高齢者世帯等、援護が必要な方々への除雪対策、農林業関係の除雪や被害の把握など、必要な対策を積極的に講じてまいります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

2月25日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済状況では、「山形県の景気は、全体としては持ち直しの動きが続いているが、一部に弱い動きがみられる」となっております。

山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は、原数値で1.45倍、ハローワークさがえ管内では1.00倍、寒河江市内に限りますと1.34倍であります。正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が0.97倍、県平均が1.19倍、寒河江市は1.29倍であります。また、西村山管内の就職を希望する高校生の内定率は、2月末時点で97%となっております。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

最後に、やまがた音と光のファンタジア2021について御報告申し上げます。

西村山地域の冬の観光振興施策として、これまでの「やまがた雪フェスティバル」に代わり、新たに「やまがた音と光のファンタジア2021」が最上川ふるさと総合公園をメイン会場に昨年11月26日からこの2月14日まで開催されました。西村山地域の回遊性を図るため、最上川ふるさと総合公園のほかに4町の道の駅などにサブ会場を設け、一斉にイルミネーションの点灯を行い、あいにくスペシャルデーは実施できませんでしたが、81日間の期間中、約6万人の方が来場され、音楽に合わせて光が変化する幻想的なイルミネーションを楽しんでいただきました。今後とも、新たな形の冬のイベントとして実施できるように、来場者の声など、今回の実施結果を分析しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、令和3年第4回定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について、御報告を申し上げます。

内容につきましては、去る2月18日開催の議会全員協議会におきまして、令和7年度までの行動計画の見直しについて御協議いただいておりますので、それにより御報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**國井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第7、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第8、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申しあげます。

本件は、令和3年12月3日午後0時30分頃、寒河江市大字西根字高畑地内の市道下河原宝線において発生した車両の事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申しあげます。

本件は、令和3年12月5日午後1時30分頃、寒河江市大字西根字高畑地内の市道下河原宝線において発生した車両の事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑に入ります。

初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 國井輝明議長** 日程第10、承認第1号専決処分
の承認を求めることについて（令和3年度寒河
江市一般会計補正予算（第8号））から日程第
34、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の
遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しな
いよう国に意見書提出を求める請願までの25案
件を一括議題といたします。

施政方針説明・議案説明

- 國井輝明議長** 日程第35、施政方針説明及び日
程第36、議案説明について、市長から一括して
説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 本日、令和4年第1回寒河江市
定例会が開催されるに当たりまして、令和4年
度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申
しあげます。

新型コロナウイルス感染症が社会全体に暗い
影を落とし始めてから約2年、そして、私が4
期目の市政を担わせていただいてから早くも1
年が経過いたしました。これまで経験したこと
のない新たな感染症と闘う中で、この寒河江を
何とかしなければならぬという強い思いを胸
に、責任の重大さを痛感しつつ、全ての市民の
安全安心を願い、日々悩み、葛藤し続け、今日
に至っておりますが、しかし、明けぬ夜はあ
りません。冬来たりなば春遠からじであります。
何としても力を合わせて、明るい希望にあふれ
る寒河江の未来を皆様と共につくり上げていき
たいとの決意を新たにしているところでござい
ます。

さて、令和4年度は、新第6次寒河江市振興
計画の2年目に入り、新型コロナウイルス感染
症の影響を見極めつつ、新たな未来を展望した
まちづくりを展開する極めて重要な年でござい
ます。

そのため、新型コロナウイルス感染症に関す
る対策を一層強化するとともに、人口減少対策
など、寒河江市が抱える当面の課題に重点的に
取り組むべく、基本方針として3つの柱を立て
て施策を推進してまいります。

第1の柱は、「新型コロナウイルスを克服し
活力みなぎるまちへ」であります。感染症をし
っかりと抑え込み、影響を大きく受けている商
工業をはじめとする産業の底上げを図るべく、
スピーディーに対策を講じていくことが重要で
あると考えております。

そのため、自宅療養者への生活支援や市独自
のPCR検査実施などの新型コロナウイルス感
染症対策の強化、プレミアム商品券の発行や各
種補助事業の新設などによる中小企業の支援強
化、観光振興計画の策定や観光二次交通支援の
拡充、観光ガイドアプリ運用などによる新たな
形の観光振興を展開し、感染症の影響を払拭す
るための施策を推進してまいります。

第2の柱は、「人口減少を打開し未来志向の
まちへ」であります。これまで、人口減少対策
を集中的に進めるべく、戦略を掲げて各種事業
を展開してまいりました。その結果、社会動態
は平成27年が年間マイナス127人であったとこ
ろ、令和3年はマイナス3人となり、一定の成
果があったものと推測されますが、自然動態は
依然として厳しい状況であることを鑑みますと、
今後は社会動態改善の流れを維持しつつ、自然
動態の改善に向け、一層取組を推進することが
急務であると考えております。

そのため、新にしね保育所や第六・第七わん
ぱくクラブの整備、市立保育所におけるデジタ
ル化の推進などによる子育て支援の充実、小学
校のトイレ大規模改修や特別教室空調設備の整
備など学習・教育環境の充実、さがえ未来コン
ソーシアムの設置やリーディングスキルテスト
の導入などによる未来志向のひとつづくりの推進、
婚活事業拡充による少子化対策の強化、新たな

人材の活用などによる移住定住の推進、消防団ビジョンの策定などによる防災対策の強化をはじめ、認知症の啓発活動強化などによる介護制度の充実、地域コミュニティ向け補助制度の拡充などによる安全安心な地域づくり支援の充実など、重層的な人口減少対策を展開してまいります。

第3の柱は、「将来を見据え元気を創造するまちへ」であります。将来にわたって元気な寒河江であり続けるためには、先を見据えた大胆なハード整備や、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に基づく取組を一層推進する必要があります。

そのため、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の見直しなどによる地球温暖化防止対策の推進、行政手続のオンライン化や証明書発行のスマート化などによるデジタルトランスフォーメーションの推進、チェリーランド再整備の加速化や新市民浴場建設などによる未来志向のハード整備、道路舗装・側溝・用悪水路整備の充実など生活関連インフラの充実、気象災害対策やスマート農業支援など農産物生産販売力の強化、地域農業の担い手確保対策の強化、地域林政アドバイザー設置などによる森林環境保全の推進、老朽空き家解体事業の拡充や各種住宅関連補助による住宅環境整備の充実など、新しい寒河江を創造する取組を進めてまいります。

以上の結果、一般会計当初予算の規模は231億円となり、前年度より3億6,000万円、率にして1.6%増、当初予算ベースでは15年連続増の過去最大規模となりました。一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計を合わせた予算総額は386億7,305万3,000円で、前年度より0.6%の増でございます。

以下、新第6次寒河江市振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申しあげます。

第1章の「子どもがすくすく育つまち」であります。

まず、「安心して生み育てられる環境づくり」については、婚活イベントを実施する結婚支援団体や婚活事業を利用する個人への助成等を継続して実施するとともに、令和4年度は、民間事業者への委託による、出会いから成婚までの切れ目のない結婚支援の事業化に向けた検討を進めてまいります。

また、令和4年4月以降、不妊治療に医療保険が適用されることとなり、県において特定不妊治療の自己負担分に対する支援を検討しておりますが、市においては保険適用にならない部分に対し独自助成を実施し、高額な医療費がかかる不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、妊娠・出産の希望実現を支援いたします。

コロナ禍により子育ての孤独感や負担感が増加する中、育児不安や発育・発達についての様々な悩みを抱えている妊産婦が増加しておりますので、感染リスクを抑えた形で面談することができるSNSを活用したオンライン相談を開始するなど、きめ細かな支援につなげてまいります。

加えて、支援が必要なハイリスク妊婦が増えていることから、産科医療機関などと連携して妊娠期から育児期までの切れ目ない相談支援体制を充実し、産後ケアや助産師による産前産後サポート事業など、寒河江型ネウボラに引き続き取り組むとともに、3歳児健診において屈折検査を導入することにより、弱視の早期発見・治療につなげ、子供の適正な視力の発達を促してまいります。

「きめ細かな保育環境の整備」については、令和6年度ににしね保育所を民設民営で開所する予定としており、令和4年度は敷地の造成と下水道施設の付け替え工事等を実施いたします。また、核家族の増加や保護者の就労状況が多様化する中で、土曜日の共働きも増えてきていることから、しらいわ・たかまつ両保育所におい

でも土曜日の一日保育を実施し、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、利便性向上のために保育所業務のICT化に取り組んでまいります。

放課後児童クラブについては、寒河江中部小学校区の児童の増加が今後も予想されることから、令和4年度に新たなクラブを整備し、適正な人数での運営を推進いたします。

「子育てを支える環境づくり」については、チェリーランド再整備計画に基づき、子育て世代の交流の場として屋内型児童遊戯施設の建設整備を進めてまいります。現在、プロポーザル方式により選定された事業者において実施設計を進めており、令和4年度より本格的な建設工事に着手し、令和6年度のオープンを目指します。

「豊かな心と健やかな体の育成」については、心身ともに健やかなさがえっこを育てていくため、さがえっこの育み10か条の啓発を引き続き進めるとともに、各学校においては、さがえっこライフデザインセミナー等を要として、思いやりの心や規範意識など、命や生き方を大切にする教育を一層推進してまいります。

また、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む教育の推進については、大江公や慈恩寺をはじめとする寒河江市の歴史や貴重な文化遺産、各地域に残る伝統行事などについて、地域コーディネーター等の指導による体験的学習の充実に努めてまいります。

子育て世代を社会全体で支えることは子供を育てやすいまちづくりにつながることから、令和3年度から行っている小中学校の給食費無料化を引き続き実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

学校・家庭・地域が連携した教育の推進としては、令和4年度から全ての小中学校でコミュニティ・スクールを実施し、地域全体で学校の教育活動を支援する仕組みづくりを進めてまい

ります。

「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、学力向上支援員と特別教育支援員を効果的に活用するほか、生徒の読解力の現状と課題を把握し授業改善を図るため、中学校1年生を対象にリーディングスキルテストを導入し、学力の向上に努めるとともに、教育相談員を配置し、きめ細かな不登校児童生徒への対応と教育相談の充実に努めてまいります。

情報化や社会のグローバル化に対応した教育の推進については、全児童生徒に配付されたタブレットパソコン等のICT機器を活用し、確かな学力を身につけるための効果的な授業や家庭学習等、新たな学習環境を創造してまいります。

また、外国語指導助手（ALT）を各中学校に常駐させることにより、ふだんから英語になれる親しむことのできる環境を整備するとともに、英語検定GTECの実施により、英語指導の強化並びに生徒の英語力向上を進めてまいります。

発達に応じた学びを育む教育の推進については、学校・企業・地域から成るさがえ未来コンソーシアムを立ち上げるなど、子供たちが社会的自立に向け、基盤となる能力や態度を身につけ、主体的に進路決定していけるよう、将来を見据えたキャリア教育を充実してまいります。

教育環境の整備については、引き続き特別教室への空調設備を整備するなど快適な環境づくりに努めてまいります。

また、学校のあり方検討委員会の答申を受け策定した寒河江市学校施設整備計画に基づき、将来の小中学校像を見据えた整備について、学校教育課内に学校再編整備室を設けて、計画的に実施してまいります。

第2章の「活力と交流を創成するまち」であります。

「魅力と希望のある農業振興」については、農業生産の維持や所得向上による農業経営の安

定化を図るため、新たに収入保険制度への加入促進に対する補助を実施するほか、作業効率向上のためのスマート農業施設や設備の導入に対して支援してまいります。

また、耕作放棄地の拡大を抑制するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用する地域を拡大して取組を支援するとともに、耕作放棄地発生防止・解消に活用できる市独自の補助金を継続し、後押ししてまいります。

さくらんぼ生産振興については、気象災害による記録的な不作となった昨年の状況を踏まえ、県などと連携した省力樹形の導入推進や労働力確保対策により生産体制強化を支援するとともに、昨年、品種登録30周年を迎えた紅秀峰については、さらなるブランド力の強化と輸出拡大を進めるなど、果樹王国やまがたの一翼を担うべく取組を進めてまいります。

また、寒河江ブランド魅力発信協議会を中心とした農・商・工業者の連携強化を推進し、子姫芋をはじめとする伝統野菜など、本市が誇るブランド農産物の販路拡大や加工品開発等の6次産業化に向けた取組を支援するとともに、地産地消や食育推進の環境を充実してまいります。

新規就農者の確保については、サポート体制の充実と農業経営の安定に必要な生産技術の習得や設備投資の支援などにより新規就農者の育成に努めるほか、令和4年度から新たに地域おこし協力隊制度を活用し、地域農業の情報発信を行いながら就農に向けた活動を通して、その確保に力を入れてまいります。

慈恩寺地区と箕輪地区を結ぶ寒河江中央幹線農道については、農耕用車両の通行に加え、地元住民の生活路線及び慈恩寺観光へのアクセスルートとして利便性の向上を進めてまいります。

「新しい生活様式に沿った観光振興」については、観光客が本市を安心して訪れ、安全に滞在できるよう、観光施設等の新しい生活様式に

沿った受入れ体制の整備に対する支援を行うほか、観光客の足としてのワンコインタクシーなど二次交通を充実し、観光客の満足度向上に資してまいります。

また、四季折々の豊かな自然や慈恩寺を中心とした文化・歴史など寒河江の魅力ある観光資源について、令和3年度整備したAR観光ガイドシステムに大河ドラマに関連する情報を追加して広く情報発信を行うほか、西村山1市4町の山形どまんなか探訪プロジェクト会議や昨年発足した村山地域7市7町が連携したDMOさくらんぼ山形と連携し、周遊性のある広域観光を進め、誘客に努めてまいります。

自転車などを活用したスポーツツーリズムの推進のため、ツール・ド・さくらんぼやトライアスロン日本選手権大会の開催を中心に、新しい実施形態を取り入れたサイクルイベント等を開催し、スポーツのまちの多彩な情報を発信するとともに、新たな誘客につなげてまいります。

さらに、新しい生活様式に沿った観光のあるべき姿について、市民の皆様からの多様な意見を聞きながら検討し、観光振興計画を策定してまいります。

「賑わいを生む商工業振興」については、中心市街地のみならず市内全域の空き店舗解消のため、商業者の誘致や新規創業者の育成、支援に努めるとともに、空き店舗を利用して創業する際の市独自の店舗改装支援制度を活用した魅力あるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ってまいります。

また、国から認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、さらなる起業・創業の支援充実に努めるとともに、商店の維持発展を図るため、既存店舗改装や複数店舗が共同しての販売促進事業等の支援を強化してまいります。

刻一刻と変化する経済環境に地元企業が速やかに対応できるよう、国及び県と連携しながら、新たな市場ニーズに対応するための新規事業や

生産性向上のための設備投資に対する支援及びインターネット通販やキャッシュレス決済など、新しい生活様式に対応した環境整備への支援を行うとともに、新たに地元の特産品をはじめとする市産品や伝統工芸品の国内外への販路拡大や後継者確保等に対する支援を実施するなど、市内中小企業の底支えと活性化を図ってまいります。

寒河江中央工業団地については、立地条件の優位性や優遇制度などにより、残り区画への企業誘致を進めるとともに、新たな工業団地の造成への検討を進めながら、本市産業の活性化と魅力的な就労場の確保に努めてまいります。

「雇用の安定と就労環境の充実」については、中小企業が新しい分野や技術に挑戦する産業人材の育成に要する経費への支援制度を市単独で新たに立ち上げ、将来のものづくりを担う若い人材の育成に取り組むとともに、技術交流プラザにおける認定職業訓練等を通じて、中小企業や小規模企業の人材育成を支援してまいります。

「質の高い居住環境づくり」については、定住人口拡大に向け、引き続き子育て世代や転入者の経済的負担の軽減を図るため、住宅取得を支援するとともに、住宅リフォームについても支援を継続し、住環境の整備を推進いたします。また、今後も見込まれる住宅需要に対し、良好な住宅地を確保するため、民間等の宅地開発を積極的に支援してまいります。

空き家対策については、寒河江市空き家等対策計画に基づき、関係団体と連携しながら空き家相談会を開催するとともに、空き家の流動化を促進するため、中古住宅購入及び空き家解体についての支援を拡充いたします。

市営住宅に関しましては、陵南アパートが完成し、令和4年4月から供用を開始いたします。

「移住者をはじめとした新たな活力の創出」については、これまでのUターン者などを対象とした奨学金の返還支援やアパートの家賃助成

などに継続して取り組むとともに、令和3年度からは首都圏などからの移住者に対する自動車運転免許証の取得費用に対する助成やワーケーション施設の運用など、移住定住につながる取組を実施しているところであります。令和4年度はテレワークの拠点整備に向けた調査を行うほか、移住者に対する切れ目ない結婚・子育て支援を促進するため、引っ越し費用等について支援額を増額し、重層的な取組を加速してまいります。

第3章の「元気に安心して暮らせるまち」であります。

「高齢者支援体制の強化」については、要介護状態になることの予防や要支援状態からの自立の促進を目的に、介護予防、重度化防止、フレイル対策等の多様なサービスを行い、個別支援と通いの場の充実等、地域づくりの取組を併せて支援するとともに、認知症についての正しい理解を啓発し、認知症に優しいまちづくりを推進いたします。

委託2年目となる地域包括支援センターについては、一層の相談体制の強化を図るため、引き続き支援してまいります。

「健康長寿のまちづくり」については、新型コロナウイルスの3回目接種を前倒しして実施しておりますが、今後とも市民の安心安全な暮らしを守るため、一日も早く希望者の早期完了を目指し、接種を加速してまいります。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、寒河江市だけでなく西村山地域全体の今後の地域医療体制の在り方について、地域医療構想調整会議に加え、県主導による新たなステージの場で関係者との協議を進め、健やかに安心して暮らせる地域医療体制づくりに努めてまいります。

また、休日診療所については、令和3年度に休日診療の定点化に関する調査を実施しておりますので、この調査結果を踏まえ、今後の地域

医療体制づくりと併せて検討してまいります。

「地域防災力の強化」については、近年多発する水害を想定し、市民一人一人が地域の特性に応じた災害リスクを認識し、家族構成や生活環境に合わせた避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成に取り組んでまいります。令和4年度については、浸水想定区域を対象に計画の作成を進め、避難に必要な情報・判断・行動への理解を深め、防災意識の向上につなげてまいります。

また、市消防団は、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っておりますが、近年、人口減少、社会情勢の変化などにより消防団を取り巻く環境も変化しており、団員の確保などが課題になっていることから、市消防団が今後とも社会の変化に柔軟に対応し、地域住民の安心安全を確保する組織であり続けるために、行動指針となる寒河江市消防団ビジョンの策定に取り組んでまいります。

「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、第11次寒河江市交通安全計画に基づき、より一層の交通事故の減少を目指し、高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用促進や、関係団体及び地域住民と一体となった交通安全対策を講じてまいります。

防犯活動の推進につきましては、公共空間の安全を確保するため、新たな住宅地等への防犯街路灯の設置や道路等屋外への防犯カメラの設置を推進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めるなど、安全安心のまちづくりを進めてまいります。

消費者保護の推進につきましては、全国的に多発している特殊詐欺の被害防止に重点的に取り組むため、市民に対する情報提供や、特に高齢者が被害に遭わないために出前講座等を積極的に開催するほか、民法改正による成年年齢18歳引下げに伴う若年層の消費者被害防止のため、中高生に対して、被害防止啓発と併せて消費者

教育を実施してまいります。

第4章の「一人ひとりが力を発揮するまち」であります。

「市民一人ひとりが主役の地域づくり」については、市外の多様な人材を地域の活力につなげ、地域活動を活性化するため、平成25年度より地域おこし協力隊を配置しており、これまで10名の隊員より活動いただいているところですが、令和4年度は農業や教育分野にも活動範囲を広げて配置し、地域に新しい風を吹き込み、さらなる活性化につなげてまいります。

「豊かな人生の生きがいつくり」については、地域における生涯学習の拠点施設となる地区公民館分館を安全で快適に利用できるよう、引き続き支援を拡充してまいります。

図書館につきましては、学校、保育所、幼稚園等との連携により、子供たちの様々な読書活動を支援する環境を継続するなど、幅広い読書普及事業により読書の盛んなまちづくりを一層推進してまいります。

芸術文化の振興につきましては、慈恩寺コンサートや文化公演など、質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、より多くの市民が芸術文化活動に関わることができるよう活動団体の発表機会の充実に努めます。また、文化センターの屋根防水改修工事を実施し、利用者への安全な文化施設の提供に努めます。

歴史文化関係事業につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間で実施される本山慈恩寺本堂のかやぶき屋根全面ふき替え事業に補助するとともに、県指定等の文化財の修復事業等を支援してまいります。

また、貴重な文化財を将来にわたって適切に保存し、市の歴史文化振興等に活用していくための総合的な計画である文化財保存活用地域計画の令和4年度の文化庁認定を目指してまいります。

昨年5月にオープンした慈恩寺テラスについ

ては、1月末現在で8万人を超える来館者数となっておりますが、シアターの映像を新たに2本追加し、さらなる魅力向上に努めるとともに、修験の道ウォーキングや慈恩寺舞楽等の文化財PR事業などの実施により、広く情報発信し、交流人口の拡大を目指してまいります。

あわせて、上の寺遺跡等の国史跡追加指定に向け、文化庁への具申書提出に取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進については、スポーツの新しい形態やオリンピック・パラリンピックの話題性などを踏まえ、ローラースポーツで使用するパンプトラックを整備するなど、スポーツに親しむ環境づくりや競技力向上のための取組をより一層進めてまいります。

「市民のニーズを捉えた行財政運営」については、情報端末等からの電子申請により、いつでも、どこでも、誰でも行政手続や行政サービスが受けられるよう、市行政のデジタル化を推進してまいります。

また、電子商品券等管理アプリの活用について、電子商品券に加え、各種のポイント付与給付事業の電子化により利便性の向上を図るとともに、市内経済の活性化に取り組んでまいります。

さらに、令和4年度より、窓口における住民票等の証明書手数料の支払いについてキャッシュレス決済を導入するほか、住民票や戸籍謄抄本などの各種証明書をマイナンバーカードによる本人確認の上、来庁せずに自宅で申請から支払いの決済まで行い、郵送で受け取ることができるよう、新たにオンライン申請のサービスを実施し、コロナ禍における生活様式に対応した市民サービスの充実に努めてまいります。

人口減少などによる公共施設の利用需要の変化に対応するため、平成27年度に策定した寒河江市公共施設等総合管理計画の見直しを行うとともに、総合管理計画で定めた基本的な考え方

や施設ごとの管理に関する方針を踏まえ、さらには寒河江市学校施設整備計画に基づく学校の再編計画も含めた施設ごとの改修・更新等の実施計画となる個別施設計画の策定を進めてまいります。

また、ふるさと納税で頂いた寄附金については、寄附者の意思を踏まえ、市の重要な施策に充当させていただいており、引き続き返礼品を通して本市特産物等のPRを行うとともに、地域産業の振興に資してまいります。

第5章の「便利で快適に生活できるまち」であります。

「心地よい都市空間づくり」については、寒河江川堤防の桜回廊の整備やチェリー・クアパーク周辺の寒河江地区かわまちづくり関連の整備を行うほか、民間活力の導入により整備を進めている新市民浴場については、令和4年度において施設本体の建設工事を行い、令和5年春の開場を予定しております。

「人と自然が共生するまちづくり」については、猫の不妊・去勢手術に対する助成を継続して行い、野良猫の数や多頭飼育の抑制に努めるとともに、令和4年度からは動物愛護と適正飼養に関する普及啓発活動を行う団体を支援し、市民の動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を行ってまいります。

「地球温暖化防止に取り組むまちづくり」については、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、省エネルギー活動による二酸化炭素排出量の大幅削減への取組の意識啓発や環境教育等の充実に努めるとともに、住宅と電気自動車の相互充放電を可能にするV2H設備への補助や、公共施設における自然エネルギー由来の電力使用等により再生可能エネルギーの利用拡大を進めてまいります。

「交通ネットワークの整備」については、町会からの各種要望に対して、寒河江市公共事業

整備優先順位基準を踏まえながら、寒河江市橋梁長寿命化修繕計画並びに寒河江市道路舗装長寿命化計画に基づき、計画的に道路橋梁の維持補修や整備を行い、道路施設等の長寿命化に取り組んでまいります。

広域道路ネットワークに関しましては、現在整備中の都市計画道路落衣島線西根工区の進捗を図ってまいります。

また、冬期間における生活道路の維持管理につきましては、除雪車運行管理システムを活用するとともに、老朽化した除雪機や散水消雪施設の更新により、スムーズできめ細かな除雪を実施してまいります。

次に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。上水道については、深井戸の更新や川原ポンプ場から木ノ沢配水池までの送水管や老朽化した配水管の長寿命化と強靱化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努め、新水道ビジョンによる持続可能な経営基盤の確立を目指し、効率的な漏水調査の実施と迅速な修繕により有収率の向上に努めてまいります。

また、洪水ハザードマップにより浸水想定区域となっている水道施設について、耐水化を進めてまいります。

公共下水道事業では、寒河江中央工業団地など未整備箇所の継続的な整備を行い、合併浄化槽整備事業とともに、水洗化の普及促進に向けた取組を強化し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、下水道ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠等の点検・調査と浄化センター施設の計画的な改修及び修繕を行ってまいります。

そして、近年多発する局地的な大雨による内水氾濫に備え、雨水排水整備計画に基づき日田地内などの冠水箇所の解消を図るとともに、内川の排水対策につきましては、排水機場の整備に向けた調査を実施してまいります。

以上、令和4年度の市政運営に臨む所信の一

端を申しあげたところでございます。

今日、オミクロン株など変異株の出現とその影響により、新型コロナウイルス感染症は依然として世界中を翻弄し、日本も本県も、そして寒河江市民の皆さんもいまだ大変な状況にございます。

そうした中においても、コロナウイルスの特性に関する研究が進み、抗原検査やPCR検査などによって発見が容易となり、またワクチン接種も進み、そして抗ウイルス薬が開発・承認されるなど、不透明な中にも明るさが見え始め、世界は着実に前に向かっていくと感じておりますが、この局面を乗り越えていくためには、まだまだ多くの時間と困難が想定されるところであります。

しかし、我々は未来を見据えて、ウィズコロナ、コロナとの共存という中で、冷静に対処し、前を向いて着実に歩いていく必要があると思っております。この道のりは必ずしも平坦ではなく、もちろん行政のみで乗り越えられるものではありません。市民の英知を結集し、互いに協力し合ってこそなし得るものと思えます。市民の皆さんお一人お一人が勇気と希望を持って協力し、行動すれば、必ずやこの難局を克服できると確信しております。

明るく元気な新しい寒河江を次世代を担う子供たちに残すべく、力の限り尽くしてまいりますので、ぜひ一丸となって行動してまいります。

議員各位には引き続き格別の御指導を賜りますよう、お願い申しあげる次第であります。

以上、令和4年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげました。市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、市政運営に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度寒河江市一般会計補正

予算（第8号）を御説明申しあげます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費の計上及び寒波による降雪量の増加に伴う除排雪経費追加のため、令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）について、議会を招集する時間的余裕がなく、急を要しましたので、専決処分を行ったものでございます。

次に、本定例会に上程いたします議案について、御説明申しあげます。

初めに、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、将来の市有施設整備に向けて基金管理事業費の追加等を行うものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ6億8,253万3,000円を追加し、予算総額を278億6,508万円とするものでございます。

次に、議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算に伴う基金積立金及び保険給付費等交付金の精算に伴う償還金等を追加するものでございます。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ41億566万6,000円とするものでございます。

次に、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算について御説明申しあげます。

先ほどの施政方針説明でも申しあげましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に対する対策を一層強化し、人口減少対策を重点的に進め、未来を見据えたまちづくりを展開するために、積極的な予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ231億円で、前年度当初予算と比較して1.6%の増となり、過去最大規模となったところでございます。

次に、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申しあげます。

受診控えが顕著に表れた保険給付費も、現在はコロナ禍以前の水準に戻っており、国民健康保険税の減収も見据え、予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ39億6,738万9,000円で、前年度当初予算と比較して1,684万円の減となったところでございます。

次に、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申しあげます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収等、各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ5億5,877万5,000円で、前年度当初予算と比較して2,308万7,000円の増となったところでございます。

次に、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申しあげます。

第8期介護保険事業計画に基づき、介護予防や認知症施策を進めるとともに、地域の状況を踏まえた各種支援事業の実施と安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ45億4,060万6,000円で、前年度当初予算と比較して1,017万2,000円の減となったところでございます。

次に、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申しあげます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,409万3,000円で、前年度当初予算と比較して117万7,000円の増となったところでございます。

次に、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申しあげます。

各財産区とも、管理運営のための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ22万4,000円の増となったところでございます。

次に、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努め、水洗化率の向上と雨水浸水対策に重点的に取り組み、持続可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成をしたところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額15億264万8,000円、支出総額14億4,869万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額6億3,651万7,000円、支出総額11億5,981万5,000円とするものでございます。

次に、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた予算編成を行ったところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも20億1,380万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を1億2,540万2,000円に、支出総額を1億7,110万円にするものでございます。

次に、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道施設の強靱化、安全で安心な水道水の安定供給、有収率の向上及び持続可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成をしたところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額は11億416万8,000円、支出総額は10億3,070万9,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額は1億5,568万2,000円、支出総額は6億5,714万円とするものでございます。

次に、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてを御説明申し上げます。

地球温暖化が原因と考えられる気候変動に対し、持続可能な脱炭素型社会の実現に向けた取組を進め、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするまちを目指し、寒河江市ゼロカーボンシティ宣言を行うものでございます。

次に、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

教育委員会で総合的に慈恩寺振興を担うため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第14号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第15号つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定についてを御説明申し上げます。

角田商事株式会社からの寄附金を原資にして、地域コミュニティの活性化を推進する事業を実施するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による地域経済牽引事業の計画に基づく固定資産税を設置した事業者に対する固定資産税を免除するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市立しばはし保育所が民間立の保育施設に移行するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条

例の一部改正についてを御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

成年となる年齢の引下げに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを御説明申し上げます。

交通災害共済事業を廃止することに伴い、西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項の規定により提案するものでございます。

次に、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

幸生辺地の公共的施設整備につきましては、第10期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでありますが、観光施設整備について新たに工事を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、第10期幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備につきましては、第10期辺地総合整備計画に基づき実施している

ところでありますが、観光施設整備について新たに工事を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、第10期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

以上、24案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますよう、お願い申しあげる次第であります。

散 会 午前10時44分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和4年3月7日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理課 長	武田新二	建設管理課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第2号 第1回定例会
令和4年3月7日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 一般質問
〃 2 議会案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議
〃 3 議案説明
〃 4 質疑・討論・採決
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

[阿部 清議会運営委員長 登壇]

- 阿部 清議会運営委員長** おはようございます。
本日の議会運営につきましては、本日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議会案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議の1件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告いたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

- 國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますよ

うお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意

をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁される

よう要望いたします。

一般質問通告書

令和4年3月7日（月）

（第1回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	高齢者が健康に生きていくために	(1) 高齢者の聞こえ難さへの補聴器の補助について (2) 要介護4・5の高齢者が受けられる特別障害者手当について	2番 太田陽子	市長
2	さがえこうのとり 応援事業について	4月より、不妊治療が保険適用になるが、この事業の今後の展開について		市長
3	気候危機の中、急がれるゼロカーボン	気候危機への対応や世界共通の目標である温室効果ガス削減に向けた寒河江市の対応について		市長
4	地域の活性化と人口減少対策について	(1) 定住人口が減少する中、移住定住や二地域居住に向けた施策について ア ワークーションの利用状況等について イ 空き家解消も兼ねた今後の取組について (2) 地域の活性化につながる生活環境の充実に向けた施策について ア 私道等の解消に向けて イ 高屋西浦地区の市営住宅跡地について ウ 学校整備計画（案）で南部小学校が統合されることについて (3) 若者の流出対策と交流人口増加について ア 若者や若年女性の流出対策について イ 寒河江工業高等学校の令和6年4月供用開始に向けて ウ 寒河江スケートパークについて	3番 鈴木みゆき	市長
5	感染症拡大防止対策で混乱と混迷が	(1) 看護・介護・保育現場のいわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善	7番 渡邊賢一	市長 病院事業管理者

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	<p>続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策について</p> <p>さがえっ子の未来を築き、明日への希望を実感できる「学校施設整備計画（案）」について</p>	<p>について</p> <p>(2) コロナ関連の現場で働く職員の負担軽減を図るため、業務量に見合った適正な人員配置について</p> <p>(3) 定年制延長に伴う職員採用計画について</p> <p>(4) 職員採用試験見直しについて</p> <p>(1) アンケート調査等の意見反映について</p> <p>(2) 市民への説明責任について</p> <p>(3) 中学校3校統廃合による一極集中の問題点について</p> <p>(4) 新中学校建設予定地について</p> <p>(5) さらなる過疎化の進行と人口減少問題への対応について</p>		市長 教育長
7	空き家対策について	<p>(1) 現在の空き家件数について</p> <p>(2) 今後の対応について</p> <p>(3) 2次調査はいつからどのような方法で行うのかについて</p> <p>(4) 「寒河江市空き家等対策協議会」のメンバーについて</p> <p>(5) 「寒河江市空き家相談窓口」の設置で何件の相談があったのか、相談の内容について</p> <p>(6) 空き家バンクに登録している人数について</p> <p>(7) 空き家バンクへの登録のメリットについて</p> <p>(8) 空き家の利活用について</p> <p>(9) 空き家対策の進捗について</p>	10番 太田芳彦	市長
8	農業全般について	<p>(1) 「はえぬき」など米価が大幅に下がったことについて</p> <p>(2) 本県の米農家への緊急支援について</p> <p>(3) 作付転換の推進について</p> <p>(4) 収入保険の加入について</p>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(5) 樹木や施設の雪の被害について (6) 凍霜害予防の設備普及について (7) さくらんぼの将来について		
9	将来の学校と教育について	(1) 新中学校建設の予定地について (2) 学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性について (3) 小中学校の通学手段について (4) 国際交流について (5) 郷土愛を育む教育について	9番 佐藤耕治	教 育 長
10	市立学校が統合され、廃校となった学校の姿について	市立学校が統合された後、廃校となった学校の利活用について		市 長
11	少子化対策について	(1) 本市の産婦人科医院の状況について (2) 子育て環境について		市 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番から3番までについて、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

今年度は、日本全国を覆う豪雪で、今まで経験のないことの繰り返しでした。昨日も3月にしては大雪で、我が家は、今朝、除雪機を出動しました。

また、ロシアがウクライナへの侵略を開始したなど、大雪などは止められませんが、戦争は国連や多くの国々の英知を集め、地球を守るため戦争を回避するのが、今、全ての地球に住む者が目指すべき一番のことと思います。子や孫へ平和な地球を残すことが、政治家の使命だと思っています。

昨夜ニュースで、ウクライナのある町で爆撃を受け、子供が頭にけがを負い病院に運ばれて

いるシーンがありました。皆さんも御覧になったと思いますが、あれを見て、夫と2人で見ていたのですが、2人で涙を流さずにいられない、そんな思いで見ました。何の罪もない子供が、今そういう状況に遭っています。ぜひ皆さん、戦争はやめようと大きく声を上げていこうではありませんか。

日本国憲法の前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。今こそ、この精神の下、国際社会に訴え、平和裏に話合いの場を持つことをすべきではないでしょうか。早

くウクライナに平穏の日々が訪れるように、願わずにはられません。

私は、日本共産党と、この質問に関心を寄せている市民を代表して質問いたします。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号1番、高齢者が健康に生きていくために、であります。

高齢性難聴者への補聴器の補助についてであります。

最近、親しくしておりました高齢者の方が認知症にかかりました。数年前から、耳の聞こえが悪くなったと話しておられました。JAなどで補聴器のモニタリングなどをし、販売するなどのときに補聴器をつけてみたことがあり、補聴器をつけると聞こえがよくなると話しておりました。が、値段を聞くと、自分の年金ではどうしようもない金額で、話が折り合わずということをお話しておられました。そのまま治療もなく生活を続けておられましたが、加齢によるものだという諦めもありました。ここ二、三年のうちに運転免許証も返納し、認知症はみるみる進んでいったようで、徘徊などもするようになりました。

難聴は認知症の一因ではありますが、聞こえだけが認知症の原因とは考えられません。でも、聞こえがよくなっていたらと思うと残念であります。

全国的に広がりを見せている補聴器購入助成を寒河江市でも行うことができないでしょうか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員からは、高齢者への補聴器の助成についてどうかということですが、認知症については、御案内のとおり、高血圧とか糖尿病、それから喫煙、また加齢による聞こえ難さなど、様々な要因で発症するというふうに考えられているわけでありましてけれども、高齢者の

4人に1人が認知症、またはその予備群とされているわけでありまして。誰もがなり得る可能性のある身近な病気だというふうに言われております。

この認知症に関しては、生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消、さらには運動や食事の改善などが発症の予防につながる可能性が高いと言われているわけでありまして。

そういった意味で、本市におきましては、効果的な予防方法を収集しながら、予防も含めた認知症への備えとして、フレイル予防やMC I、これは軽度認知障がいのことですけれども、MC I対策の取組を推進しているところであります。

このフレイルというのは、御案内かと思いますが、加齢によって身体機能や予備機能が低下した状態をいうんだそうではありますが、健康な状態と要介護となる状態の間に位置するというところで、フレイルの状態であれば、栄養状態や運動を改善することで、再び健康な状態に戻ることができるものというふうに考えられているところであります。

そのようなことから寒河江市では、高齢者になっても住み慣れた地域の中で、健康で安心して生きがいを持って暮らしていけるように、はつらつコグニサイズ運動教室、また聞き慣れない名前のあれが出てきましたけれども、コグニサイズ運動教室、それから、はつらつ転倒予防教室などのフレイル転倒予防事業、さらには元気高齢者づくりポイント制度などで、社会参加事業などに取り組んで認知症対策を推奨しているところであります。

このコグニサイズというのは、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題、計算するとか、しりとりをするなどということ、そういうものを組み合わせた認知症予防を目的とした取組の総称をいうのであります。英語のコグニッション（認知）とエクササイズ（運

動)を組み合わせたものということで、そういうものを教室の中で取り入れて実践しているということでもあります。

認知症の方を地域で支えるための仕組みづくりというのも大事でありまして、認知症について正しく理解していただくための啓発などを我々も行って、優しいまちづくりを推進しているところでもあります。

御質問にありました認知症対策としての高齢者への補聴器購入補助でございますけれども、議員御指摘のとおり、加齢による聞こえ難さも認知症発症の要因の一つであるというふうに考えられておりますので、今後、いろんな自治体で取組を進めている状況でありますから、そういう状況を我々も研究させていただいて、また、国県などの動向なども注視しながら、実態を把握した上で検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** いろいろな教室などを市で開いてくださっているのは分かりますが、耳の聞こえが悪くなるとそういう教室への参加も疎ましくなり、なかなかそういうことに参加できなくなるという現状もあります。やっぱ聞こえは大事なので、考えていただきたいと思います。

県内初となりますが、庄内町で、この新年度予算で補聴器の補助を実施します。いろいろな制限はありますが、2万円の助成を実施するというのが決まっています。ぜひ寒河江市でも考えていただきたいと思います。

老化は病気であり、治療することによって健康を維持し、長生きできるということを研究している方がいるということですが、長生きすることを心から喜べない現状があるのではないのでしょうか。

年金は4月より減り、10月より、所得の条件はありますが、後期高齢者の医療費の窓口負担が2倍になります。高齢者に優しいことが、今

のところ何一つ見当たらない状況です。

市議員になるときに、市民の皆さんから寄せられた声で一番多かったのが、「国保税の負担が大きい」「年金で入所できる高齢者施設」というのが圧倒的でした。私ぐらいの年齢は、自分も年金生活なのに、親の介護や子や孫の世話もあり働き続けているなど、大変な生活を強いられている方も多いと思います。

老いに対するの恐怖心をあおるようなテレビショッピング。膝、腰、物忘れ、あれもこれもと考えると、サプリは1回何錠飲めばいいでしょうか。最低でも3か月飲み続けるなど、うたい文句です。幾らお金があっても足りません。安心して考えられるように、白内障の手術が保険適用になったように、加齢性の難聴や老眼など保険適用になるよう、今後、国に働きかけをしていくことが大事であると思います。ぜひ市長会などでも考えていただきたいと思います。

次に、要介護4・5の認定を受けている高齢者への特別障害者手当の支給についてであります。

今、特別障害者手当の支給の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の特別障害者手当については、昭和61年の4月に、これまでの福祉手当制度が廃止されて、障がい者の生活の基盤となる所得保障制度を確立するために、障害基礎年金と合わせて新たに創設された制度の手当であります。

精神または身体の重度の障がいによって、在宅での日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあるため、その負担を軽減することを目的にした手当になっております。

御質問にありました本市の状況であります、この令和4年2月現在で41名の方が支給対象となっておりますが、そのうち2名の方は、本人または扶養義務者の所得制限により支給停止と

なっております。また、ここ10年の支給対象者数の平均は37名ということで、大きな増減はない状況であります。

なお、現在の支給対象者の年齢別状況としては、20歳から40歳未満の方が半数以上の23名、56%、65歳以上の方は9名、22%となっておりますが、重度の障がい者として障害者手帳を取得した方々が主で、特別な介護が必要とされる方の全員が要介護認定を受けているという状況になってございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** この特別障害者手当というのは、先ほど市長からもあったように、重度の介護が必要な方も対象になるのでないかと思うのですが、在宅介護で御苦労している方に対して、こういう制度がある、対象になる人が制度を知らなかったということがないように、啓発活動も大事なのではないかと思います。今後どのように啓発していくのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この特別障害者手当制度の啓発については、市報において毎年、この特別障害者手当制度だけでなく、福祉手当や児童扶養手当などの紹介も含めて、子育てと福祉のための各種手当制度の周知のために特集を組ませていただいております。また、市のホームページにも掲載し、広く一般の方にも周知しておりますし、また、障がい者団体に対しても定期的に様々な情報を含めて提供しているところであります。

また、障がい児・者に対するの支援に関する情報については各医療機関などとも連携しておりますので、医療機関からは、特別障害者手当に限らず、障がい児・者の支援に関する様々な情報提供と、各種申請に関する指導、助言をいただいております。医療機関からの勧めで特別障害者手当の申請をなさる方もおられますので、今後も関係機関、団体とも連携を密にしながら、

情報の提供に一層努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** この間は学校の特集がありましたが、あのよう市報で定期的に取り上げていただくのは大変よいことだと思うので、ぜひ継続していただきたいと思います。

今、在宅介護で御苦労している方や困難を抱えている方など、手を挙げられなくている方もいらっしゃるのではないかと思います。特別障害者手当がその方々への応援になるのではないかと思うので、支給要件に合う方に対しては、今後支給をできるのだという周知と、そういう支給を受けられるという状態をつくっていただきたいと思います。

「介護を社会的なもの」ということで介護保険が始まって、もう今年度で22年目になります。介護疲れの心中、殺人など、悲劇が後を絶ちません。安心して老いられる環境はまだまだ十分とは言えません。かえって悪化しているのではないかとさえ思われます。

お金がなければ介護も受けられない、こんな状況が本当にあっているのかと私は常々思っております。80になっても働かなければならないと、一生懸命歯を食いしばって頑張っている方など、「在宅介護は大変だけど、入所施設はもっとお金が足りなくて大変だ」「いつまで続くか分からない。大学だったら4年で卒業するけれども、介護は卒業がない」など聞こえてきます。せめてもの応援として、在宅介護者に対して何か激励金のようなものがあってもよいのではないかと思います。ぜひ市として考えていただきたいと希望します。

通告番号2番、さがえこうのとり応援事業についてであります。

不妊治療が令和4年度から保険適用になります。高額で諦めていた方なども、保険適用により治療を受けやすくなるのではないのでしょうか。

治療が成功し、妊娠に至る確率が20%以下だということを、この間、保健師さんからお伺いしました。そうであれば、高額な不妊治療を受けようか悩んでいる方も多いのではないのでしょうか。

この間の山新では、1回の不妊治療に50万円くらいかかるということが書いてありました。保険が適用されるのであれば、治療を受けてみようかと考える方も増えるのではないのでしょうか。

不妊治療に対しての応援補助金を支給する「さがえこうのとり応援事業」、令和3年はどのくらいの市民が事業を活用していたのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、この特定不妊治療費への助成については、平成19年度から実施をしているのでありますが、平成30年度からは「さがえこうのとり応援事業」ということで、医療保険適用外の高額な治療費のかかる体外受精や顕微授精などの特定不妊治療に対して、県の補助事業へ上乘せして助成を行っているわけでありまして。

また、市の独自事業として、一般不妊治療としての人工授精への助成を実施しております。さらには、令和元年度からは、高額な医療費のかかる不育症治療への助成事業も追加をさせていただいて、子供を持ちたいと希望されている御夫婦に対して、経済的な面から支援を実施させていただいております。

御質問の令和3年度の事業の活用状況であります。この2月末現在におきましては、特定不妊治療費助成事業は28件、一般不妊治療費助成事業は5件、不育症治療費助成事業は1件ということでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 令和2年度の決算ですと、特定不妊治療が40件ありました。この間28件と、大分減っているなあという感じがありますが、で

も、まだこのぐらいの需要があり、子供が生まれる可能性が出ているのであれば、やっぱり充実してほしいなと思います。

令和4年4月より不妊治療が健康保険の適用になるのですが、この予算案でも400万円のさがえこうのとり応援事業が計上されております。この事業をどのように継続していくのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま議員から御指摘のとおり、令和4年4月の診療報酬改定におきまして、高額な不妊治療への医療保険の適用が拡大されることになって、治療を受ける方の窓口負担は原則3割になるわけでありまして。

そして、治療費が高額になる場合は、高額療養費制度が適用されて自己負担の一部が払戻しされることになるわけでありまして、一定程度の自己負担が生じることが推測されるわけでありまして。そのため県では、自己負担分について一部助成することを予定しております。負担軽減が図られることが期待されているわけでありまして。

現時点において、明示されている保険適用になる対象内容の一つとしては、対象治療開始時に、女性が40歳未満の場合は1子につき6回まで、40歳以上43歳未満の場合は1子につき3回までという、対象者の年齢や回数制限の設定があるようでございます。

寒河江市としては、新年度より、40歳以上43歳未満の場合でも、4回目以降でも、保険適用外の自由診療において治療を希望する御夫婦に対しまして、6回まで、上限30万円の助成金を支給させていただいて、経済的負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。また、不育症治療についても、従来どおり助成を実施していきたいというふうに考えております。

今申しあげましたが、現時点で保険適用後の

全容というのが明らかになっておりませんので、受益者負担の動向というのが予測できないところでもありますので、その適用後の受診者負担状況などを十分注視しながら、また、国県の支援の動向などを考えながら今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 不妊に悩む女性にとって、大変応援になるのではないかと思います。ぜひ融通の利く、その時点時点で臨機応変に対応してくださるようお願いいたします。

今、制度の改正など、多くの市民が活用できるようになるという不妊治療なんですけれども、この情報とか周知徹底する方法とか、あと相談窓口など、どのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまでも申しあげましたが、保険適用外で高額な治療費がかかる不妊治療が、保険適用の対象になるということは画期的なことなのではないかというふうに思いますし、子供さんを持ちたいと希望しながらも、治療が必要な御夫婦にとっては朗報であるというふうに思います。

国においても、広報や各種メディアなどで情報提供されるということが予測されるわけですけれども、市におきましても、もちろん、市報をはじめ市のホームページや寒河江ぼけつとナビなどを活用するなど、機会を捉えて治療の保険適用化、そして、寒河江市のそれを補うさがえこうのとり応援事業に関しての情報を的確かつ積極的に発信をして、子供さんを持ちたいと希望する方が情報を入手しやすいような環境をつくっていききたい、周知には工夫をしていききたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** この間、議会と高校生の意見交換会で高校生が言うには、ツイッターとかをよ

く見るということでした。寒河江市も公式ツイッターをしているので、例えば不妊というのはどういうふうなことで不妊になるのかなど、きちんとそういうものをツイッターなどで発信するというのも一つなのではないでしょうか。ぜひSNSを活用して、若い世代に周知徹底できるよう取り組んでいただきたいと思います。

14人に1人が体外受精で生まれる時代だそうです。保険適用になり不妊治療を受けやすくなりましたが、今後の課題としてですが、寒河江市ではこの間、市職員に対して不妊治療を受けやすいように規則を改正しておりますが、市内の事業所や自営業、農業などへの支援、まだまだ足りないのではないかと考えられます。

市以外の事業所に対しての周知徹底など、先進地域ではどういうふうに行っているのかなど研究していただいて、寒河江市で何ができるか検討し、少子化の克服の一環として、このよい施策を生かした市政運営にしていきたいと思います。希望します。

出生率が2.0になるよう、国が減びないように、寒河江市としても、今後より一層の少子化対策に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、通告番号3番です。気候危機の中、急がれるゼロカーボンについてであります。

気候危機への対応や世界共通の目標である温室効果ガスの削減に向けた寒河江市の対応についてお伺いします。

一昨年の豪雨災害や今年の豪雪など、気候変動が大きく、今まで経験したことのないようなことが起こり、目の当たりにしてきました。一昨年の豪雨災害など、あと1日大雨が降ったら、我が家は寒河江川で浸水の危険があったのではないかと実感しました。もう家すれすれまで、水が怖いくらいに上がってきました。

世界は、COP26などゼロカーボンに向けて本気の取組をしています。日本は、またCOP26でも化石賞を受賞してしまいました。しかし、

ぐだぐだ言っている時間はない。とにかく地球に生きる一人として、どのような取組が必要かみんなで考え、国連・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」は、2030年までに、大気中の温室効果ガス（その大半はCO₂の排出）を2010年比で45%削減、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を、産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。

目標は、外国並みにCO₂の削減に取り組むことが大事であり、地球を守ることにつながります。来年度、ゼロカーボンシティ宣言をするに当たり、寒河江市として具体的にどのような施策を考えているのかお伺いします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員御指摘のとおり、近年、地球温暖化が原因と見られる異常気象により自然災害が多発しております。私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしている状況であります。

地球温暖化対策は、全世界共通の喫緊の課題というふうになっておりまして、御指摘のとおり、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満として、1.5℃に抑えるよう努力するという目標が国際的に広く共有されております。

その後、2018年に公表されたIPCC・国連の気温変動に関する政府間パネルの特別報告書では、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があると公表されたところでございます。

我が国においては、2020年10月に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との宣言をいたしました。こうした状況を踏まえまして、本市におきましても、今定例会において「寒河江市ゼロカーボンシティ宣言」を議案として上程させていただいていると

ころであります。

このゼロカーボンシティ宣言につきましては、議第12号の宣言案のとおりでございますが、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指して、持続可能な脱炭素型社会の実現に向けた取組を進めていくことの表明でございます。

本市においては、既に新第6次寒河江市振興計画において、ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大を図るという重点目標を掲げて、太陽光発電など再生可能エネルギー設備導入への支援でありますとか、小中学校での環境教育を実施しているところでございます。

今後のさらなる取組としては、令和4年度より、公共施設における使用電力を自然エネルギー由来である再生可能エネルギーへと転換を進めていき、温室効果ガスの削減を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、寒河江市環境基本計画と寒河江市地球温暖化対策実行計画の見直しを予定して、その計画見直し過程の中で、本市に適した地球温暖化対策を検討して、ゼロカーボンシティに向けた新たな施策、指標を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 具体的な施策など、今回の第6次振興計画の見直しで、V2H設備への補助などを新たに検討していることもありますが、なかなか電気自動車の購入や太陽光発電・蓄電など、機材を用意するのに高価であるとか、あと古い家では屋根が対応できず、太陽光発電のパネルが上げられないなどなど、個人の再エネに対しては今後も支援の充実が必要と思われるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘にありました再生可能エネルギー設備導入への支援であります

けれども、市内の一般住宅や事業所を対象として、太陽光発電設備や蓄電池、木質バイオマス燃料機器等の設置について補助を行っております。これは平成30年度から行わせていただいておりますが、市民の皆さんの再生可能エネルギーへの意識が高まっているということから、今年度におきましては、昨年の9月に補正予算で追加をさせていただいている状況でございます。来年度も実施していくということになりますが、さらに令和4年度からは、先ほどありましたこれまでのメニューに加えて、電気自動車と住宅の相互充放電を可能にするV2H設備についても、補助対象にすることを予定しているところでもあります。

今後、再生可能エネルギーの活用については、新しい技術が展開されていくということが想定される分野でありますので、そのような技術革新に合わせて、設備導入への補助対象の拡充でありますとか適切な情報の提供などを行って、再生可能エネルギー設備の普及促進をさらに進めていきたいというふうに考えております。

さらに、こういった設備導入への支援と併せて、ライフスタイルの変革や消費電力の削減といった省エネルギー活動の実践も前からやっているわけですが、さらに意識の高揚を図りながら総合的に取り組んでいくということが必要かというふうに思います。そういう取組を進めて、ゼロカーボンシティに向けた持続可能な循環型社会の構築に向かって進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ますます省エネなど必要になってくるのではないかと思います。断熱による省エネ住宅へのリフォームとか、太陽光パネル、蓄電池への補助とか、多くの市民が利用できるようになってほしいと思います。

あと、CO₂削減目標の意味と緊急性を広く市民に理解してもらうため、啓発活動が重要に

なってくるのではないかと、一人一人の考え方を考えていかなければならないのではないかと私は思っておりますが、市長はどのようにお考えかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまでお答え申し上げたとおり、国では、パリ協定以降の国際的な流れを受けて、令和2年10月に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ということを宣言し、令和3年4月に、この実現に向けた中期目標として、2030年度に温室効果ガスを46%削減、さらには、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しているわけであります。

この2030年までというのは、残すところ8年しかないわけであります。この大きな目標に対して予断を許さない状況なのではないかというふうに思いますし、市におきましても全力を挙げて目標達成に向かって取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

この目標を達成していくためには、市民の皆さんからも、温室効果ガスの排出量削減の重要性について改めて広く知っていただくということが肝要かというふうに思います。これまでも市のほうでは、市報で温暖化対策の特集記事の掲載をしたり、また、小学4年生を対象にして、タブレットを使ってのエコチャレンジ、出前講座などの環境教育を実施してきたりということでも、啓発活動を行ってきたわけでありますけれども、来年度におきましては、こうした市報での連載や小学生の環境教育の推進のほかに、エコドライブ講習や講演会の実施など、市民の皆さんに関心を持ってもらえるような様々な機会を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

また、節電とか節水、それから食品ロスをなくすこと、私たちが身の回りから始められる、国が進めているゼロカーボンアクション30などの取組も広く紹介していきたいというふうに考

えているところでもあります。

いずれにいたしましても、市民の皆さんお一人お一人が、この気候変動に起因して生ずる生活、社会、経済、そして自然環境における影響というものを理解していただき、地球温暖化防止に対する意識を身近なものとして考えて、小さなことからでも行動に移していってもらえるよう、そういったきめ細かな情報を発信していくことが大事なのではないかというふうに考えておりますので、これからもそういった意味で啓発活動により一層力を入れてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 地球に住む一人一人が自覚を持って、エネルギー問題、CO₂の削減を考えていかなければならない世の中になってきたなあ、私もこの質問をするに当たりいろいろな本を読んで本当に感じております。

営農型太陽光発電、小水力発電、地域の条件に合った自然エネルギーが必要で、あと8年に迫った2030年までの目標達成に、市民の力を活用し本当に達成していかなければ、国際社会から取り残されてしまうのではないかと危惧しております。

学校教育の中でも、エコチャレンジとか、先ほど市長のほうからあったようにやっているということもありますが、かもがわ出版で出している「こども気候変動アクション30」という本なんですが〔資料を示す〕、こういう本なんかも結構何冊も出ております。ぜひ学校の図書とか、図書館にもあるのではないかと思います。配置していただきたいと思っております。

また、営農型太陽光発電は農林課、小水力発電も農林課など、やっぱり各担当課を超えての、寒河江市全体としてみんなで取り組めるような、「こんなところから省エネ」など、市民の皆さんの声を寄せてもらうコンテストとか、多くの方々を巻き込んだ運動にしていくことが重要な

のではないのでしょうか。各課を超えて、市としてワンストップの相談窓口や、そういうふうな小水力発電をしてみたいとか、営農型太陽光発電に取り組みたいとかそういう声が出れば、担当課を度外視して、ワンストップで相談を受けられる窓口などを設けるのが今後の課題ではないかと思っております。

脱炭素化、省エネと再生可能エネルギーの推進は、生活水準の悪化や耐乏生活を強いるのでも、経済の悪化や停滞をもたらすものでもありません。それどころか、新しい雇用を生み出し、地域経済を活性化し、新たな技術の開発など、持続可能な成長の大きな可能性を持っています。

私も、この子供用の本を勉強して〔資料を示す〕、生ごみを出さないようにするとか食事を残さないで食べるなど、自分ができる省エネ、脱炭素のことを考えて生活していくきっかけに、この質問がきっかけになったなと思っております。ぜひ、市民全体、市民一人一人がこの問題に取り組み、すぐにでも動き出すことを要望し、質問を終わります。

ありがとうございました。

鈴木みゆき議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番について、3番鈴木みゆき議員。

○**鈴木みゆき議員** 国民・立憲民主クラブの鈴木みゆきです。

ロシアがウクライナに侵攻して約11日が過ぎようとしています。この間、被害が拡大しています。被爆国日本は、この侵攻が何も生まない、悲しみと苦しみが残らないということを知っています。犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈り申しあげます。

それでは、一般質問をさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

通告番号4番、地域の活性化と人口減少対策について。

(1) 定住人口が減少する中、移住や二地域居住に向けた施策について。

現在、本市の人口は4万人台を保っている状態にあります。令和3年3月に改定されました「寒河江市人口ビジョン」を拝見しますと、皆様御存じのとおり、2005年以降、人口減少傾向にあります。特徴としては、自然動態として、出生数が死亡数を上回る自然減の増加、そして、10代後半の学生が大学を卒業後、本市に戻らず就職をする、また若年女性の流出傾向が強まっている等であります。

山形県の各市町村におきましても、令和3年11月現在の数値を見ますと、東根市を除く全ての市町村で人口減少となっております。これは、東北においてだけでなく、国全体の問題でもあります。このことから見ましても、全ての地域で人口減少が進む中、定住人口を増やすことはなかなか難しいのではないかと考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症を契機に注目されているのが二地域居住であります。いわゆる都市住民が、本人や家族のニーズに応じて、主な生活拠点とは別に、特定の地域に生活拠点を設ける暮らしです。

本市では、ワーケーションとして、さがえ心地体験住宅「さがえベース」を募集しており、寒河江市での生活体験ができる施設を設けました。まずは、そのさがえベースの利用状況について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 鈴木みゆき議員から、ワーケーション利用状況ということで御質問がありましたが、御指摘のとおり寒河江市では、移住定住を促進して地域活性化を図るということを目的として、市外の方に一定期間本市での生活体験をしてもらって、納得して移住定住してもらうための新たな取組として、昨年8月に、さがえ

心地体験住宅「さがえベース」を開設したところであります。

開設の時期がコロナの第5波と重なって、緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置の発令地域からの利用制限などがあって、実際は10月から利用開始になっておるわけですが、利用状況としては、これまでのところ3組の利用がございました。3組というと少ないという感じがいたしますけれども、この利用期間については、短い組は3日程度であります、長い組は3か月というのもあって、この3組であります。出身地を見ると、宮城県、神奈川県、大阪府、年齢も30代、40代、50代と多岐にわたっているところでございます。

今後の予約状況などを見ますと、実施要綱によって半年先の9月まで予約可能というふうにしておるんですけれども、既に7組の予約をいただいているところであります。ほぼ空きがなくなっている状況というふうになってございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 現在のところ、定住につながるような事例はありましたでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まだ残念ながら定住につながったという事例はございません。我々としては、寒河江のベストシーズンというのは初夏でありますから、それに向けて魅力を体感していただいて、多くの方より移住先として選んでいただけるよう、さらに取組を進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 予約で埋まっているということで、大変期待ができる状態だと思います。今後、寒河江市移住体験ができる「さがえベース」という窓口は、常に継続して開設していただきたいと思います。

私の知り合いに、60歳の定年を迎えたら、都

市部の自宅はそのままにしておき、春から秋に実家に戻り、畑などをして暮らしたいという方がいました。さきに挙げた二地域居住をしたいという要望です。

また、昨年12月に放送された某テレビ局の人気番組「ポツンと一軒家」で、大分県日田市の山奥にある一軒家にたどり着く内容でしたが、情報を提供してくれた住民が都会から移住してきた夫婦でした。リモートワークで仕事ができるようになり、念願だった環境のよい田舎で暮らしたいという要望から、古民家をリフォームして暮らし始めたそうです。古民家と田んぼも込みで約300万円のところ、自治体などの補助があったため半額の150万円ほどで購入できたそうです。

長い人生において、仕事も一区切りでき、多様なライフスタイルを実現したいと願う50代から60代前半ぐらいの人も増えてきているのではないかと思います。

国土交通省の調査で、コロナ禍における国民の意識の変化を見てみますと、令和2年6月時点で、「地方暮らしへの関心が高まりましたか」の問いに、とても高まった14.2%、やや高まった31.8%、合わせて46%と半数近くになり、移住定住よりも二地域居住を考えると答えた方が42.4%と、これも半数近くになります。

本市でも、ホームページ等で公開しております空き家バンク、空き家を有効活用して定住の促進や地域の活性化を図る目的ですが、ほかの自治体に比較してみても、これまでの登録件数が少ないのではないかと思います。これは、空き家や土地の所有者に対し行政側がアクションを起こしにくい、所有者が亡くなり相続する親族が遠方にいるなど、困難な状況になっていることも考えられます。

令和3年4月に、所有者が不明な土地の解消に向けて法律が改正されました。法改正により、相続登記や住所変更などに伴う登記の申請が義

務化されます。法令の施行日は、令和5年4月1日から段階的に施行されるそうです。義務化となれば、所有者不明土地発生の予防にもなり、円滑な土地利用につながるのではないかと考えられます。

そこで、空き家等が増えていくと推測される中、空き家調査の後、所有者を特定し、売却や賃貸などができるように、民間と連携しながら、物件をなるべく多くホームページ等で発信していくための専門部門を設けるなど、積極的に取り組んでいかれてはいかがでしょうか、市長のお考えをお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 空き家についての御質問であります。空き家の適正管理については、寒河江市ではこれまで、平成30年3月に策定をいたしました「寒河江市空き家等対策計画」に基づいて取り組んでいるところでありまして、空き家の管理台帳というものを作成して、毎年、空き家の適正管理について所有者の方に注意喚起をさせていただいているところであります。

御質問の法改正に伴う空き家対策の強化についてでございますけれども、市としては、これまでも毎年、寒河江市司法書士会、それから宅地建物取引業協会寒河江の各団体の御協力の下に、空き家の解消に向けての相談会を開催したり、また、空き家の利活用方策の一つとして、御指摘のあった空き家バンクへの登録をお願いしたりしているわけでありまして。こういったことをホームページに掲載し、情報を発信しているわけでありまして。

そういった意味で、現時点で、引き続き空き家の調査、それから民間事業者との連携、情報発信などについては、寒河江市の担当部署において確認をして、関係団体とも十分連携をしながら、その対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 今後とも、ぜひほかの部門と連携しながら力を入れていていただきたいと思えます。

件数は決して多くはないと思うんですけども、空き家などに人が入ることにより、その地域の活性化につながり防犯にもなることと思えます。そして、ホームページ等に、移住者の方の感想などもアップしていただくと、親近感も湧くのではないかなと思えますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

次に、(2)地域の活性化につながる生活環境の充実に向けた施策についてです。

南部地区や寒河江市内各所に見受けられる私道等は、居住者が高齢になると、狭い道路のため、自家用車運転や降雪のときの除雪など困難になってきます。そこで、私道等に面した建物が空き家などになり、市道認定条件を満たせる見通しが立つ場合、道路整備をするための制度などを伺いたい。よろしく願います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私道についての御質問であります。私道については、個人または団体などが所有している土地を道路として使用している区域になりますので、維持管理については原則、私道の所有者もしくは利用者の方で行っていただくことになるわけでありませう。

しかしながら、御質問にもありました除雪作業など、生活に支障を来すような問題の解決には、市として支援、協力していくという観点で、市内一斉除雪の出動時において、朝の7時から9時までの間に私道除雪の受付をさせていただいて、市道除雪完了後になるわけでありませうけれども、市除雪オペレーターが手分けをして私道の除雪を実施しているところでございませう。

御質問の趣旨は、空き家が出た場合に、空き家などを解体して道路を拡張する場合、そういうことについての支援制度はどうかという御質問かというふうに思いますが、現在、ま

ず空き家解消対策として、解体費用について助成制度、老朽危険空き家解体事業費補助制度というのを設けているところでございませう。

また一方で、私道の整備に対する支援としては、路面の舗装、側溝・擁壁の新設または改築などについて、寒河江市私道整備補助制度を設けているところでございませう。この制度は、費用の80%以内、100万円を限度に補助金を交付するということになってございませう。ぜひ有効に活用していただければというふうに考えているところでございませう。

○國井輝明議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 解体補助制度など、そういった制度を組み合わせることでございませう、私道を徐々に市道認定のほうに近づけられるということが分かりませう。高齢化が進む中、住民もこのような制度を利用し、今後の暮らしやすい地域、まちづくりにつながるよう、市民の皆様にも私のほうからも広めていきたいと思えます。

次に、市営住宅の跡地の利活用についてです。

新しい市営住宅が間もなく完成します。そこで、現在の南部地区にある老朽化した市営住宅の跡地を解体することですが、町会長のほうから、グラウンドゴルフやゲートボールができるような公園にしてほしいと要望が上がってきたことと思えます。

また、高屋西浦地区は新興住宅地で、住民が公民館を建てましたが、そのとき駐車場も取れなかつたほど狭いところにあります。そのようなことも踏まえた上で、住民と話し合い、よりよい跡地利用をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、老朽化が進行している市営住宅であります西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅を一つにして建て替えて、陵南アパートとして、令和4年、今年の4月の供用開始に向けて今準備を進めているところでございませう。

もなくありますが、完成した暁には、西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅にお住まいの方から陵南アパートへ転居をしていただいて、転居が完了した住宅から順次取壊しを行う予定にしているところでもあります。

御質問の市営住宅の跡地利用についてでありますけれども、都市計画用途地域の指定では、西寒河江住宅のある緑町は第一種住居地域、西浦住宅の高屋西浦地区は第一種中高層住居専用地域となっております、良好な住居環境を保護するための地域となっております。

また、高屋住宅がある高屋地区は無指定ですけれども、周辺に、御案内のとおり住宅地が広がっているところでもあります。市営住宅の跡地利用については、周辺の環境に十分配慮して、定住人口の増加を図るための方策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

御指摘のとおり、高屋1町会からは、子供さんや高齢者のための公園の設置についての要望書が提出されておりますので、今後、改めて御意見をお聞かせいただきながら、土地利用検討委員会において有効な活用を検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ住民の意見を取り入れていただいて、そして、跡地を有効利用していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、学校整備計画（案）についてです。

現在、パブリックコメントを募集している状況であると思っております。中学校3校を1校に、小学校も統合されていく計画を策定しています。特に南部地区におきましては、陵南中学校も市内中心部に統合され移動し、南部小学校も寒河江小学校と統合するか、または社会情勢の変化によっては、中部小学校と柴橋小学校の統合校へ統合するとなっております。

学校がそれぞれ遠方へ移動するとなると、地域の活性化もなくなり、子育て世代が南部地区に移住しにくくなるのではないかと懸念されます。恐らく過疎化が急速に進むのではないかと心配されます。

さらに、南部小学校は、災害時の避難所に指定されています。市民の安心・安全を保つためにも、小学校をなくす代わりに、コミュニティーセンター等それに代わるようなものを建築する必要があるのではないかとと思いますが、御意見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり学校施設というのは、学習の場としての利用のみならず、地域の生涯学習や文化スポーツ活動などにも利用されている、身近な公共施設であるわけでありまして、そして、御指摘のとおり、災害時には地域の避難場所としての役割を果たすということ、大変地域にとっては重要な施設になっているというふうに認識をしております。

寒河江市といたしましては、今後、学校施設整備計画を踏まえて、統合の検討と併せて、現在の校舎や屋内運動施設などの建物及び土地の利活用については、各地域の皆様の御意見を十分お聞きしてまいらなければならないというふうに考えているところであります。

御質問の陵南中学校及び南部小学校統合後の避難所や地域活動の中心となる施設についてでありますけれども、地区公民館など他の公共施設もありますので、これから広く検討していく必要があるというふうに考えを持っているところでございます。

いずれにしても、高齢化の進展、あるいは有事などを想定いたしますと、地域内の結びつきや支え合いというのがこれまで以上に重要になってまいりますので、学校統合後における避難所の指定、それから地域コミュニティー活動の拠点施設の整備につきましては、安全・安心で

地域の活性化につながるものとなるように、市と関係団体及び地域の皆さんとしっかり連携を密にして進めてまいりたいなというふうを考えているところでございます。

- 國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

- 鈴木みゆき議員** 南部小学校は避難所に指定されておりますので、地域の方々の意見を集約しながら、今後どのような施設が南部地区にあるべきか検討して、調整していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(3) 若者の流出対策と交流人口増加についてです。

寒河江市人口ビジョンのとおり、特に10代の若者が大学進学などで県外に行ってしまう、本市には戻らず、そのまま就職をする。その後、20代後半におけるUターン転入者が多くはなるものの、転出超過の数までは届かないとあります。これは、家庭の事情や離職したときなど、何かきっかけがあれば地元に戻りたいと考えている若者が多いのではないかと推測されます。

中でも注目すべきは、若年女性の流出傾向が高い点です。そこで提案にはなりますが、商工団体などと連携して、20代女性が地元で就職したいと思うような就職先や職場環境などをピックアップし、活躍している女性を紹介し、生徒に情報発信をしてみたいはいかがでしょうか。

また、子供の進路に強い影響力を持つ保護者に対しても、地元企業の情報発信や講演会、ワークショップなどを開催し参加してもらい、また、寒河江市に就職したときの暮らしをシミュレーションし、都会暮らしに比較してどれぐらい住みやすいのかなどを調査、公開するなど、

独自性のある事業を展開してみてもどうかと思います。市長の考えをお聞きします。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長** 鈴木議員から様々な貴重な御提案をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘のとおり、昨年3月に改定をした「寒河江市人口ビジョン」でもお示しをしているわけでありすけれども、若年層については男女ともに、高校卒業後は大学などへの進学を機に市外へ転出して、卒業後は本市には戻らずに就職する方が多いと推察されるわけでありすけれども、特に若い女性の市外への流出傾向が強まっているというふうに認識をしているところであります。

人口減少が進む中で地元への回帰定着を促して、若者や女性の活躍を推進すること、そういうことは地域経済や地域社会の活性化に欠かせないというふうに思っております。

議員からの御質問の中にもありましたが、地元で若手や女性が生き生きと活躍している企業でありますとか、仕事と家庭、子育て、地域活動といった、仕事以外の生活の両立支援に積極的に取り組む地元企業などの存在というのは、地域の魅力を高める要素の一つでございますので、こうした企業について、学生だけでなく、保護者の方にも積極的に情報を発信して、ふるさと寒河江に関心を持ってもらえるよう、市として関係団体と連携して、そういう取組を進めていきたいというふうに考えております。

県のほうでは、県内市町村と移住支援情報を取りまとめた、移住総合支援ガイドブック「Life in 山形」というのを発行して、こういうものを発行しているわけですがけれども〔資料を示す〕、こういう中で、子育て期間から退職するまでの30年間に、「山形暮らし」と「東京暮らし」の収支比較を掲載しているんですね。こういう表を掲載するわけでありすけれども、貯蓄面で見ると、「山形暮ら

し」のほう貯蓄額が1.4倍になっているというデータが示されているところでもあります。こうした点なども含めて、地元寒河江に戻ってきたい、住み続けたいと思っていただけるように、様々な機会を捉えて、子育て支援、Uターン支援制度などの情報発信に努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

さらに、本市ではこれまでも、「さがえっこライフデザインセミナー」というのを学校のほうで実施をしていただいています。小学生のうちから郷土愛、それから職業観の醸成に取り組んでいるというところではありますが、これまでの枠組みにとらわれないような独自性のある取組が必要だというふうに思いますので、我々としても新たな取組を、女性、それから学生、さらには保護者の方々に対して、地元で暮らす魅力を訴えかけるような工夫をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ、女性が働きやすい環境づくりは必要だと思います。そして、生き生きと働いている、女性が輝いている職場が増えるように、本市としてもぜひ誘導していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、寒河江工業高等学校の令和6年4月の供用開始に向け、整備事業が現在進められているようでもあります。特色ある教育と地域産業を担う優秀な工業技術者を育成する学校であります。

令和元年のデータによると、107名在籍のうち60名が県内企業へ就職していました。おおよそ半数近くが県内に就職しているようです。寒河江中央工業団地に就職する生徒が多くなれば、寒河江市の発展につながるのではないのでしょうか。本市として、この新しい校舎の整備を転機に、どのように連携していくのでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 県立寒河江工業高等学校にしましては、これまでも地域と密着したものづくり教育などを推進していただいて、地元企業と地域との連携交流によって、優れた技術者を多数輩出していただいているところでもあります。

同校の今春卒業予定者の就職内定状況を先般伺ったところ、2月末現在では、104名の卒業予定者のうち39名が県内企業へ、そして、うち10名が市内企業に就職予定ということになります。これは、年によって若干ばらつきがあるというふうにもなっているようでもあります。

寒河江市といたしましては、雇用対策事業ということで、就職を希望している市内及び西村山地域の高校1年生から3年生までを対象にして、地域産業の発展を担う人材育成を目的にして、インターンシップの事業でありますとか、研修会、講習会などの開催などをさせていただいて、職業に関する知識の習得と自覚を促して、就業の促進というものを図ってきたところでもあります。

また、高校生の地元企業説明会ということで、積極的に高校生に地元企業の方と話をする機会をつくって、より興味と関心を持っていただくよう取り組んできたところでございます。

御案内とおり、令和6年4月に供用開始予定となっております県立寒河江工業高等学校の新校舎の計画概要を拝見させていただきますと、産学連携拠点としての機能なども設置されていると伺っているところでもあります。

一方、このたびの入試志願状況を見ると、大変厳しい倍率となっている状況でございます。市としては、より魅力ある工業高校として改築整備されて、工業団地に隣接するそういう強みを生かして、立地企業との交流によって地元企業への理解が一層進むよう、大いに期待をしているところでございます。

市といたしましては、今後とも可能な限り支援を行うことにしているところでもありますし、

先ほど御意見にもありました保護者の方に対しての地元企業に関する情報発信など、地元定着率増加に向けた取組については、市の商工会、寒河江中央工業団地振興協会など関係団体とも十分連携をさせていただいて、実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 新しい校舎になるということですので、ぜひ、その魅力で学生を引き寄せるような高校になってほしいと思いますし、本市としても、今までどおり、いやそれ以上に支援させていただいて、寒河江中央工業団地に就職していただくのを目的として、今後も連携していただきたいと思います。

次に、交流人口増加に向けた施策についてであります。

本市におきましては、数々のイベントや昨年オープンした慈恩寺テラス、今後建設予定のチェリーランド再整備計画のアクティビティエリアや新市民浴場など、交流人口の増加につながる事業が既に展開されていると考えます。

そこで、さらなる交流人口増加が期待できると思われる高瀬山の寒河江スケートパークにストリートエリアを整備中です。東北最先端の施設で、東京オリンピックで選手が活躍した人気のあるスポーツです。スケートボード教室には、「順番待ち」と報道されるほどでありました。現在、本市にあるようなスケートパークは東北にどの程度あるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問のスケートボード競技については、昨年夏の東京オリンピック2020での日本人選手の活躍などもあって、大変盛り上がっている状況かというふうに思います。

御指摘のとおり、本市には東北最大規模とされるスケートパークが整備されております。設置者は山形県ということですが、今年度から3か年事業で、競技種目に合わせた改修工

事が今進められています。

東北地方におけるスケートパークの施設数はどのくらいかということで御質問でありましたが、行政などが設置する屋外型のコンクリートパークとしては13か所ほどあるということでございます。県別に見ると、山形県が3か所、宮城県が4か所、岩手、秋田、福島各県が2か所ずつということであります。施設の面積としては、寒河江スケートパークが最大のようでございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 面積では寒河江が一番最大ということで、ほかにも宮城県などにもスケートパークが存在するということですが、今後、オリンピック選手を招いてイベントの開催や大会を誘致するなど、寒河江市を全国にアピールし、地域活性化につなげてはどうかと思いますが、お考えを伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去年の夏の東京オリンピック2020大会では、御案内とおりの寒河江市は韓国のスケートボードチームとホストタウンを結んで、様々な事前の取組などをさせていただいたわけですが、そういったつながりから、日本スケートボード連盟、あるいはスケートボード関係者との協力関係というのが構築されているところでございます。

そういったことから、今後もその機運を生かしながら、寒河江スケートパーク改修工事の完了時期などに合わせて、国内のトッププロが出場するような大会の誘致でありますとかいろいろなイベントなどを、県の施設でありますから県と共同で取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますし、その際には、オリンピックで活躍した選手の招致なども実現できればというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ韓国チームとの交流、そ

してメダリストを招待していただいて、イベントを盛り上げていただきたいと思います。

次に、県内には、屋内の子供のための遊戯場がたくさんあります。大半が、幼児から12歳くらいまで対応する屋内で遊べる施設です。そうしますと、中学生や若者が遊べるようなところがないように感じます。そこで、中学生から若者、大人も遊ぶことのできる屋根のついたスケートパークを、ふるさと総合公園内に増設してはどうかと提案いたします。

子供から親の世代まで一緒に楽しむことができ、それは、スポーツの振興や交流人口の拡大、県内外から若者が集う街となると思います。市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、改修工事を起こしているわけでありますので、そのリニューアル後に、リニューアルになったスケートパークの利用状況、それから利用者の御意見などを踏まえて、さらに交流人口の拡大、それから地域活性化につながるように、山形県に対して設備の設置の要望なども状況によって検討していきたいというふうに、今の時点では考えているところであります。

3年のリニューアル計画でありますから少し時間がありますが、実は来年度、市では、スケートボードや自転車などが楽しめるような、移動式の凹凸コースであるパンプトラックを購入して、気軽に楽しんでもらえるような取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。もちろん野外でも使えますし、屋内でも使える移動式のものでありますから、いろんなところで若い方に使っていただいて、スポーツの振興、交流人口の拡大などにもつなげていければというふうに今考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひその移動式のパンプトラ

ック、そういったものも取り入れていただいて、そして、できれば県と相談しながら、利用状況を見て要望として上げていただき、御検討いただきたいなというふうに思います。

例えば、パークゴルフ場の傾斜を利用してもいいかなというふうに、坂を利用して滑るというふうなこともいいのではないかと思います。上級者向けや初心者向けの施設があるとなれば必ず注目を浴び、経済や地域活性化につながると思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の第6波が押し寄せ、また、ウクライナ侵攻も経済に影響を及ぼしています。ここまで長期戦になると、打撃を受けている業界の人々だけでなく、市民全体の意欲低下が続きます。こんなときにこそ、夢のある事業や希望を与えるような事業を展開するものよいいのではないかと思います。

本市の持つ魅力を活用し、活性化と発展につながるよう、まちづくりを進めていただくようお願い申しあげ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番、6番について、7番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 国民・立憲民主クラブの渡邊賢一であります。市民を代表し、御質問をいたします。

まず、ウクライナ国国民の主権と命、安全・安心を脅かす所業を、断固としてこれは許せない。非難、糾弾をしたいと思います。

3月4日、先週の金曜日にフローラ・SAGAE前で、市民の皆さんと私ども議員有志で抗議行動を行いました。私も参加をさせていただきましたけれども、多くの市民と共有をしてまいりました。ロシアのプーチン大統領による自衛を名目にしたウクライナ国への軍事侵略は、

いかなる理由があろうとも、他国に攻め入り、罪のない子供や市民を巻き込んだ軍事行動そのものであり、戦争に大義はございません。大量殺人、無差別テロ行為、何といたっても今世紀最大の愚行だというふうに思います。

さらに、プーチン大統領は、核兵器でウクライナを威嚇しています。私たち日本人が、アメリカ軍の二度にわたる核兵器攻撃で、広島、長崎の多くの市民が無差別に虐殺された過去を持つ民族、国民として、決して許すことはできません。直ちに攻撃を中止し、ロシア軍の撤退を命じるよう求めます。

また、原子力発電所を狙った攻撃は、福島原発事故、チェルノブイリ原発事故の悲劇を繰り返すことになり、ロシア、ヨーロッパ全土が死の海になることを意味しています。こうした自爆テロ的な攻撃は狂気の沙汰にほかなりません。

一方、国内では、これに乗じた核兵器共有、「武力には武力を」などと議論を巻き起こそうとする動きがございます。安倍晋三元総理や高市自民党政務調査会長はじめ自民党の一部、また日本維新の会は、北大西洋条約機構（NATO）加盟国の一部が採用している、アメリカの核兵器を自国領土内に配備して共同運用する、核共有の政策について日本でも議論すべきだという考えをテレビなどで示しました。ロシアのウクライナ侵攻に乗じたこの主張は、日本の非核三原則と相入れないものであり、ニュークリア・シェアリング（核兵器の共有）に断固反対するものでございます。

さて、2年連続となる豪雪で春の訪れが待ち遠しい中、先週3月4日から、5歳以上11歳以下対象のワクチン集団接種が始まりました。コロナ感染により、私の地元西根小学校は昨日まで一斉休校となりましたけれども、今日から元気に登校していかれました。公立高校の一般入試も間もなくですが、受験生の感染予防がとても心配であります。

今回の一般質問は、コロナによる地域経済の再生、市民生活の再建に向けた緊急対策や課題について、もう一つは、今日も多くの傍聴の皆さんがいらしていますけれども、さがえっこの未来、明日への希望につながるような学校施設整備計画について、通告順に御質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、通告番号5番、感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策についてお尋ねします。

1つ目が、看護・介護・保育の現場で働く、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さんの処遇改善についてでございます。

質問の内容ですが、岸田政権の肝煎り政策として打ち出した、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、「未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」「分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～」と称して、公的部門における分配機能の強化を行うとしています。

具体的には、看護・介護・保育・幼児教育などの現場で働く方々の収入の引上げなど、新型コロナウイルス感染症の第一線での対応と少子高齢化への対応が重なる、そうした職場において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す等、民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、岸田人勸というべきこの賃上げ対策効果が継続される取組を前提として、収入を3%ほど引き上げるための措置を、2月、先月から前倒しで実施するということになっていきます。

本市において、市立病院、介護事業所、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどがございすけれども、今回の国の補正予算1,665億円で、対象となる看護師等には月額4,000円、介護士、保育士、幼稚園教諭等には月額9,000円の賃金

改善が行われているようなんですけれども、本市においてどのような状況になっているのか。

また、全ての労働者の同一労働同一賃金の趣旨から、非正規労働者も対象なのか、現状についてどのように対応されているかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から、エッセンシャルワーカーの処遇改善について御質問がありましたが、病院については久保田管理者のほうから御答弁申しあげますので、私からはそれ以外のエッセンシャルワーカーの方への対応についてお答えを申しあげたいというふうに思いますが、ただ、現時点での状況について答弁させていただくということを御了承いただきたいというふうに思います。

まずは、本市内における介護職員の処遇改善の対象となる事業所というのは、訪問介護事業所、通所介護事業所、デイサービスですね、それから特別養護老人ホームなどで49施設となっております。

処遇改善の実施の有無については、各事業所の判断において検討されている状況でありますし、また対象者についても、原則、介護職員となっておりますけれども、他の職員の処遇改善に拡充できるよう、柔軟な運用が認められておりますので、各事業者の判断において対象者を検討している状況になってございます。

また、保育所や幼稚園については、市が運営している4施設及び民間事業者が運営している12施設に勤務する全ての職員が対象になるわけです。市が運営している4施設については、会計年度任用職員の保育士及び保育補助71名の時給額を、この令和4年2月分から、2.2%から2.6%増額をしております。

正職員の保育士につきましては、県の人事委員会勧告に準拠する一般行政職給料表を採用していること、さらには他の自治体の動向などを

踏まえて、現時点では処遇改善は行わないと判断しておりますけれども、今後の県や他の市町の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところであります。

そのほか、民間事業者が運営している12施設についてでありますけれども、実際に処遇改善を行う対象者及び改善額については事業者の判断ということになっております。そういうことで、現在検討している状況だというふうに聞いております。

それから、放課後児童クラブについては16クラブ、18の支援単位が対象であります。こちらも処遇改善を行う対象者及び改善額については、各クラブにおいて現在検討している状況だというふうに聞いています。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 市立病院についてであります。まずは、先月公表いたしました当院職員の新型コロナウイルス感染の確認に関して御心配をおかけいたしました。継続して診療しておりますので御安心いただきたいと存じます。

さて、当院につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、現在、発熱外来を担当した医師や看護師、臨床検査技師に対し、防疫等作業手当の措置を講じております。

さらに、このたび、国の看護職員等処遇改善事業として、2月から9月までの賃金引上げに係る補助事業、また、10月以降には、診療報酬改定による対応が創設予定とされております。

当該補助事業につきましては、県の担当課において、県内医療機関に対して調査を行い、補助要件に該当するほとんどの民間・公立病院20以上が、実施に向けて検討していると聞いております。

当院においても、対象職員として、会計年度任用職員を含む看護職員79人程度と想定し、処

遇改善事業に合わせて、今年度分からの実施を前向きに検討してまいります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

まだ検討中のところも結構あるんですね。ですが、ぜひこれは国のほうで強力に進めているものでありまして、公務員に関しては人勤制度のほかに、今回そうやって賃上げというふうなことでなってきましたのでちょっと変則的なんですけれども、処遇改善に変則も何もないというふうに私は思うんですけれども、ぜひ今後の最低賃金引上げは、前から言っていますけれども、時給1,000円以上というふうなところが、これは岸田さんもおっしゃっているわけでありまして、こうした改善にもつながっていくというふうに思っております。

看護職員等の処遇改善事業補助金、また、今回の介護職員処遇改善補助金等について、引き続き、これは9月までというふうな期間があるわけなんですけれども、10月以降の対応についてもさらに御検討いただき、多くの皆さんにこの賃上げ効果が及ぶようにしていただきたいというふうに思っています。

さて、次の(2)ですが、コロナ関連の現場で働く職員の負担軽減を図るため、業務量に見合った適正な人員配置について御質問させていただきます。

これまで、長年にわたる行財政改革によって人員削減が進められてきた中で、通常業務に加え、今回のコロナ対応や災害関連業務など危機管理対策にも追われ、職場における職員お一人お一人の業務量は増す一方だと伺っております。職員の精神的負担の増大と、心身の健康破壊等を招いているとも言われています。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の事務職員についてですが、各課の職員の配置などを拝見しますと、兼務辞令や併任辞令などによって、1人の職員が本来の業務と掛け持ちで勤

務されているという、大変忙しいというふうに伺っています。

また、国のコロナ関連補正予算の対応で、時間外勤務を余儀なくされている、労働強化になっていると言われていています。労使で締結している労働基準法第36条協定、いわゆる三六協定、30時間等を上回る残業時間の80時間超とか100時間超、これは、恒常的になれば健康破壊は間違いなく起こりますし、家庭も崩壊すると思います。

こうした実態を踏まえ、新年度に向け人員配置を抜本的に見直して、必要な人員を適正配置する人事異動を行うべきだと思います。個別職場の今の時間外勤務状況などを踏まえた市長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症、全世界に蔓延してから2年が経過するわけであります。その間、寒河江市としては、ワクチン接種をはじめ感染防止対策、経済対策といった様々な関連業務を推進してきました。特に、国を挙げて取り組むワクチン接種については、ワクチンの供給や前倒し接種など日々状況が変化する中で、手探りの状態の対応などもあって、担当する職員も試行錯誤しながら、市民の命を守ることに汗を流していただいているところでございます。

さて、時間外労働勤務の状況であります。市の職員労働組合への時間外労働限度時間、月30時間以上の時間外勤務であります。この延長協議として、今年度2月までの新型コロナ関連業務による協議実績は、延べ13所属43人分となっております。時間外勤務の増加が見られたのは、先ほどありましたが、経済対策、それから感染対策、ワクチン接種などを担当する部署というふうになっております。

また、長時間勤務に伴う産業医による面接指導の状況であります。今年2月までに面接指

導の対象となった職員は9名でありますけれども、面接指導が必須となる職員はおりません。本人の申出による面接指導の該当者もおりませんでした。

一方、人員配置の見直しということでありまして、コロナ禍で事業の縮小を余儀なくされた部署、あるいは逆にコロナ禍によって業務拡大となった部署もあるわけでありまして、全部の課から事務事業の執行状況などをきちっと聞き取りをしながら、業務量に見合った職員の適正配置を心がけてきたつもりでありますし、さらに、来年度に向けて、今年度採用した内定者は退職者よりも上回る人数となっておりますので、新年度に向けた人事異動などにおいては、さらに業務の実態に合わせた適正配置に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今ほど市長からは人数まではお話しされませんでしたけれども、定年・自己都合退職者含めて14人で、新規採用予定者が15人ということで、新年度に向けては新規採用のほうが上回っているというふうな事務的なお話も私もお聞きしていましたので、ぜひそういった改善などを引き続き行っていただければというふうに思います。

続いて、(3)の定年制延長に伴う職員採用計画についてでございます。

これも関連しますけれども、国家公務員同様、地方公務員について、定年年齢の引上げによって、来年度から2031年度にかけて今後10年間で、現在の60歳定年が65歳定年になります。管理職の上限年齢を設ける役職定年制などが導入される予定になっております。したがって、2年に一度しか退職者が発生しないというふうになりますので、単純計算では新規採用者が大幅に減ってしまうというふうになります。

暫定、再任用職員は原則フルタイムとなって

いますが、定数外再任用職員や定数内部分の部分休業などの多様な働き方を踏まえた制度になっておりまして、フルタイムで働く職員が減ってくれば、必然的に職場は残された職員への労働強化となってしまう仕組みです。

本市は、前佐藤市長時代、極端な行財政改革によって、10年ほどの間、新規採用募集すら行われてこなかったことによる、40代職員の皆さんが極端に少ない、いびつな年齢構成になっていることが前から大きな問題となっております。

県は、職員定数の引上げの可否について検討を行うというふうな予定ですけれども、本市においてもこれから10年間は過渡期であり、激変緩和による新規採用の平準化が求められると思います。

2016年6月に私もここで一般質問させていただきましたけれども、退職後の再任用職員になっても、60歳を超えても意欲を持って働くために、定年制延長の新たな60代現役職員の配置を踏まえた今後の新規採用計画と、条例上の職員定数について市長はどのようにお考えなのか、御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、地方公務員法の改正によりまして、令和5年度から地方公務員の定年が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるということでもあります。

御指摘のとおり、組織全体としての活力の維持、それから高齢期における多様な働き方の支援などを図るために、管理職の上限年齢を設ける役職定年制、さらには60歳以降に短時間勤務の職に採用される定年前再任用短期勤務制など、様々な働き方が導入される見込みとなっているわけでありまして。

実際、導入までのスケジュール、今後のスケジュールでありますけれども、市職員労働組合との協議を経て、関連する条例改正を今年の12月定例会をめぐりに進めていきたいというふう

に考えているところでございます。

新規採用計画と条例上の職員定数についてでありますけれども、まず初めに、定年延長の対象となる職員を対象に制度の情報提供を行い、勤務状態の意思確認を進めさせていただくということになるかと思えます。そして、その状況を踏まえて、新規採用の平準化も含めた職員採用計画を定めていくということになるというふうに考えているところでございます。

その新規採用職員の平準化を実施する場合においても、現在の市職員定数条例に定めております職員定数の範囲内で、職員の採用、配置は行われるのではないかというふうに今認識をしているところでございます。

○国井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほどの市長の御答弁の中では、定数条例には手をつけなくて、そのまま引き続き平準化に向けた対応を行っていきたいというふうな回答だったと思えます。安心したところでもありますし、私も同世代なんですね、これから退職する皆さんと同世代なものですから、いろんな方から本当にどうなっていくんだべと、ねんきん定期便が来たと、それを見ると75歳まで働くと、年金はそれ以降に選択すれば1.3倍ぐらいに増やしてやるからなんていうふうな、脅しではないんですけども、こういう選択もあるよというふうな定期便が来たんですけども、私は本当に怒り心頭でした。せっかく60歳まで働いたら、60定年後は自分の人生をしっかりと、また第二の人生を踏んでいただきたいというふうに思います。

また、これからも引き続くんですけども、若い人にしっかりと就職の場も提供しなくちゃならないというふうなことも半分ありますので、しっかりそういった価値感も持ち合わせていないと駄目だろうなというふうに思うのであります。これは私見ですけども、次の質問に入ります。

次が、職員採用試験の見直しについてであります。

今年の箱根駅伝では、本市寒河江小、陵東中出身の優秀な選手が、初日の第5区山上市間において、昨年に引き続き区間賞獲得、区間記録に迫る歴代2位の激走で、市民に勇気と感動を、子供たちに夢と希望を与えてくれました。昨日の東京マラソンでも、日本学生歴代3位という好記録をたたき出し、解説者からは「公務員最強ランナーになるだろう」というふうな高い評価も得ていたようです。

2年連続の見事な走り、山の神の偉業に、市民の皆さんからは「あっぱれの大活躍だった」と、陸上競技関係者にもお褒めの言葉をいただいた一方で、就職先が本市でなく隣の自治体と分かるや否や、なぜ寒河江市役所に就職しなかったんだという厳しいお叱りもいただくことになりました。

言葉は悪いですけども、隣の自治体をはじめとする一本釣りのようなルートアプローチは、「本市はそういうことがないんですね」と、「スポーツ振興に後ろ向きなんですね」などという、残念な思いをしている人も少なくありません。

さて、地方創生の時代を担う多種多様な能力のある人材確保について私も以前御質問させていただきましたけれども、市長からは、さらに研究をしていくという前向きな御答弁でした。けれども、他の自治体では、先んじて新たな採用枠をつくっておいて、後れを取っているというふうに思うのであります。

本市の社会人経験枠というふうな採用試験の募集定数のほかに、その自治体では、UJIターン枠、自己アピール枠、あと特別選考枠などで優秀な人材の確保を進めてきており、そんな中、今回のような、これ天童市なんですけども、特別待遇で内定されてしまうというふうな悲劇が起きているわけでありまして。

こうした制度は、天童市だけでなく、上山市、山形市などでも行っているわけで、今後せっかく手塩にかけて育てた本市の優秀なランナーも含め、人材が流出してしまいかねない危機的な状況だというふうに思います。ぜひ市長の研究結果を踏まえ、新年度から募集要項を見直していただきたいというふうに思うのですが、御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 箱根駅伝の往路5区で、2年連続区間賞を本市出身の選手が獲得されたということは大変すばらしいことでもあります。昨日のマラソンでも活躍されたと、大変な誇りに思っております。

一方、先ほどありましたが、新聞報道によりますと、4月から、その方は天童市役所職員として勤務されるというふうに伺っています。寒河江市職員でないということは大変残念に思いますが、御自身で選択された進路でありますので、市職員として、今後、住民福祉の向上のために一層頑張りたいというふうに期待しているところでございます。

御質問は、寒河江市の採用試験の実施方法についてでありますけれども、職種ごとに実施をしているということでもあります。令和2年度は年1回の試験でありましたが、令和3年度、昨年実施をしているわけですけれども、令和3年度は受験の機会を増やしていきたいということと、採用の予定者が多かったこともあって、6月から8月の前期試験と、9月から10月までの後期試験の2回を実施したところであります。

前期試験では、1次試験を全国の約280か所のテストセンターで受験できるようにして、公務員試験の専門試験をなくすなど、受験しやすいようなそういう環境整備を図ったところであります。また、行政職以外の専門職については、社会人経験枠も設けて実施をいたしました。

採用試験においては、これまでどおり職種ご

とに採用試験を実施することで、公平公正に選考するというのが前提であるわけですが、議員御指摘のような、そういう多種多様な能力のある人材の確保という観点から、全国的に秀でた成績を取められた方などを対象にする、いわゆる特別選考といった方法の導入なども一つの方法だというふうに我々も認識をしているところであります。

今後の職員採用について、先ほどもお答えをしましたが、定年延長に伴う職員採用計画などもありますので、そういったところを十分見極めながら検討していく必要があるというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ特別選考枠の開拓に向けて、市長からはさらなる御努力をお願いするしか私はありません。陸上関係のOBの先輩方からは、電話で「何やってるんだ」というふうなお叱りのお電話を何本もいただいたこともお伝え申しあげ、それくらい人材確保を真剣にですね、真剣でないとは言っていないよ。でも、本当に、さらに頑張っていかなければ他市に負けてしまうのではないかというふうに思うのであります。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、通告番号6番、さがえっ子の未来を築き、明日への希望を実感できる「学校施設整備計画（案）」についてお尋ねをいたします。

まず初めに、学校のあり方検討会の委員の皆さんによる10回もの会議の御努力に深く敬意を表し、感謝を申しあげる次第です。

私は、議員に立候補した当初から、本市の教育の充実を進めていくことを公約の柱の一つに据えてまいりました。児童生徒の皆さんは大切な未来の創造者であり、牽引者になっていく宝物にほかならないからであります。教育に力を入れない国は衰退していくと、歴史は教えています。

我が国はどうなっていくのだろうと、本市は

大丈夫なのか、そんなことを日々思いながら、今回の答申を拝読させていただいたところです。そして、この答申について、年末年始から市民の皆さんに、私も独自で、自分の議会報告を作って、多くの市民の皆さんから御意見を拝聴してまいりました。

先日の議員懇談会で学校施設整備計画が提案されたわけですが、今までにない、20年に及ぶ大事業となるわけでありまして、私ども議員にとっても、いずれ議会において最終決定しなければならない重大な課題を与えられたというふうに思います。そのような思いを込めながら御質問させていただきます。

(1) のアンケート調査等の意見反映についてであります。

市民からは、今回の中学校1校にする統廃合案は、カーリング競技でいえばトリプルテイクアウトで1個しか残らない、何を考えているんだという厳しい声が上がっているわけでありませう。

そのあり方検討で行った中学校保護者のアンケート調査の結果、陵東中、陵南中のほぼ6割が、統廃合は必要ない、現状維持と答えています。また、これらの学区の小学校の保護者についても、三泉小学校以外は、6割から8割再編は必要ないというふうに答えています。こうした民意、現在の2校を望んでいることも十分踏まえているのでしょうか。

10回の検討会でも委員の皆さんがまとめ切れず、1校案賛成3人、2校案賛成5人、どちらとも言えない6人という議事録を拝見すると、最終的な両論併記という結果にせざるを得なかった。つまり、非常に悩ましい答申だったというふうに思っています。

なぜ1校なのか、2校で駄目なのか、この詳細についても計画の中でははっきりせず、結果的にこの答申が最大限尊重されていないというふうに私も思います。

本市において、幾ら何でも都市型のマンモス校1校に、1,000人規模の1校に統廃合する案はかなり無理が生じます。本市の目指すべきは、陵南中学校と陵東・陵西中学校の統合中学校と、中規模校2校が身の丈に合った自然な集約の形ではないでしょうか。

また、本市の地理的な特殊性を踏まえ、これは後から図解して申しあげますけれども、中学校1校に統廃合することによって、計画ではメリットしか記載されていませんけれども、デメリットが数多くあります。保護者の声である2校による切磋琢磨というのは時代錯誤なのではないでしょうか。グローバル時代とカリモートのGIGAスクールなど、それはそれで分かるんですけども、市民には大変分かりにくい内容だというふうに思います。

また、財政面で70億から80億、規模が大きいと100億の予算だというふうに議事録にも書かれているわけですが、事務局の考えが反映された内容だと思いますが、それ以外の理想的な2校案を支持している大多数の意見を踏まえていないことは、誰が見ても明らかでありまして、一つにまとめればいいんだと一方だけに偏重していて、折衷案とか修正案などの柔軟な検討がこの短期間で行われてきたのかどうか甚だ疑問でなりません。

当初から、1校の結論ありきだったのではないかというふうに市民から思われても致し方ないというふうに思います。幅広く今行っているパブリックコメントなど、多数の市民の意見をもっと尊重すべきです。

2月14日にも、日教組の組織である県教組西北村山支部の先生方の組合の皆さんが、教育長にもその要望書などを、丁寧な議論を行ってほしいというふうな要望書なども出ていると思いますので、それを踏まえた教育長の御所見をお伺いします。

○国井輝明議長 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** まず、アンケート調査の意見反映ということですが、あり方検討委員会では、まず令和元年11月に、市内保育所等に通所する年少児から中学校に在籍する中学校3年生までの生徒を持つ保護者4,384名を対象にアンケート調査を行っております。

中学校の統合に関しては、陵西中学校区の保護者の半数が統合を必要としています。一方で、先ほどございましたけれども、陵東中、陵南中の保護者のほぼ6割が必要ではないと回答しています。

ただ、小学校については、三泉小に加え、先ほど議員からございましたけれども、実は陵西中学校区の全ての小学校区の保護者で、統合は必要ないと回答した割合は1割から4割というふうになっています。

検討委員会の諮問の背景の一つに、児童生徒の減少と地域への不均衡があり、これはまさに陵西中学校区が該当する地域であり、アンケート結果から、当該学区の保護者は、統合の必要性を感じていたことの表れであるというふうに捉えているところであります。

このたびの学校施設整備計画を検討するに当たっては、このアンケートの結果を尊重しながらも、これを参考としながら、検討委員の方が総合的に判断して行っていただいたというふうに捉えております。

そのことから、適正規模、適正配置については、答申で示された方向性としまして、1つは、1学級当たりの児童生徒数を「さんさん」プランを基本とすること、それから複式学級は早期に解消すること。2つは、クラス替えができる複数学級、2学級以上とすること。それから、3つ目は、現行の学区を合わせることがあっても、分割することはしないというふうなことを十分に考慮した内容とさせていただきます。

中学校の整備につきましては、答申でも一つの方向性にまとめ切れず、1校、2校案の両論

併記とせざるを得なかったわけですが、他施設との併設、財政の見直し等、市全体の将来像も勘案して、市当局の判断に委ねるというふうな検討委員会の御意見でありましたので、そのことを記載させていただきました。

検討していく中で、中学校2校案とした場合、学区を分けないという答申を踏まえた基本的な考え方がございますので、陵南中学校区を分割しないままで、陵東、陵西の統合というふうになるわけですが、この2つを統合しても、年数を経過するに従って現在の陵東中学校と同等の生徒数となり、陵南中との不均衡が生じるということは懸念されているわけでありませう。

コロナ禍が加速させたICT環境整備をはじめ、新しい教育の推進への対応が急務であることから、統合時の生徒数だけではなくて、先ほどありましたように、10年先、20年先の生徒数の減少を見据えるとともに、未来の寒河江を担う人材育成に向けた統一した教育ビジョンを、市民のコンセンサスを基に策定し、さらには、教育資源、財源を一つに集中し、より効率的、かつ、より優良な教育環境を構築していくため、1校案を採択するというふうにさせていただいたところであります。（「そのとおりだ」の声あり）

現在、この計画に対して、市民の意見を幅広くいただくためにパブリックコメントを実施しているわけですが、なお、今パブリックコメント中ではありますが、3月6日時点で提出いただいたコメントにつきましては5件でございます。統合を進めることに対して否定的な意見がありますけれども、ただいま私が申しあげたことなどを丁寧に説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私の午前中の発言で、高市早苗氏の役職を幹事長と申しあげたんですが、正しくは政務調査会長でした。訂正させていただきます。

続いて、(2)の市民への説明責任についてであります。

答申については、各戸の回覧板やホームページでの掲示がありましたけれども、今回予定していた4回のうち、一番重要な西部地区、あるいは南部地区、この2回が中止になり、質疑応答や意見集約の機会がなくなりました。計画についても、全く知らない市民が今もまだまだ数多くいらっしゃいます。この答申を受けてからあまりにもタイトなスケジュールで、市民に対する説明が極めて不十分ではないでしょうか、この重要性に関しての教育長の御認識をお伺いします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** あり方の答申、それから学校施設整備計画についての市民への説明責任の重要性ということではありますが、答申につきましては、本来、検討委員会に諮問された項目について、協議・検討した結果を答申にまとめるというのが委員会の仕事であります。そういったことから、市内3地区を網羅して、各年齢層、関係団体の代表、学識経験者、公募委員合わせて17名の委員の方より、より幅広い考えを吸い上げながら御議論いただいたところです。

この整備計画を作成するに当たっても、検討委員会が出された答申内容を尊重しながら業務を進めてきたところであります。答申を受けた後は、答申の重要性を考慮して、市民の皆様への周知として、ホームページへの掲載をはじめ町内の回覧板配布、市内学校の保護者等で構成

するさくら連絡網、4,296件が保護者登録しているわけですが、送信させていただいて、3,880件の閲覧をいただいております。

学校再編については、将来の教育の展望や地域コミュニティの在り方とも直結する重要な事項でありますので、審議会答申ではあまり例のない、市民の皆様への地区説明会を開催することにいたしました。新型コロナ感染防止のため、議員から今御指摘あったように、残念ながら一部中止せざるを得ない状況になっております。

学校の在り方検討につきましては、市民の皆様の大きな関心事でもあることから、令和元年7月に会議が開始された当初から会議を公開するとともに、報道機関からの取材にも積極的に応じ、記事にさせていただくことで、市民の皆様の間で、将来の学校の在り方について大いに議論を巻き起こしてほしいというふうな姿勢で取り組んできたところであります。

また、学校施設整備計画(案)につきましても、ホームページへの掲載をはじめさくら連絡網で、市内4,430件の全保護者の皆様に周知するとともに、市の規定に従いパブリックコメントを実施しており、市民への説明を積極的に行ってきたというふうに認識しておるところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 教育長そうおっしゃるのであれば、現在、ホームページを御覧の市民の皆さんは、今回の計画と答申の比較が非常にしにくくなっています。トップ画面から答申が消去されており、検討会でどのような議論が行われたのか、具体的にどんな内容が答申になったのか、今現在なかなか見られなくなっています。ぜひ、議事録も含めて公開をしていただきたいというふうに思います。

また、計画案には、議事録のリンクを張っていただくとともに、市民に分かりやすく丁寧に

説明して、質問に答える機会をぜひ今後つくっていただきたい。これは教育長いかがですか。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 今申しあげたとおり、答申につきましても、それから整備計画につきましても、私たちができる限りの説明をしてきたつもりであります。

それで、今パブコメ中でもありますけれども、その質問についても、一つ一つ私たちの意が伝わるように説明していきたいなというふうに思っておりますし、ぜひいろんなところで情報発信しているというふうなことを議員からもお伝えしていただいて、より多くの方から答申、そしてそれを踏まえた整備計画の中身がどういうふうになっているかということも多くの方から見ていただいて、そして、いろんな議論を巻き起こして、そして、将来の寒河江の教育がどうあるべきかということをも市民多くの方から話題にさせていただいて、そしてその方向性をみんなで議論していただきたいなというふうに思っているところです。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間もありませんので次に入りますけれども、中学校3校統合による一極集中の問題点について申しあげたいと思います。

まず、陵西学区については、小中学校が将来皆無になることから、地域住民の方が非常に不便になりバランスを欠き、均衡ある市勢発展に逆行するとおっしゃっています。

統合予定の醍醐小学校は、急傾斜地と浸水想定区域の大変危険な場所に立地されているというふうなことから、専門家からもあまり安全とは言いがたいと助言されています。

地域の中心部から遠く離れてしまう、地域というのは陵西学区の地域の中心部のことを言うんですけれども、醍醐小学校は比較的新しいからといって、統合先に固執するのは非常に現実的ではないのではないかと。ごく少数の児童が

徒歩通学で、大部分がスクールバスというのは本末転倒ではないですか。老朽化した高松小学校の改築など、今後、安全なところに新たに陵西小学校を建設すべきではないかというふうな声も出されています。

2つ目、陵南中学校の跡地利用は一切触れていませんけれども、万一、統合中学校が陵南中学校周辺になれば、陵東学区からのアクセスが非常に不便になります。それは御覧になっていただきたいと思いますが〔資料を示す〕、JR左沢線によって跨線橋が3本しかなく、踏切を横切るためにスクールバス、スクールタクシーなど、渋滞に巻き込まれるというふうなことはもう目に見えています。特に冬期間は除雪が追いつかず、徒歩通学が困難になり、結局保護者が送迎しているという今の現状がさらにひどくなるんじゃないかと、渋滞が深刻になると思います。

寒河江中学校を陵東中学校と陵南中学校に分けたというふうなことも、これは歴史的経過から、教育長も御案内のとおり、アクセス条件と均等距離というものをよく考えて、それぞれ建てられたと聞いています。それぞれ半世紀以上の歴史が刻まれているわけですがけれども、先人たちの先見の明をもっと尊重すべきであるというふうに言われています。

3つ目、1,000人規模のマンモス校について、都市型の1学年9クラスというふうなところは本当に無理なんじゃないかと。あり方検討会でも、中学校の校長先生が野球に例えて、「本市の場合は、内野に1校建てるような条件はないので、外野に2校造るべきなんじゃないですか」とおっしゃっていました。

また、マンモス校となれば、いじめや不登校の増加、また、天童市や酒田市の中学校で残念な自殺なども起きていますので、そういった問題もございます。本市の目指すべきは、陵南中学校と陵東・陵西の統合中学校、(仮称)緑ヶ

丘中学校とか桜ヶ丘中学校とそれぞれ名前をつけてもいいんですけども、身の丈に合った自然な集約の形ではないかというふうに思います。

4つ目、将来の小学校については、またいろんな議論があるわけですけども、陵西学区にきちんと小学校を残してくれというふうなことが地域の皆さんの声でもあります。一番安全な高松小学校跡地など、老朽化した高松小学校の改築とともに統合小学校を造ってくれないかというふうな声が、陵西地区の市民の方から多く出されているわけでありまして。

これら代表的な意見について申しあげましたが、教育長としてどのように受け止めていらっしゃるのか、また、今後の計画案の修正を含めてお考えがあるのか、はっきりとお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員おっしゃる陵西地区への小学校の整備というふうなことでありますが、在り方検討が行われた理由の一つに、校舎の老朽化への対応があります。学校施設整備計画にもお示しさせていただいたように、高松小学校の劣化状況評価の健全度が市内では最も低く、醍醐小学校が最も高いというふうなことから、醍醐小学校を核とした統合を考えさせていただいたところでありまして。

また、少子化の進行によって、陵西地区の小学校を統合しても、1学年単学級が解消できないというふうなことから、中学校区をまたいでの再統合もやむなしだろうというふうな委員の非常に苦渋の御意見もあって、中学校を1校に統合した後、空いた陵東中学校の跡地に、西根小学校と今複式がある三泉小学校を統合した小学校との再統合もロードマップに示させていただいたところでありまして。

大規模校についてのことがございましたけれども、1クラスの人数が、「さんさん」プランでは21から31名というふうなことで、国で進め

ている35人学級よりも下回った人数で本県では学級編制を行っているわけで、先ほどもいろんな問題点を挙げられましたけれども、1クラスの規模が小さいわけですので、きめ細やかな指導ができるものというふうに捉えているところであります。

また、国の文科省で出しております適正規模・適正配置の手引に照らして、統合した際は大規模校の範疇にはなろうかというふうに思いますが、過大規模校には該当しないというふうに想定しておりますので、先ほど申しあげましたように、年数が経過するに従って生徒数が減少するということを考えれば、将来的に1校に統合する時期が来ることが予想されて、2校を新しく造るということは効率的あるいは合理的ではないというふうに考えたところでございます。

また、統合中学校の場所につきましては、陵南中学校の跡地になるかどうかも含め、現時点では全くの白紙の状態でございます。

繰り返しになりますけれども、先ほど来、いろんなパブリックコメントを含めて御意見、御要望を聴取しておりますので、それに対して丁寧に説明していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、教育長から御答弁いただきましたけれども、今、世界の、日本もそうですけれども、世界の先進国や先進自治体を目指すところは、個性最適化教育といって、これは文科省で言っているわけですけども、一人一人にきちんと学力を身につけさせ、そして個性を引き伸ばしていくという、子供たちの未来にきちんと先行投資すべきでないかということも、いろんな方から御意見がありましたので、申し添えたいと思います。

時間がありませんので、今ほど建設予定地については白紙だというふうなお話でしたけれど

も、御質問させていただきますが、現在の都市計画マスタープランの重要変更となった場合に、また適地であったとしても、時間的な制限が出てくるのではないかと、結果的に建設予定地が限定されてしまうんじゃないかというふうな問題もございます。

また〔資料を示す〕、周りが川で囲まれて、しかも活断層のある、そして真ん中に緑が丘、長陵の里、長岡山（寒河江公園）があって、これで分断されているという極めて特殊な地域であるがゆえに、ここぞという適地は今後発掘されるというふうにお考えですか、これをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 繰り返しになりますけれども、新しい学校の建設予定地については白紙だということで、予定地の選定をこれから行っていくわけでございますけれども、議員からありましたように、活断層、あるいはハザードマップにおける浸水想定地域を考慮した、防災・減災の視点を大事にしなければいけないなど。

それから、先ほど御指摘ありましたけれども、交通の利便性なども勘案しながら、今後、庁内で総合的な観点から多角的に検討して、決定していくということになるかというふうにご考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間もありませんのではしよりますけれども、(5)のさらなる過疎化の進行と人口減少問題への対応について、今日も質問が同僚議員のほうからあったわけですが、市長に御質問させていただきますが、新年度施政方針となる市政運営の要旨が先週出され、新年度予算も提示されました。

新年度は、学校教育課の中に学校再編整備室を設け、計画的に整備を実施するとしています。また、ホームページの「市長の部屋」には、こういう記述になっていますけれども、「人にや

さしく、人が集い、賑わい、楽しみ、豊かに暮らせる活気あるまちづくりをめざす」というふうにより市長は書かれていますし、そうやって明日への希望を実感できるまちづくりを進めたいということで、4期目の選挙でも熱弁を振るわれていたわけです。

ところが、今回のこの計画案というのは、それに逆行するというか、市長のお考えと正反対のものではないかなというふうに捉えていますけれども、市長として、ここは公約の問題とか選挙公約の問題もそうですけれども、本当にこれを進めようと思っていच्छるのか、そのところ御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** あまり時間もありませんが、市民一人一人が幸せに暮らしていけるような施策を展開していく。ただ、その中で、人口減少、少子化なども進行している状況でありますから、そういう状況を踏まえて、その中でも地域がいかに活力あるような地域を創造していくかというのが我々の大きな仕事だというふうに思います。

そういった状況の中で、この学校再編の問題と真摯に向き合って、その中で整備計画が示されるわけでありますから、そういったことを進めていくにあっても、やはり地域の活性化、引き続き元気な地域を維持していく、盛り立てていくということについて、どうしていくかということをごこれから考えていく、大変重要な節目になっているのではないかと、我々は認識をしております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、最終決定は市長だと思っておりますので、最終的に議会の中で合意を得て進めていただくようお願いをしたいと思います。

多くの意見をしっかりと受け止めていただきたい。これは教育長にも申しあげましたけれども、まだパブコメが5本しか来てないというのは、

まだ知られてないからです、市長。ぜひ市長にもお願いしたいのは、これからまた市民の皆さんにも、分かりやすく丁寧に説明を進めていただきたいというふうに思います。

その上で、パブコメの期間も本当に短過ぎると思いますので、2週間以上延長するなどぜひ検討していただきたい。これは要望とさせていただきます。

結びに、これは先日お亡くなりになった故宇井 啓先生らが編集に携わった「大江公物語」、これが〔資料を示す〕リライト版として出されております。私も読ませていただきました。

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の登場人物で、本市の礎を築いた大江広元公は、平安時代末期の初めは朝廷に仕える下級貴族でしたけれども、鎌倉に行ってから頼朝の側近となり、今の官房長官ですかね、鎌倉幕府及び公文所の政所、初代別当を務め、幕府創設に貢献された方です。特に、近世以来、武家政権の礎となった守護地頭制度を提言した方だというふうに言われています。頼朝の側近中の側近でした。

大江家は江家と呼ばれ、学問の神様と言われる菅原道真（菅家）と並び、古くから学問に秀でた家系で有名な大江家であります。ぜひ、今の時代を引き継いだ私たちの責務であると、偉大な先人たちの思いを子孫そして末代まで形にしていくことが、学校を造るということも含めて、今、我々に課せられた大きな責務であるということは言うまでもございません。この多くの苦難を乗り越え、新たな時代を切り開いてきたことを思いながら、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

太田芳彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号7番、8番について、10番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** 冬季オリンピックも閉幕しまし

て、金メダルのラッシュまでとはいきませんが、3個の金メダル獲得で残念がる方もおられると思いますが、私は改めて世界の頂点に立つのは極めて難しいことなんだと思い知らされた結果でありまして、選手の皆様には大変御苦労さまと申しあげたいと思います。

それでは、通告番号7番、空き家対策について質問をさせていただきます。

御存じのように、人口の減少や高齢化により、日本では空き家の数が増え続けています。空き家には様々な種類がありますが、中でも問題となっているのが放置された状態の空き家です。

管理されていない空き家は、地域の景観を損ねるだけでなく、安全面、衛生面、治安面からも深刻な問題が多いのが現状です。平成30年住宅・土地統計調査の結果、空き家が848万9,000件と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めていることが分かりました。

そんな中、空き家の対応を盛り込んだ「空家等対策特別措置法」が平成27年5月に全面施行され、これを受けて、本市でも平成30年から令和9年までの10か年、「寒河江市空き家等対策計画」を策定しておりますので、その成果と課題について質問をさせていただきます。

私の地域でも、町会によっては3軒連ねて空き家もあり、本市全体を見れば相当な数と推測されますが、①現在の空き家の戸数はどの程度か、調査結果をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から現在の空き家の件数についてお尋ねがございましたが、先ほどありましたとおり、空き家対策を総合的かつ計画的に進めて、危険度の高い管理不全な空き家の発生防止と空き家の利活用を図ることを目的として、平成30年3月に「寒河江市空き家等対策計画」を策定しているところでありますが、市においては既に、その前の平成27年度に空き家の実態調査を初めて行っているところでありま

す。さらに、令和元年度に追跡調査を実施しているところでもあります。

その結果、令和2年1月現在では、空き家は市内で346件というふうになっております。内訳を見ますと、使用可能と思われるものが29件、修繕が必要なものが312件、老朽化が進み要注意と判断された空き家が5件というふうになっています。

その後、市の職員による実況確認を実施しております。今年の1月現在において空き家の件数を確認しておりますが、これは299件というふうになっております。令和2年4月より47件減少しているというふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 答弁ありがとうございます。

令和2年で346件、それが令和3年は299件まで減ったということで、随分47件ほど減っているということのようでありまして、結果が出ているのかなど、そんなふうに感じました。

次に、全国の空き家率の低い都道府県ランキングを見てみましたら、山形県は7位で12%の空き家率ということで推移しており、特に山形県が多いということではないようです。しかし、本市の町並みが、空き家が増加し、大きく変化していることを最近強く感じるのは私だけでしょうか。

先ほど空き家戸数が報告されましたように、まだ多くの空き家が存在するようです。先ほど調査結果をお聞きしたのですが、②調査結果を踏まえて今後どのように対応していくのか、お聞きしたい。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 元年度に実態調査を行った際に空き家の管理台帳というものを作りましたが、その台帳を基にして、空き家の所有者の適正な管理方法についての啓発をしたり、また、空き家の相談会の案内でありますとか、補助事業がありますので補助事業の活用などについて文書

で情報提供を行っているところでもあります。

それから、令和4年度からですが、納税通知書に適正な管理方法についてのチラシを同封することにしておりまして、今後も引き続き所有者に対して、空き家の適正な管理について要請をしていくということにしているところでもあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 次の質問が、1次調査を終えてから2次調査に入るとのことでしたけれども、いつからどのような方法で行うのか教えてくださいとの質問予定でしたんですけども、これは既に終了しているということでしたので、③で、今後の家屋の実態調査はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後の実態調査ということでもありますけれども、山形県宅地建物取引業協会寒河江など関係団体の皆さんから御協力をいただいて、また、地域の空き家の実態に詳しいのは町会長さんでありますから、町会長さんなどにも御協力をいただいて、空き家の情報を提供していただきたいというふうに思っています。

その寄せられた情報を基に、市の職員が物件の管理状態について外観からの目視調査を行って、引き続きその台帳を整理していくということにしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 管理台帳を作って、知識人、町会長とかその他の方に相談をして、市民の方に啓蒙していくというようなお話でございました。

空家法第7条に基づいた寒河江市空き家等対策協議会を設置しているとありますけれども、④協議会のメンバーはどのようになっているのかお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市空き家等対策協議会については、関係団体の連携を図る、また、空き

家対策についての協議・検討をする場として、空家等対策の推進に関する特別措置法により定められております。

メンバーとしては、寒河江市司法書士会の代表の方、寒河江市建設総合組合の代表の方、それから西村山広域行政事務組合消防本部、それに山形県宅地建物取引業協会寒河江、そして山形県建築士会西村山支部の代表の方、それに市を代表して市長というふうなメンバーをもって構成しているところであります。

毎年、空き家等の情報を交換したり確認をしたりしながら、空き家等対策計画に関する意見を頂戴しているという状況であります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** いろんな関係各位の方が集まって委員会を立ち上げるということでございますので、この辺はしっかり対応をお願いしたいと思います。

具体的な対策の中に、寒河江市空き家相談窓口の設置とありましたが、⑤何件の相談があったのか、相談の内容はどんなものだったのか、教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 何度も申しあげますが、平成30年3月に計画が策定されて、その後相談窓口が設置されたということでございます。毎年、20件ほどの相談が寄せられております。これまでの合計でいうと73件ほどになっています。

内容については、敷地内の樹木や雑草が繁茂しているということとか、建築物の破損や積雪に関することなどが多く寄せられているところでありまして、そういった寄せられた相談につきましては、所有者の方へ文書で通知をしたり、また電話などで連絡を差し上げて、改善についてお願いをしているというところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 年に20件、トータルで75件ということで、そんなに多くないんでしょうかね。

次に、現在、空き家バンクに登録している人は何人いるのか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の空き家バンクに登録した件数は、令和3年度で申しあげますと3件であります。利活用したい空き家の情報を登録していただいて、市のホームページで公開しております。空き家の利活用のための情報提供を行っているということですが、公開する情報については、賃貸か売却かの別でありますとか、所在地とか写真などで8項目になっておりますが、令和3年度は3件登録ありましたが、そのうち2件が売買契約に至ったということになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 登録者した人が3件ということで、2件の方が売買に至ったということで、3分の2があれですから、すごく多く対象になったんだなと思いました。

トータルで言えば、登録件数が3件ということで、⑦で、空き家バンクに登録するとどんなメリットがあるのか教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の空き家バンクは、市が主体となって運営するサービスになるわけですが、そういった意味で、自治体が主体ですので、利用者にとっては安心して情報を掲載できるということになるかと思っておりますし、閲覧も安心してできる、こういうことがあるかと思っております。

また、空き家バンクの利用者の方には、改修工事を行う際に、空き家バンク利活用リフォーム事業として最大40万円の補助が行われます。また、市が、山形県宅地建物取引業協会寒河江に仲介をあっせんして、物件の契約まで取り交わしていくということになりますので、安心して利用できて、また、初期投資も抑えることが

できるというふうに、そういうメリットがあるというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。空き家バンクに登録すると40万円の補助金が使えということなので、やっぱり40万円といたら大きいですね。まだまだ、メリットとかそういう利点ということを市民の方はまだ知らないのではないかなと思うんですね。まだまだPRをして、空き家解消に努めていただきたいと思います。

せっかくですので、先進的な空き家バンク事例を紹介したいと思います。

岩手県遠野市では、観光、グリーンツーリズムから始まり、短期滞在、長期滞在を経て、定住につなげていくという段階別戦略を取っているのが特徴的で、最終目標である定住の受皿となる住宅の確保にも力を入れています。

山梨県山梨市では、山梨県宅地建物取引業協会と協力し、空き家の有効活用の促進を図っており、さらに、移住交流希望者の利便性の向上のために、周辺の市と共に同一フォーマットによる情報提供を行う試みがなされている。また、インターネット上での空き家バンク連携の試みも活発に行われています。

次に、島根県江津市では、空き家物件の案内の際に、地元の特設非営利活動法人の協力を得て空き家バンクを運営しております。また、地元宅建業者など、多くの企業、団体との連携体制を構築している点も特徴的になっています。

また、同じ島根県の雲南市では、定住推進を通して、移住交流希望者からの空き家物件に関する問合せへの対応を行っている。ホームページ上で公開している空き家物件情報を最小限のものとし、詳しい内容については定住推進員に問い合わせしているという仕組みが特徴的です。

定住推進員は、物件紹介のほか調査を行っており、きめ細かな対応ができる点が、物件成約

件数の高さにつながっている等々、他県でも頑張っているようですが、どこも悪戦苦闘しているようです。⑧そこで、本市の空き家の利活用について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市のほうでは、所有者の方に、空き家の今後の利活用について意向調査を行ったところであります。自身で管理を続けるか、あるいは売却などを検討しているのか、取壊しを検討しているのか、その他の活用はどうかなどということで意向調査を行っています。その結果を基に、それぞれの空き家についての所有者の方の考え方がありますので、それに沿って、相談会でありますとか、補助事業の案内などを差し上げて、有効活用に結びつくように進めているところであります。

今後どうしていくのかということになりますが、先ほど太田議員からも紹介の事例などもありましたから、そういうことも参考にしながら、まちづくりを進めていく上で空き家の活用というのは大変、300件近くあるわけなので、それも地域にいろいろ点在しているわけでありますので、そういった空き家をうまく活用していくかということ、それぞれの地域づくりにとって大変重要なことになっているというふうにも思いますので、そういったことについては、逆に町会などで、空き家などについてうまく使っていきたいなどというところがあれば検討していくということで、そういう利活用の方法などについても地域の皆さんと話し合いをさせていただいて、積極的に取り組んでいければというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。意向調査を行い、有効活用につなげていくということでございますので、そういうふうにして頑張りたいと思います。

空き家対策も、地域によっては大きな違いが

あるようです。市役所周辺で平たん地ですと空き家は取り壊され、分譲して売りに出されており、市民からの苦情もあまりないように思いますが、本市でも土地の価格が低いところ、不便なところでは、⑨なかなか空き家対策は進んでいないような気がするんですが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますけれども、今年の1月現在では、過去2年間で47件の空き家が減少しているということに調査ではなっております。

この47件の減少した内容を見ると、空き家が解消するというのは、1つには空き家を再利用するというのと、空き家を解体するという大きく2つあるんだというふうに思いますが、その空き家を再利用するということについては、手前みそになりますけれども、住宅建築の推進事業でありますとか子育て定住住宅建築事業などを活用して、市外の方がリフォームしてそこに居住するというで解消になるという例もありますし、また、解体などについては先ほどお話ししましたが、老朽危険空き家解体補助事業などを活用して解体をする、これは、令和3年度は9件ございます。そういうことをいろんな補助制度なども活用していただいて進めていっているということでもありますから、いろんな対策の効果がでてきているのではないかとこのように思います。

それから、市街地と周辺でどうなのかという御質問でありますけれども、補助制度を活用した例などを見ますと、市街地と周辺についての利用の差についてはさほど見受けられないようでございます。

いずれにしても、今後も、我々としては補助制度などをうまく活用し、また充実をして、空き家バンク、相談会の開催などを通して、より効果的な空き家対策について一層取り組んでま

いりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。私も、解体するとなるとお金も今の時代相当かかるようでありまして、市長が言うように、空き家をちょっと改造して、都会から来てもらって住んでもらう、これが一番理想のような気がしますので、そのように進めていっていただきたいと思います。

我々も、空き家問題がそう簡単に解決できるとは考えておりません。市民にとっては大変大きな心配事のようなので、これは対策を急いでいただきたいことを希望して、この質問を終わらせていただきます。

次に、通告番号8番、農業全般について質問をいたします。

昨年は、農業に携わる人にとって最悪の年でありました。果樹は凍霜害や降ひょう被害により、また米は、収量は確保できましたが、本市の主力品種である「はえぬき」の前渡金が1万円を切るという状況で、多大な減収になってしまいました。農家にとって、本年は正念場ではないかと思っているところです。

そこで、今後の農業経営を維持するために何点か質問をさせていただきます。

初めに、米の価格下落の問題ですが、人口の減少や高齢化等による米消費減少傾向に加え、新型コロナウイルス感染症により外食需要が低迷し、特に業務用米の需要が落ち込み、全国的に米の民間在庫が近年になく過剰な状態になっている。

このような厳しい需要環境を背景に、実質的な主食用米の価格の指標となるJA概算金が全国的に引き下げられ、本県においても、全国に誇るブランド米の「つや姫」の下げ幅は最小限に抑えられたものの、県内作付の6割以上を占める「はえぬき」などは大幅値下げとなっ

まいりました。

県においては、県産米の消費拡大に向けた緊急対策を実施していただいたが、コロナ禍が長期化し需要の回復が見通せない中で、今後さらに販売環境が著しくなることが予想され、最大限の努力を尽くしても、稲作経営が立ち行かなくなるおそれがあります。

農業者等が将来に希望を持ち、安心して米生産を継続できるよう、国へ強く要望いただくとともに、県としても、さらなる支援対策の実施を要請するといった内容で、昨年10月に山形県農業法人協会より緊急要請されておりましたが、①本市も同じ状況かと思えますけれども、市長の御所見を伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 米価の下落に関しましては、太田議員から御指摘のとおり、コロナ禍による外食需要の落ち込みに加えて、食生活の多様化により、パンや麺類など主食の選択肢が増えて、相対的に米の割合が減少していることなどから、需給バランスが崩れてしまったことが要因であるというふうに認識をしているところであります。

はえぬきをはじめとした令和3年産米の概算金の下落については、稲作農家の経営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、概算金の状況が判明した昨年9月13日に、山形県市長会のほうから県及び国に対して、対策実施を求める緊急要望を行ったところでございます。

また、本市におきましては、概算金下落の影響を緩和して、稲作農家の皆さんの営農意欲減退を防ぐために、昨年12月補正予算におきまして、市の独自支援を御可決いただいて実施をしているところでございます。支援の内容については、米の販売農家を対象にして、令和3年の作付面積に応じて、10アール当たり2,000円を助成するというものでございます。

去る2月25日に、寒河江市農業再生協議会を

通して申請のあった501名の方に対して、対象面積956.22ヘクタール分、1,912万4,400円を交付させていただいているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。そうですね、昨年の12月議会で補正を組んでいただいて、2,000円ずつ、これあれなのかな、2,000円というのは1俵当たり2,000円でしたっけ、10アールだっけ。「10アール」の声ありすみません、10アール2,000円ということのようでございます。

本県でも、米農家への緊急支援を行っているそうなんですけれども、その中身について伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 山形県の米農家への緊急支援対策ということですが、名称は稲作経営緊急応援事業費補助金ということで、米の販売農家を対象に、これも令和3年の作付面積10アール当たり1,000円を支給する事業が、市とは別に実施されております。こちらについても、寒河江市農業再生協議会を通じて501名に、2月25日に956万2,200円が申請者に交付されているという状況であります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 県では、独自に10アール当たり1,000円の補助金ということで、支援金になっているということでございます。

今後、米の供給過剰を防ぐべく、飼料用米をはじめとする非主食米や麦、大豆への③作付転換を推進していくべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 米価を安定させていくためには、やっぱり米の需給に応じた生産というのが必要であろうかというふうに思いますが、これは農家の皆さん一丸となって取り組むということが大変重要であるというふうに認識をしておりま

す。

地元農協、それから市内生産組織などで構成する寒河江市農業再生協議会というのがありますが、ここでは、山形県農業再生協議会が設定し、各市町村ごとに配分する米の生産の目安の達成に向けて、これまでも生産者の皆さんに主食用米の作付上限や転作作物の作付拡大などについて御協力をしていただいたところであります。

令和3年産の米については、生産の目安というのは、寒河江市に対しまして1,039ヘクタールの配分があったわけでありましたが、これが令和4年産については993ヘクタールということになっております。昨年に比べてさらに46ヘクタール分を、主食用米から新規需要米や大豆などの転作作物への作付転換を実施する必要があるというふうになってございます。そういった意味から、農家の皆さんには大変御苦勞をおかけすることになるわけでありましてけれども、米価の安定のために御協力をお願いしたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。これは要望になるんですけども、主食用米の輸出をより一層推進していただいて、米の消費を図っていただきたい、このように思います。

次の質問は、米農家ばかりでなく、果樹農家も同じなんですけれども、昨年の反省を踏まえて、④収入保険の加入数は上がっていると思うが、教えていただきたい。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきます収入保険の加入状況でありますけれども、令和元年度加入件数は14件でありました。これが令和2年度になりますと31件、さらに令和3年度、今年度でありますけれども、これは今年の1月末現在で63件ということで、年々倍増しているところであります。特に今年度は、加入件数が多いとい

うことになっております。

これは、山形県収入保険加入推進協議会というのが設置されているNOSA I山形のほうにお聞きをしますと、昨年の凍霜害と米価下落の2つの大きな要因が収入保険制度に目を向けさせる契機となって、県全体でも加入件数の増加傾向が見られるということでありました。

寒河江市としては、収入保険への加入促進のための助成事業、助成制度を新年度予算案に計上させていただいておりますが、引き続き農家の安定した経営環境を支援していくために、努力してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 令和元年からは倍々倍ということが増えていくということなので、若干安心したところがございます。やはり今からの農業、何が災害あるか分からない状況なので、石橋をたたくようなつもりで、保険金も高いんでしょうけれども、こちらのほうは増えるように努力をお願いしたいと思います。

この質問の最後になりますけれども、稲作農家の営農意欲の減退を防ぐため、今後も状況に対応した支援策をお願いして、米についての質問は終わります。

次に、1月19日に寒河江市豪雪対策本部を設置し対策に当たっていただきましたが、⑤本市の樹木や施設の雪の被害についてお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この冬の果樹の枝折れ被害についてでありますけれども、まだ途中なので状況がはっきり把握できていない部分はありますが、2月末現在では、大きな被害が発生しているという連絡はいただいております。

また、農業用被害については、昨年の12月25日からの降雪によって、市内8か所で育苗ハウスや農業機械倉庫などの小規模なパイプハウスの倒壊、破損が確認されているところであります。

す。

今後の融雪によって、農道や園地において新たな被害を生じることがあるかと思えますけれども、一昨年12月に発生した大きな降雪被害を受けて、農家の皆さんは、今冬は小まめに施設の雪下ろしや枝の雪払いなどを実施しているという努力をしていただいて、今のところ被害の確認が少なくなっているのではないかというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。私もそんなには、市内を聞いて歩いて、大きい被害……、でも、これは今から雪の解け具合によって出てくるのではないかという気もしますけれども、でも、そんなに大きいトラブルが出ていないということでほっとしたところがございます。

冒頭にも申しあげましたが、昨年は凍霜害等により、さくらんぼに始まり多くの果樹が大打撃を受けました。現在、本市では、大雪の中、樹木の剪定が行われており、今年の果樹の花見は非常に充実していて期待が持てるとの話でしたが、昨年のことを考えますと今年は大丈夫と言いきたく、そこで昨年の反省を踏まえ、⑥凍霜害予防の設備普及は進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、昨年4月の果樹の凍霜被害を受けて、農協とも協力をさせていただいて、さらに国や県の補助事業などを活用しながら、霜対策に有効である散水氷結法を実施するために必要となる井戸掘削、それからスプリンクラーの設置、また、園地を温めるためのオイルヒーターの導入などを推進してきたところであります。

令和3年度散水氷結法に必要なスプリンクラー設備を導入した方は市内で13名、そのうち5名の方については井戸掘削による水源確保も実

施しているところであります。また、オイルヒーターについては15名の方が導入を進めているというところでございます。

令和4年度につきましても引き続き、さくらんぼをはじめとした果樹の安定生産に向けて、様々な国や県の補助事業などを活用しながら、防霜設備の導入促進に努めて、安定生産に資していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** そうですね、どんどんと設備普及が進んではほしいんですけども、相当経費がかかるものがございますので、そう簡単には進まないと思うんですが、地道に設置数を進めていただきたいと思います。

次に、さくらんぼの将来について伺いたいと思います。

先日、市内で米や果樹を大きく経営している農家の方より、山形からさくらんぼがなくなってしまうといった、耳を疑うような話を伺ってきました。農家も高齢化が進み、樹木を切って整理している方が目に止まります。貸すわけにはいかなかったのか、もったいないなと思っておりましたが、雨よけハウスの骨材が経年劣化し、貸そうにも貸せない状況なんだそうです。

私も、そういう角度からさくらんぼの将来を考えたことがありませんでしたので、驚いた次第です。骨材の寿命が20年くらいとしたら、今生産しているさくらんぼ農家でも、該当する方が大勢出てくるのではとの心配から発した言葉だったみたいです。

1反当たり、雨よけハウスの骨材と建設費は幾らかかるのかと聞いたところ、250万から300万かかるとのことで、私に話をしてくれた農家自身がそこに直面しており、これから先どうなっていくのか大きな不安を感じているようでした。

そこで、⑦さくらんぼの設備の老朽化と将来

について、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、さくらんぼは雨による実割れが発生してしまうと商品価値がないというわけで、さくらんぼについては雨よけハウスが整備をされているわけでありませう。

この雨よけハウスの設置については、自費で整備している方もいらっしゃるし、補助事業などをうまく活用して整備されている方も多くいらっしゃるわけですが、農業経営においても、他の事業を営む方も同じでしょうけれども、設備投資により取得した財産について、経年劣化によりその資産価値や機能が年々低下していくわけでありませうから、更新が必要になる将来に向けて、資金を計画的に確保していただかなければならないというのは大前提ではあるかというふうに思いますが、他方、御指摘のように、農業者の高齢化、それから後継者不足などがあって、高額な設備投資が新たにできず、木を切り、さくらんぼ栽培をやめてしまうという例もあるわけでありませう。そういうのが事実あるわけでありませうので、これはもちろん寒河江市のみの問題でなくて、県内全体にそういうことがあるわけでありませうから、県において昨年の10月に、さくらんぼを核とする果樹産地の中長期的な方向性を議論して、抜本的な産地再生と強靱化を図るという目的で、果樹王国やまがた再生・強靱化協議会というのを設置しております。私もその委員になっているわけでありませうけれども、この協議会において、いろいろ果樹王国やまがた再生に向けて、様々な立場の人から御意見が出されているわけでありませう。その出された内容については、市の新年度予算などにも反映されているというふうに思います。

御質問の雨よけハウスの改修に対する支援などについても、新たに実施されるということになっております。雨よけハウスの更新は必要だ

けれども、様々な理由で再整備は難しいという方についても、ハウスの一部を交換、改修するという場合にも活用可能だという補助制度のようでありませうので、ぜひ活用いただいて、再利用、再生産に取り組んでいただければなというふうに思っているところでありませう。

我々としても、これから生産者の皆さんからの様々な御意見、御要望をいろんな機会を通じてお聞きをしながら、県や農協と共に持続可能な生産体制の維持に支援をして、本市のシンボルであるさくらんぼの振興に、より一層取り組んでまいりたいというふうに考えているところでありませう。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今、答弁をいただきましたが、この件については、「今すぐ対策を」とは考えておりませう。この話を伺ってから、さくらんぼのハウスを眺めることが増えませうが、大変さびが浮いている園地が多くありませうして、5年後、10年後が心配です。さくらんぼ生産日本一の山形県でありませうので、その存続をかけて安定した農業経営ができるよう、本市とJAさんに指導をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番から11番までについて、9番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 寒政クラブの佐藤耕治です。よろしく願いいたします。

本日の一般質問者、私が最後となりました。長時間にわたる御答弁お疲れさまでございませう。今年の冬は2年連続の大雪となり、除雪作業等に御尽力くださった全ての方々に感謝と敬意を申しあげませう。

新型コロナウイルス感染者数も下がらない状況下でありませうが、2月下旬よりステルスオミ

クロン株（B A. 2）の報道がなされており、感染力が強いことに心配しております。人類はウイルスと共に共存しなければならず、生きていかなければならないと覚悟しているところでもあります。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号9番、将来の学校と教育について。

（1）新中学校建設の予定地について。

地方の時代と言われて数十年、地方の人口流出や少子化により、避けては通れない問題が山積しております。

昨年12月に、本市の学校のあり方検討委員会の答申が出されました。17名の検討委員の皆様には、2年5か月という長きにわたり10回の会議が開催され、様々な観点から検討いただき、感謝とお礼を申し上げます。

その後、議員懇談会において、学校施設整備計画が示され説明をいただきました。学校施設整備ロードマップでは、令和10年に市内中学校は1校に統合されます。令和4年度中に用地選定が示されており、用地選定には様々な環境要因が必要と考えます。

1つ、安全な場所。自然災害や、地震の活断層や洪水ハザードマップの危険区域を除くことなど。

2つ目、閑静な場所。市街地を避け、広大な場所で、校舎はもとより、グラウンドや体育館をはじめ、武道場やプール施設等々、芸術文化等のスペースが必要とされ、さらに避難所の役割も重要であります。

3つ目、交通の利便性。通勤時間帯の渋滞に巻き込まれず、冬場の道路事情に左右されにくい場所が適切ではないでしょうか。

以上のことを私は考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 新しい中学校の建設予定地につきましては、学校施設整備計画のロードマッ

プでも示しておりますように、今、議員からも御指摘ありましたけれども、来年度から用地選定に入ることですので、結論を申しあげれば、先ほど渡邊議員にも申しあげましたけれども、現時点では、その場所につきましては全くの白紙の状態でございます。

予定地の選定に当たっての要件でございますが、議員おっしゃるとおり、災害の可能性の極めて低い場所である必要があることから、活断層やハザードマップの危険区域を避けるのは基本であるというふうに考えております。

閑静な場所がよいのではないかということにつきましては、中学校が統合されれば、生徒数が増加するとともに部活動の選択肢も増えることから、教育環境の整備として施設面積も広く確保する必要があることから、閑静な場所にならざるを得ないのかなというふうに想定しているところであります。

そして、生徒の登下校の安全確保と適正な登校時間についての配慮も必要でありますので、交通の利便性の視点も欠かすことができないというふうに捉えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。当然のごとく、学校が一つになるということは、大変大きな広大な面積も必要であります。しかしながら、寒河江市内から集中して一つの学校に来るということは、当然のように、大人の朝の通勤者の交通量状況や、利便性と除雪体系の万全を期していることなどを鑑み、国道112号線、国道287号線沿線が私は適当ではないかと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** もちろん通学時の渋滞、それから冬期間の除雪体制は大切な要因であると思われれます。反面、交通量の多い道路に隣接すると、その危険性ですね、それから防犯上の配慮なども必要なことから、国道沿線も考慮に入れ

つつ、総合的に判断していくことが必要であるというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** この用地選定につきましては、本当に一つの学区の中では、4万人の人口の中で子供たちが一斉に集うわけでございますので、広大な場所が必要だと思います。当然、市街地を避けるという意味からすると、農用地が指定されるのではないかと私は推測されますが、当然、土地改良区等の話の中で、様々な検討がなされているのではないかなというふうなことも思われます。

しかしながら、土地はあくまでも農家の皆さんの土地でもございます。本当に、これから様々な形で連携をするときにも丁寧に進めていかないと、反発、反対、様々な問題がこれから起こり得るのではないかと考えるところでございます。その際の用地選定の際に、土地の面積と予算等で想定されているものがございましたら、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 建設に係る費用につきましては、建設時の生徒数とか、それを踏まえた校舎、グラウンドの面積を考慮しながら、また資材価格の推移等も見ながら今後検討していく、積算していくということになるかというふうに考えております。

面積につきましても、生徒数が増えるということもあり、また部活動で、生徒が支障なく活動できる面積というふうなことが必要になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひ私は、広大な土地を求められるように、うまくここ1年で場所を選定した上でも、面積は大きく取れるようなことを強く望んでおります。

続きまして、(2) 学校運営協議会やコミュ

ニティ・スクールの方向性についてお伺いしたいと思います。

地域の学校という意味合いからも、これまで学校運営協議会やコミュニティ・スクールなどの取組がなされてきており、今後、全学校で実施するとのこととあります。学校が統合されてからの学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 今、議員から御指摘ありましたように、本市におきましては、来年度から市内全ての小中学校が、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールというふうになります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域がパートナーになることで、保護者や地域住民等も教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子供の教育に携わるようになるとともに、保護者、地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、保護者、地域住民等と学校が顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現することが可能となってまいります。

また、学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導や防犯・防災等の面においても、課題解決に向けて効果が期待されることから、統合後も各学校におけるコミュニティ・スクールの取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

コミュニティ・スクールのコミュニティとは、その学校を構成する地域、学区のことを意味しておりますので、統合によって学校が広がったとしても、その学校が新たなコミュニティーを形成し、新しい学校を核にした地域づくりを推進していくことが大切であるというふうに考えております。

コミュニティ・スクールの枠組みを活用して、地域住民が学校運営に参画することが、新たな

コミュニティー形成に資することにつながり、統合後の新しい学校づくりが円滑に進むものと期待しているところであります。

学校の統合によって、学校が捉える地域の範囲もこれまでより広いものとなります。市としても、統合後も地域住民の方々との連携を密に図りながら、コミュニティー・スクールを核とした、地域と共にある学校づくりを一層進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休 憩 午後2時18分

再 開 午後2時30分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。教育長のお話のとおり、私もそのようだと思っております。しかしながら、学校が統合するということは、地域の方々がこれまでの学区以外の方々と交流するわけですから、丁寧に進めていっていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、(3)小中学校の通学手段についてお伺いしたいと思います。

小中学校の統合が図られることで、通学距離が遠くなることや安全に通学できるよう、スクールバス、スクールタクシー、循環バス、企業バス等の活用を検討されると示されております。

中学生は一般人として乗車できることから、登校・下校以外の時間帯に、交通弱者、高齢者等に市民バスと兼用して活用することで、車両の費用対効果やドライバーの雇用対策も図られ、有効利用ができるのではないかと私は考えますが、このことについて教育長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在の本市のスクールバスの

状況をまずお話し申しあげたいと思いますが、現在は、市が所有しているバスを委託業者が運行するというふうな形で、幸生地区と白岩小、しらいわ保育所及び陵西中を結ぶ1台、それからもう1台が、田代地区と白岩小及び陵西中を結ぶ1台の合計2台で運行しているということになっております。

運行业務の内容につきましては、登下校の送迎、それから本市12小中学校の校外活動、学習活動の送迎及び中学校の部活動や各種競技大会参加への送迎というふうになっており、登下校のほかにも日中の活用、それから土日、祝日の活用も有効に活用しているというような状況であります。

今後、本市小中学校の再編に伴って、さらなるスクールバスの整備が必要となってくるというふうに考えておりますが、新たなスクールバスの購入とかリース、あるいは循環バスや市内企業が所有するバス等の活用等を検討していくほか、議員から御提案ございました交通弱者等への市民バスとしての活用についても、学区及び地域の特性あるいは必要性、こういったものを勘案しながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** これから、スクールバス2台から3台になるか4台になるかは当然分らないところでもあります。当然、夏場と冬場によっての交通量というか、通学時間、車の時間も様々なことで想定される中で、台数も増やしていく可能性もあるかと思っておりますけれども、生徒の皆さんが、通学時間、乗車時間が長くならないようなことを考えていただきたいと思っております。

次に、(4)国際交流について。

タブレット端末も導入され、デジタル化社会に向けて、情報発信が国際水準まで引き上げられてきております。ALT(外国語指導助手)

やAET（日本人英語講師）を導入して、英会話に子供たちがなれ親しんできております。

さらに、子供たちは人と人との触れ合いをする交流が大切であり、ホームステイやファームステイを体験させることも私は必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員から御指摘のあったとおり、本市の学校でも急速にICT機器を駆使した学び、あるいは教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進行しております。しかしながら、時代がいかに進もうとも、子供の感性、それから探求心の育成、健全な成長には、直接体験は欠かせないというふうに考えております。

また、平成23年度より小学校3年生以上で外国語活動、平成29年度より5、6年生が、教科としての外国語が教育課程に位置づけられて、学校では英語の学習が実施されております。外国語の習得や異文化理解にも、これもまた、人と人とが時間をかけて直接触れ合う場面が有効であるというふうに考えております。

教育委員会としましては、昨年の夏に、外国語指導助手や日本人の英語講師、ALTやAET、それから、これに加えて小学校の先生方からもスタッフとして加わっていただいて、イングリッシュデーという、子供たちが丸一日英語に浸れる授業を実施したところであります。30人の募集定員でありましたけれども、2倍以上の応募があるなど、本市の子供たちには外国語に対する大きなニーズがあるんだということが分かったところであります。

議員から御提案のありましたホームステイやファームステイといった直接体験は、子供たちの成長をさらに促す有効なものであるというふうに認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。今、コ

ロナウイルス感染で大変厳しい状況下でもあります。しかしながら、今後のことを考えますと、国際交流というものがすごく重要になってくるのではないかなと思って、この質問をさせてもらっているところでございます。

当然、先ほど来からもウクライナ問題も出まして、本当に海外、国際交流ということは、安全なところでないとなかなか難しいかなというふうに私も思っているところでございます。

そんな中で、前回、令和元年第4回定例会において、阿部議員の一般質問で紹介いただきました台湾斗南鎮の斗南ロータリークラブと寒河江ロータリークラブの交流がなされており、さらに、トップセールスでつながりのある台湾と、コロナ終息後にホームステイやファームステイに向けて進めていくためにも、今後オンライン交流から始めてはどうか、このことについて教育長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 国際交流につきましては、相手先の求めるものがこちらのニーズとも合致して、双方にとって交流の趣旨、内容、方法等が有意義なものかどうか、また、単発でなくて持続可能なものになるかをしっかり見極め、双方で合意形成を図っていくということが重要であるというふうに考えております。

議員から御提案のあった台湾の交流のように、様々な団体がこれまで築き上げてきた既存の良好な関係性を活用させていただくことができれば、双方にとっては有益な国際交流が、できるだけ早く実現できるのではないかなというふうに思っております。

コロナ禍の現在でありますので、ホームステイなどの直接体験は難しいものの、アフターコロナ時代を見据えて、オンライン等による国際交流を、今できることとして実行するというふうな視点は、大事にしていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひホームステイ、ファームステイ、オンライン交流、本当に世界には国がたくさんございますけれども、当然、トルコのギレスン市とも姉妹都市にもなっております。しかしながら、私が議員になってからも、一度も訪問できるような状況下にはない。しかし、韓国の安東市にも行かせていただきました。本当に国際交流というのは安全が第一かなと。

ただ、子供たちを家庭で海外へ連れていきたいと思っても、金銭的なものがあったり、あと治安的なものがあったり様々な観点からすると、外国人の方との知り合い関係が、普通一般人の方は、持っている方もいますでしょうが、持っていない方のほうが、知り合いが少ないのではないかと。やっぱり学校の教育の中で、そのようなことをこれからも推進していただきたいと思いますと思って質問させていただきましたので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、(5) 郷土愛を育む教育について。

部落の行事や集落的な風習が薄れてきており、道徳や倫理などに関わるものが少なくなっているのではないかと感じております。

青春時代に都会生活に憧れ、首都圏に旅立ちたいという気持ちは理解できます。若いときこそ、広い視野からの見聞により物事を俯瞰的に見られ、その中から将来の展望を導き出すことが大人へのスタートと思います。ぜひ、将来、寒河江市の活性化に向けて活躍してほしいと私は願っております。教育長は、郷土愛を育む教育についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 市の第2次教育振興計画の基本方針、あるいは基本目標にも示しておりますけれども、本市では、様々な変化が予想される社会の中で、「ふるさとを愛する心を持ちながら、夢のある未来を切り拓いていくたくましい

ひとつづくり」を目指した教育を推進しているところでもあります。

これまでも市内の各学校におきまして、地域の方をはじめ市内外の各界で活躍している方に講話をしていただいたり、子供たちが直接体験を通して自分たちの生き方を見詰め、あるいは自分の将来について考えるといった「さがえっこライフデザインセミナー」を実施しております。

また、地域の歴史、文化について深く学んだり、企業の方からいただいた課題に対して解決策を自分たちで考えて、そして自分たちで提案、プレゼンテーションをしていくという、地域を柱にした探究型学習が行われているところでもあります。

また、郷土の出来事への興味関心を広げたり、郷土への理解を深めたりするために、小学校高学年以上の学級では、新聞を活用した教育も意欲的に行っているところでもあります。

さらに、来年度からは、さがえ未来コンソーシアムを立ち上げて、それを中核として、コミュニティ・スクール間の横の連携を図りながら、学校と企業が連携した探究的な学習、地域に関する学習を一層推進し、さらなる郷土愛の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

子供たちが、これらの学習活動を通して、地域の出来事や歴史、伝統、また地域で頑張っている方々の生き方、仕事ぶりに触れることで、その姿や思いが子供たちの心の中に刻まれて、ふるさとへの思いをより強くすることにつながるものではないかなというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 私も、郷土愛というものはどういふものなのかということ文献で調べて読んでも、自分の心の中で、これまで生きてきた65年間という歳月の中で、自分はどうあるべきか

など、そして、小学校、中学校、高校と山形県内の学校にお世話になっている中でも、時代背景の中で心が揺れ動くときも当然あります。しかし、青春時代に、様々なきっかけで様々な出会いもあります。しかし、ここで、義務教育の中で郷土愛というものは、先ほど国際交流ということもお話ししましたが、心の礎となるようなものがないと、ふるさとということとは歌のようにはうまくいかないし、やっぱり親、先祖の気持ちを絶え間なく心に刻むということでお盆にお墓参りをする、そのことによって様々なことが地域社会でも活性化もできる。

一つには、神輿の祭典をはじめとして部落の行事とか様々ありますが、これが、目の前のことだけが自分の幸せと考えることか、それとも子孫を残すために考えることなのか、様々な観点から見れば、人間の成長というのは死ぬまで当然勉強でもございます。しかしながら、人間は人と人が支え合っていかなければ生きていけない。そして、なおかつ、先祖を敬う気持ちが郷土愛を育んでいただければ私はすごくありがたいな、そして地域で働いていただきたいなという気持ちでこの質問をさせていただきました。

先ほどの教育長の答弁にも、かなり同感、感銘もしております。本当にこれから、ただ一方通行で話をしても、子供たちがそれをどれだけ心の中に残っているかということが一番問題でないかと私は思っているところでございますので、今後とも様々な観点から、職業講話等も行っているということをお聞きしておりますが、それも年に1回、2回でも、歴史の勉強が好きな人もいれば嫌いな人がいてもそれは当然ですけども、大切にすることをどれが大切にすると教えるよりも、自分の心に刻まれるような教育をこれからも推進していただきたいと思っております。

次に、通告番号10番、市立学校が統合され、廃校となった学校の姿について質問させていた

できます。

市立学校が統合された後、廃校となった学校の利活用について、本市の公共施設も老朽化が進んでいる状況下ではありますが、市立学校が統合され廃校となった学校の利活用について、市長はどのように考えておられるのかお伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、寒河江市学校施設整備計画についてはパブリックコメント中であるわけでありまして。その後、計画として策定されるわけでありまして、それに伴って、将来廃校となっていくであろう学校の施設の利活用についても、この整備計画の進捗と併せて、並行して検討していく必要があるというふうに思っております。

先般の鈴木議員、それから渡邊議員の御質問にもお答えをしましたがけれども、地域における学校の存在というのは、単なる公共施設というだけでなく、単に児童生徒の学習活動の場ということだけでなく、地域コミュニティの拠点の施設でもあるし、また、災害時の避難場所などにも位置づけられているというわけでありまして、常に地域社会の中にあって中心的な施設でありますので、それが廃校ということになって、その後どういうふうに利活用していくのかということについては、やはり地域住民の皆さんの意向を十分に尊重して、確認をした上で、御理解をいただいた上で進めていくというのが大前提になるというふうに思っております。

御案内のとおり、寒河江市での廃校の校舎の利活用の事例というのは、一つには、平成30年度に旧田代小学校が廃校によってリノベーションされて、宿泊施設、それから里山レストランとして今運営されております。それから、昨年3月に廃校となりました旧幸生小学校については、現在、この間もお答え申しあげましたけれ

ども、利活用の方針が決定されるまでの間、幸生地区が地区の催事などで利用できるよう使用の賃貸借契約を締結して、地域の方から御利用していただいております。

昨年11月に、利活用に関する住民の皆さんの意向調査、意向を確認するためのアンケート調査を実施させていただきました。幸生地区全世帯から調査をさせていただいて、9割の世帯の方から回答をいただいております。

利活用の方向性としては、高齢者の福祉施設がいいという方が3割で一番多かったわけですが、次いで災害時の避難施設を望む声が2割ということでありました。特に利活用を望まないという回答も約2割を占めておったところでもあります。

幸生地区の方に、田代地区のような地域づくりについて実施はどうかという設問をさせていただきましたが、実施していきたいという回答は約1割にとどまっていたという状況であります。

いずれにしても、旧幸生小学校の利活用については、市として責任を持って、その方向性ができるだけ早く、少なくとも来年度中に決定していきたいというふうに考えているところであります。

それから、御質問は、今後進められるであろう学校施設の整備計画に伴う廃校舎の利活用ということですが、御提案のような多角的な視点からいろんな検討を進めながら、もちろん住民の皆さんの意向を踏まえていかなければならないし、そういう意味で地域の将来にとって大変重要な施設でありますから、活性化につながるような利活用について検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。学校の統合によって公共施設が増える、1年前にも、

財政課のほうから議員のほうに公共施設のアンケート調査等もあって、これから来年に向けて、利活用について様々公共施設をやるということでもあります。学びの里TASSHOのように商売で成っていくというのは、私も会派のほうで行政視察に行ったこともあって、成功している事例というのはありますが、本当に商売として5年たてば消滅してしまうような、最初は普通の飲食店と同じように、こんなことを言っではちょっと語弊かもしれませんが、最初のうちは商売としても成ってくるということもあったり、当然、学校の建屋を掃除する、利用するという形で住民の方に押しつけてもいけないし、本当に市長が言われたように、住民の意向によってこれから考えなくてはならないことが多岐にわたると思います。

行政のほうからこうするんだと言われてやっても、住民の人が捉えたときに、本当にこれが果たしてよかったのかということも当然出てくると思います。その中では、今後、様々な観点から検討なされるかとは思いますが、負の財産にならないためには、考え方として幾つかの考え方がある中で、今、市長が言われた中のほかにも、例えばですけれども、これは可能性ですけれども、それは利用できるか分かりませんが、公募によって事業者の方に利活用を求めていく方法論とか、それも市内であるか市外であるか、そういうことも検討項目にも値するのかなど。

幾つかの小学校が統合されれば、幾つかのものが当然廃校になってきますので、田代、幸生だけにとどまらず、将来、5年後、10年後、15年後となってくると、かなりの学校の数が、公共施設というものが、果たして必要性として、住民が求めていくものと合致するののかというのが、すごく私は懸念もするし、当然心配もするんですけど、その中でどれが一番いいかということは多分誰も分からないかもしれませ

ん。

商売をするにも、今かなり、3年一昔という言葉もありますけれども、1年たてば全く情勢が変わってくるような、近年、コロナ関係で大変な事業者の方々たくさんいらっしゃいますので、その辺を鑑みますと、本当にこれからの方向性というものは、これだけ何回も論議したから大丈夫だという安易な気持ちのほうがあえて危ないのかなと。なかなかその辺のかじ取りというのはすごく難しい状況下でありますので、何度も何度もこれは繰り返しながら、商工会も含めているんな方々の御意見を賜りながら進めていっていただきたいなと思っているところでもあります。

次に、通告番号11番、少子化対策について。

(1) 本市の産婦人科医院の状況について。

本市では、子育て支援の住宅支援をはじめとした切れ目のない支援を進めてきております。子育て支援では、近年、小児科医院も開業され、市民の皆さんからも感謝の声を聞いております。しかし、子供の誕生に関わる大切な市内の産婦人科医院2か所が4月からの営業を縮小していくと聞いており、現在の状況についてお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、市内には現在分娩を取り扱う産婦人科医院は2施設、2つの施設があるわけではありますが、これまで令和元年からの出産状況を見ると、各年度とも、市内の妊婦さんの約6割の方が市内2施設において出産をしているという状況であります。令和元年度は61%、令和2年度は62%、令和3年度、今年の2月までですが、63%ということで、6割の方が出産をし、大変そういう意味では重要なとか、ありがたい施設になっているわけではありますが、我々が把握しております範囲内で申しあげますと、この施設の動向であります。2施設のうち1施設が、医院のホームペー

ジにおいて、令和4年4月末をもって分娩の取扱いを休止する旨の情報をホームページで掲載をしていると、そういう情報があるところでもあります。

その後につきましては、妊婦さんに対しては、希望する分娩取扱医療機関への紹介でありますとか、産科セミオープンシステム、これは後で説明しますが、産科セミオープンシステムを活用して妊婦健診を実施していく、また、婦人科外来診療などはこれまでどおり対応されるというふうに聞いているところでもあります。

もう一つの施設につきましては、今後もこれまでどおりの体制で行われるということで、分娩の取扱いについても継続実施されるということでございます。

いずれにしても、本市の今後の子育て環境に与える影響は少なくないというふうに思っているところでもあります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきましてありがとうございます。

(2) 子育て環境についてお尋ねしたいと思います。

「子育てをするなら寒河江市へ」と旗揚げをすることにおいても、地元に産婦人科医院や小児科医院が存在することは必要な環境整備でないかと私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子育て世代が安心して子供を産み育てていけるようにしていくためには、小児科医院、それから産婦人科医院は必要性の高い医療機関の一つであるというふうに思いますので、市内の産婦人科医院が一部縮小されるということについては、寒河江市にとりましても非常に残念なことだというふうに思っているところでもあります。

県の地域医療構想においても、村山地域全体

の課題の一つとして、分娩取扱医療機関の減少、それから、将来的な地域の分娩施設の確保などについてが課題として列挙されているところがあります。

こうした課題克服のために、県においては、診療所などと総合病院の役割分担と連携を進めて、妊婦の利便性及び安心感の向上と医師の負担軽減を図るために、先ほど申しあげましたが、産科セミオープンシステムというものを推進しているところでもあります。

これは、妊娠前期や中期については近隣の産婦人科医院などで妊婦健診を受けて、後期から産後1か月は出産を希望する総合病院を利用して、その間、共通診療ノートで施設間の連携を図る仕組みでございまして、地域全体で出産をサポートする体制整備が図られるものというふうになっているところでもあります。寒河江市の2つの産婦人科医療機関におきましては、このシステムに参加しておりますので、今後も利活用が図れるというふうに思っているところでもあります。

市といたしましては、産婦人科医療を含めた周産期医療体制の充実というのは、申しあげるまでもなく、命を守る地域医療体制の充実のみならず、市が推進しております魅力ある子育て環境の整備という観点からも大変重要な課題でありますので、市民からのニーズも高いものというふうに認識しております。

人口減少、それから分娩件数の減少が進んでいる状況でありますので、新たな産婦人科医院の開設を見込むというのは大変難しいというふうには思っておりますけれども、今後とも、産婦人科を含む地域の周産期医療体制の充実を図ることは大変、何回も申しあげますが、重要でありますので、引き続き様々な方策を検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

○国井輝明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 私も担当課のほうから、産科セミオープンシステムの利用ということで資料を頂きました。本当にこの前段の中で一番問題なのが、全国的に産婦人科数が少ないということが、まず一番問題になってくるのかなと思っているところです。

これは、久保田管理者も含めまして、様々な医師関係の連携も取りながら、働きかけをしながら進めていって、先ほど小児科の話もしましたけれども、1件が2件に医院が増えたことによって、すごく働き方改革も改善されると。やっぱりお父さん、お母さんたちが働けると、当然、産婦人科も何とか通院しなければならないということもあれば、当然、近くでは天童市にも有名な産婦人科があって、実際のところ寒河江市のまちを横断して、そして天童まで行くと20分、30分かかってしまうということからすれば、通勤するお父さん、お母さんに対しても、近くに医療機関があることによって、すごく働き方で負担がかからない。特に、2子、3子と子供を産んでくることによって、家庭の事情が大変目まぐるしく忙しくなってきます。当然、妊婦さんであれば通院するかもしれませんが、第1子の子供を保育所に連れていかなくちゃならないということであれば、できるだけ時間が短いところに、近いところに医院があれば助かるなど。

市長の強い御回答も得ましたので、本当に今後、産婦人科医院を、今後とも安心して産み育てるためにも推進を図っていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 案 上 程

○国井輝明議長 日程第2、議会案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第3、議案説明であります。
議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。阿部議会運営委員長。

[阿部 清議会運営委員長 登壇]

- 阿部 清議会運営委員長** ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた土地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、本市議会は、ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

令和4年3月

寒河江市議会

上記のことについて、別紙のとおり寒河江市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月7日

提出者 議会運営委員会委員長 阿部 清

論・採決に入ります。

議会案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

散 会 午後3時11分

- 國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第4、これより質疑・討

令和4年3月9日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	石橋慶幸	デジタル戦略 課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
東海林恒	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	眞木立子	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第1回定例会
 令和4年3月9日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和4年3月9日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
12	新型コロナウイルス感染症について	(1) 現況について (2) 子どもへのワクチン接種について (3) これからの対策の重点について	5番 月光裕晶	市長 教育長
13	キャッシュレス決済の促進について	ICチップ搭載型のカードについて		市長
14	市内経済活性化に向けた支援について	(1) 幅広い支援の必要性について (2) 上下水道使用料や固定資産税の減免措置、臨時支援給付金について (3) 積極的に後押しする支援策について (4) 伝統工芸品事業者の事業承継の支援策について	8番 古沢清志	市長
15	防災及び自主防災組織の強化について	(1) 防災マップの修正箇所について (2) SNSによる広域的避難情報の情		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	て	<p>報提供について</p> <p>(3) 現在の自主防災組織の組織率について</p> <p>(4) 今年度の自主防災組織への支援内容について</p> <p>(5) 防災士及び自主防災組織の強化について</p>		
16	デジタル社会に向けた、取組と課題について	<p>(1) デジタル戦略課の設置から1年、これまでの実績について伺いたい</p> <p>(2) デジタル戦略計画作成に当たり、行われたアンケート調査の方法と内容について</p> <p>(3) 高齢者（デジタル弱者）のデジタル技術習得について具体的対応策は</p> <p>(4) 技術者の人材確保を始めデジタル施策の課題について</p>	14番 柏倉 信一	市長
17	地域医療の課題と今後の取組について	<p>(1) 西村山地域公立病院の再編問題について県に対する要望書提出から2年となる、その後の進捗状況は</p> <p>(2) 今後の取り組み方について</p>		市長
18	除雪について	<p>(1) 令和3年度の除雪件数について 寒河江市除雪協力会除雪出動回数・雪総合窓口への申込みによる出動件数と地区民主導の補助金による除排雪作業件数について</p> <p>(2) 建物の北側にある道路除雪について</p> <p>ア 除雪後も雪が残る凸凹道の対策について</p> <p>イ 道路マンホール周りの除雪について</p> <p>ウ 路線バス通りの除雪について</p> <p>エ 日中除雪後のロータリー車による幅だしについて</p> <p>オ 雪捨て場の確保による除雪について</p>	11番 阿部 清	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) その他の除雪について ア 県道と市道の除雪による段差について イ 雪の排雪場所について ウ 丁字路の除雪排雪について (4) 歩道のない通学路の除雪について ア 通学路点検・通学路除雪について イ 定期的なロータリー車による除雪について		
19	教育問題	(1) コロナ禍の小中学校での授業への影響状況 (2) 小学校教科担任制の実施状況	13番 荒木春吉	教 育 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

月光裕晶議員の質問

- 国井輝明議長** 通告番号12番、13番について、5番月光裕晶議員。
- 月光裕晶議員** おはようございます。月光裕晶と申します。よろしくお願ひいたします。
- 通告番号12、新型コロナウイルス感染症について。
- このところ、毎日ロシアのウクライナ侵攻がメディアを騒がせております。一般市民を巻き込んだ戦争はとて耐え難く、一刻も早く終わることを願うばかりでございます。
- そしてもう一つ、一刻も早く終わってほしいものが新型コロナウイルスとの闘いでございます。人類はもう2年以上もこの闘いを続けております。当初はこんなに長引くとは思っていない人のほうが多かったのではないのでしょうか。政府も、自治体も、それぞれ個人個人も、そのときにできることを精いっぱいやってここまできていると思っております。対策を立てては、新たな変異株が現れ、新たに対策を練り直す、

そしてまた新たな変異株が現れる、この繰り返しが続くのかと少しお疲れぎみになっている方も多いのかと感じております。

昨年末に少し感染者数も落ち着き、希望の光が見えてきたかと思ったその矢先に、今年に入ってから猛威を振るっているのがオミクロン株でございます。皆様御存じのとおり、重症化はあまりしないが、感染力が強く、見る見るうちに感染者数が増えていっております。多くの場所で過去最多の感染者数を記録しているのではないのでしょうか。

それは、山形県や寒河江市でも例外ではありません。連日、多くの感染者数や施設、学校などの閉鎖の記事が新聞で公表されております。私の娘の保育園も一時休園となりました。そのほかの保育園でも休園があったようです。子供の感染がこれまでのデルタ株などとは違い、とても多くなっている状態でありますので、心配な保護者は多いはずで。

そんなとき、ついに5歳から11歳の子供にもワクチン接種が始まりました。保護者としては、自分のときと違い、子供への接種は少し考える

ところがあるようです。注射の痛みと副反応の痛みがあります。それに、子供は万が一感染しても重症化しにくいというネットやテレビからの情報、何よりこれから人生長い子供たちに、もしワクチンの後遺症でも出てしまったらと思うと、子供のワクチン接種には慎重になってしまふところもあるかもしれません。

しかし、最終的に決定するのはやはり親や保護者などで、今その方たちが欲しているのは、子供たちのワクチン接種に対して接種をするかしないか判断材料となるより多くの情報かと考えます。

今の現況についてお聞きします。本来ですと、子供の感染状況をお聞きしたいところではあるのですが、事前にお聞きしましたところ、区切りが10歳までですとか、10代、20代と分類されており、未就学児や小学生、中学生などの分類での感染者数というのは分かりかねるということでした。それでは正確な判断ができる情報とは言い難くなってしまいますので、そこで一つ指標となります今年に入ってから寒河江市の休園、休校の状況をお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

月光議員からコロナの感染状況について御質問がありましたが、御案内のとおり、なかなかここに来て、山形県全体も、そして寒河江市も収まっていけないというところで、大変苦慮しているわけでありまして。

その中で、例えば3月に入って、3月1日から昨日まで寒河江市内で120名の方が感染しているという報告が出ているわけですが、そのうち10歳未満の方が25人、10代の方が22人ということで、合わせて47人ほどですかね、全体の39%ぐらいになっているという県の発表のデータからしますと、そういうところでありますから、若い方が大変多いという状況になっているのかなと思います。

お尋ねは、市内における保育所、幼稚園の感染、また休園の状況ということではありますが、今年に入ってから昨日まで、保育所、幼稚園、合わせて6施設で休園が行われています。もちろん今現在休園しているのが6という意味ではなくて、これまで休園して、また復活してというのも入れてですけれども、6施設ということでもあります。

また、小中学校においては、小学校が4校で休校しております。それから、学年閉鎖は小学校が3校、中学校が1校であります。それから、学級閉鎖については、小学校が2校、中学校が1校という今年に入ってから状況になっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

私たちが触れる情報は、例えば新聞ですとかテレビのニュースですとか、今日何があった、今日の感染者数が幾つだとか、今日保育所は何校休園になったとか、そういった今日の情報が多数ですので、改めてトータルの数字をお聞きすると、思ったより多くの休園、休校数で、やはりオミクロン株、かなり感染者が多くなってきていますし、感染力が高いのだと本当に感じさせられました。

こういった情報は、今回のような保護者の判断材料や感染症対策において少し気が緩んできた人たちにとって、新たに気を引き締めるものになるのではないかと考えます。もっと市民がこういった情報を簡単に入手できるように、市内の休園や休校の情報などもホームページなどで簡単に確認できるようにはできないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 各市町村というか、自治体のホームページなどで休園や休校の情報を掲載することについて、それぞれの自治体の状況なんかをお話ししますと、3月1日現在で県内

には13の市があるわけでありましてけれども、それと、西村山4町の状況などをお話ししますと、寒河江市もそうですけれども、寒河江市を含む11の市と町で、全部で17のうちの11の市と町においては、そういうことを掲載しておりません。公立保育所の園名、園の名前と、それから休園の期間を掲載しているというのが1市だけあります。それから、公立保育所及び小中学校の閉鎖、閉校の学校数と期間だけを掲載しているというのが5つの市になっております。さっき申しあげた、寒河江市と同じように休園、休校情報を掲載しないというのは、この近辺ですね、山形市、天童市、東根市、村山市、新庄市、長井市と、それから西村山の4つの町というのが大体同じような状況で掲載していないという状況になっております。

ただ、寒河江市内の民間立の保育施設などにおいては、休園情報などをそれぞれホームページに掲載している施設などもあると聞いているところであります。

寒河江市でも、何でもかんでも情報提供しないということではもちろんありませんで、例えば一般の方が、不特定多数の方が利用できる公共施設について、その利用制限などについては、広く、随時ホームページなどでお知らせしているわけでありましてけれども、コロナ感染症に関する情報の掲載については、コロナが発生した直後から、そういうところで注意喚起をしているわけですが、感染者の方、あるいはその家族の方や関係者などに対する誹謗中傷などが起こっていかないようにということで、特定されないようにするという配慮が必要かと思っております。そういう意味で、学校名や施設名などを掲載することについては、その目的とか、掲載することによる影響などを十分考慮していく必要があると思っておりますので、今後も慎重に対応していきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** あまり詳しいところまでではなくとも、今幾つの保育所が休園しているのか、幾つのクラスが学級閉鎖になっているのかとか、そういった数字だけでもいいですので、公開していただけるとありがたいかなとは思いますが、やはり市民の安全が第一ですので、誹謗中傷などを危惧していると、そういった考え方で判断してくださっているのなら、うれしい限りでございますので、これからも市民第一でよろしく願いいたします。

先ほど、私の娘の保育園も休園になったと申しあげましたが、うちの娘の保育園の場合はマスクをしっかりとしていたのでしょうか、濃厚接触者はいない状況でした。感染者がお一人出た状態でしたけれども、濃厚接触者はいない状態でした。日々の保育士の皆様の努力に感謝をするところでございます。

その中で、新型コロナウイルス対策に当たる政府の分科会が、感染対策として子供のマスクの着用を可能な範囲で推奨するとしたことについて、今現在、保育所や学校など子供たちのマスクの着用について、基礎疾患を持っていてマスクをできないですとか、幼児になるとマスクをすること自体嫌がる子供も出てくるかと思えます。子供は比較的運動量が多いので、マスクをしていることによって呼吸が困難になって体調を崩したりしないかなど、保護者の心配は尽きません。しかし、マスクが感染を防ぐ手だてとして優れているのも分かります。

そこで、幼稚園や保育園、学校など、保護者が見ることのできない状況で、現在把握されているマスクの着脱状況などはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、保育所や幼稚園の園児のマスクの着用について、先ほどお話がありましたが、厚生労働省から保育所等における感染対

策というものが示されて、発育状況などからマスクの着用が無理なく可能と判断される満2歳以上の園児については、可能な範囲でマスクの着用を推奨しているということでもありますので、各施設においてもこの対策を基本として対応している状況になっております。

また、小中学校においては、登下校時も含めてマスクを着用するよう、児童生徒に指導がなされているところでありまして、特に給食などあるわけでありまして、給食時にはマスクを外しての会話というのが最大の感染リスクという指摘があるわけでありまして、会話をしない黙食ですね、それから十分な間隔を取って、同じ方向を向いて食事をするということなどに十分留意している状況であります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 確かに小中学生、私のうちの前を通るときとかもマスクをしている子ばかりで、給食のときも黙食ということで、そのときに友達と話をするというのが一つの楽しみなのですが、そうも言うてはいられない状況でありますし、やはり子供たちにも少し頑張っていたでいて、御協力いただいて、感染拡大にならないように、これからもどうか子供たちに周知のほう、よろしく願いいたします。

ただ、やはり保護者としては、マスクをすることによって体調が悪くなったりという心配もありますけれども、何よりもやはり感染をするというのが一番心配ですので、ぜひこのまま続けていただければありがたいと思います。

では、次に子供へのワクチン接種についてお聞きします。

オミクロン株は重症化しにくいと言われておりますが、ほぼ全ての人がワクチンの2回接種を終えている状況であったから重症化していないということも、もしかしたらあるのかもしれませんが。

そして、5歳から11歳の子供のワクチン接種が寒河江市でも始まりまして。今回は事前にサイトに登録し、その後登録者に接種券が郵送されてくるといったシステムになっているようですが、保護者としては、ほかの保護者の考えも参考にしたいのではないかと考えております。

そこで、分かっている限りで結構でございますので、最新の子供のワクチン接種の申込み状況などをお尋ねいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、5歳以上11歳以下の子供への接種については、3月4日から集団接種を開始している状況であるわけですが、御指摘のとおり、対象の方が接種を希望される場合は、市が作成した接種希望申込みサイトに登録をしていただくよう、保護者の方へ案内しているところでございます。

既に申込みサイトは2月15日から受付を開始しているわけでありまして、昨日、3月8日までの登録者数は約1,100名ということでありまして。対象者は約2,400名でありますので、約46%の方が申込みをされているというふうになっている状況であります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 46%ということでしたが、これが多いのか、少ないのか。個人の感じ方でしょうが、私としては思ったより多かったなと考えております。やはり100%を目指すのであれば、まだ46%なので、まだまだちょっと登録者数は伸びていない状況でしょうが、まだ時間はあるでしょうから、これからどうなるか、また私のほうでも随時この数字は当局に聞かせていただきたいと考えております。

子供へのワクチン接種は、まずは8月までということと予定しているようですが、先ほども申しあげましたとおり、保護者としてはいろいろな思いもあり、期間内8月までですと、子供のワクチン接種にはなかなか踏み切れない方も

いらっしゃるのかなと思っております。しかし、後々状況が変わったりですとか、多くの情報を手に入れ、考慮した上、やはり自分の子供にもワクチンを打っておくべきだと考えが変わり、接種を希望する方が出てくるのではないかと予想します。そういった方への対応などはお考えなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しあげましたとおり、寒河江市の5歳以上11歳以下の子供へのワクチンの接種計画期間というのは、3月4日から8月末までとしているわけでありまして。これは、対象者約2,400人全員が接種を希望することを前提にして、医師会、それから小児科医の先生方と協議をして計画したところでございます。

国では、現在のところ、予防接種実施要領によって、9月末までを5歳から11歳の方を含め、全ての対象者への接種実施期間として位置づけておりますので、本市では9月末まで希望者数に応じた接種体制を維持しているというところでございます。

お尋ねはそれ以降ということではありますが、10月以降に接種を希望される場合ですけれども、これについては国のほうでまだ方向性を示しておりませんので、現在のところ、我々としてはお答えできない状況でございますが、今後国から方針が示されることになると思いますので、国から方針が示されれば、医師会などもまた御協力をいただきながら、接種体制について市民の皆さんにしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり国の方針がありますので、各自治体の判断で行動するというのは限界があるのかと思います。

本来ですと、感染者の中で2回のワクチン接種済みの方、それでも感染してしまった、いわゆるブレークスルー感染の方の割合なども、で

きれば参考にさせていただきたかったところなんですけど、そちらもやはり市ではなかなか分りかねるということでしたので、ぜひそういった情報ですね、分かり次第周知をしていただけますよう、よろしく願いいたします。

そうしますと、後々保育所、幼稚園ですとか小学校、クラス内にワクチンを打った子供と打っていない子供が混在するというようになってくるかもしれません。保護者として心配なのは、ワクチン接種の有無により子供に不利益が生じないかということです。小学校ですと、ワクチンを打っていないことでいじめを受けたりですとか、そういったことも考えられるのではないかと思います。そのためには、事前に子供たちや保護者にある程度ワクチン接種は任意であることや、ワクチンを接種していようが、そうでなかろうが、同じ教室で今までどおり授業するという説明も必要になってくるかと思っております。そういったワクチン接種に関係したいじめに対して、未然に防止するような対応などはお考えなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** まず、コロナウイルス感染症全体に関わるいじめの未然防止について申しあげたいと思いますが、市内の各小中学校では、これまでもコロナへの感染というのは誰にでも起こり得ることであると、そして本人の責任ではないということを前提にして、偏見、差別は絶対に許されないということを指導しており、コロナに関わるいじめ、誹謗中傷等が起きることがないように努めてきたところであります。

また、昨年3月には市のいじめ防止基本方針を改定いたしまして、感染症等に関わる人権への配慮、それから対応についての項目を新たに追加したところであります。各学校におけるいじめ防止基本方針につきましても、この市の改定に合わせて見直しを行うよう、各学校にも通知しているところでございます。

今、議員からございましたワクチン接種に関するいじめの未然防止ということでございますが、今議員からも御指摘あったように、ワクチン接種を受けるかどうかにつきましては、本人の希望と保護者の同意というものが前提であると認識しておりますので、身体的な理由、あるいは様々な事情で接種できない人がいるということ踏まえて、その判断を尊重していくということが求められております。

教育委員会としましても、接種の有無、接種をする、しないで差別やいじめが学校で起きることのないよう、児童生徒に指導あるいは配慮を行うことが重要であると考えているところであります。同調圧力を生まないために、教員に対してもワクチン接種を促したり、接種の有無を確認したりすることがないように指導も行っており、引き続き適切な対応を行うよう、学校に周知してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 思ったよりしっかりと対応してくださっているようで、本当にありがとうございます。やはり子供はすごく、悪気がなくても敏感になってしまいます。そして、そこからいじめにつながるようなこともあるかもしれませんので、今後も引き続きフォローのほうよろしくお願いいたします。

それでは、これからの対策の重点についてお聞きします。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの影響で全面休園している保育所や認定こども園が、先月のある時点での情報ですが、43都道府県で777か所、少し古い情報で申し訳ございませんが、それぐらい多くあるとなっております。変異株オミクロン株の拡大に伴い、園児や職員にコロナ感染者が相次いでいると発表しました。

今後も、オミクロン株よりもっと子供に感染しやすいようなウイルスが出ないとも限りません。実際、現在でももっと感染力の強いステル

スオミクロンという亜種のウイルスが、先日は山形県内でも確認されていると報道されております。そうしますと、今よりもさらに休校や休園が多くなってしまいう危険性もあるのかもしれない。

そして、そこに厚生労働省が発表したのが、代替保育の促進です。現行では休園した園の子供を、ほかの施設や公民館で預かる場合を想定した政策のようです。今回、何か所かは休園してはいましたが、やむを得ず登園しなければならない子供たちにはしっかりと対応してくださってございました。急に仕事を休むことのできない保護者としてはありがたいことではあります。今後政府の発表したような、ほかの施設や公民館で預かるといった代替保育は必要と考えているのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 代替保育の必要性については、議員御指摘のとおり、国の方針もあって、保育所は感染拡大の緊急事態状況下においても原則開所するというので、休園する場合には代替保育を確保して、地域の保育を維持するというのが国の方針であります。

寒河江市においては、先ほど議員御指摘のとおり、他の施設で預かる代替保育については、感染拡大防止の観点などから、実施することは難しいのではないかという判断の基に、どうしても保育が必要な場合などは、施設を休園している場合であっても、その施設において消毒などの感染対策を十分に講じた上でお預かりしているという状況であります。

ただ、御指摘のとおり、だんだんさらに感染が拡大していくなどということがなきにしもあらずというふうにも思いますので、そういった場合に、そういう代替施設を確保していかなければならないのかどうかなどについて、今のうちから少し研究しながら、保育機能の維持について、しっかりと対応していく必要があると考

えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。もっと感染が拡大した場合のことまで、しっかりと考えてくださっているようで安心しております。

保護者としては、子供が今までなれ親しんだ場所や、保育士の先生方に預かっていただくというのが最も安心であると思っておりますので、これからも、できればいいですので、保育士の先生方には御迷惑になるかとは思いますが、今までどおりに保育所で預かれるようであれば、やむを得ない方の保育だけでもやっていたらと考えております。

ちなみに、うちの娘の行っている保育所で、かなりの人数はいるのですけれども、一応その保育所に今日何人ぐらい来ていますかと電話で聞いてみたら、2人しか園児が来ていなかったというので、結構皆様頑張って自宅での保育をやってくれています。市民も頑張っておりますので、ぜひこれからも対応をしっかり考えていただけるよう、よろしく願いいたします。

オミクロン株によって、クラスター発生の中心が飲食店から学校や保育所、幼稚園、介護施設に変わったことにより、コロナ対策の重点も変えていかなければならないですし、変わっていていると考えております。今後また違った特徴を持った新たなタイプが出てくるかと思いますが、そういったコロナの特徴に合った柔軟な対応が必要になってくるかと思いますが、これからについて当局のお考えをお聞きます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、今年に入って感染力の強いオミクロン株などによって、急速に感染が拡大しているわけであります。昨日あたりは少し、当時の10万人から、全国的には5万人台ということで、少し収まりつつあるわけでありましてけれども、県内を見ると、最大350人とまではいきませんが、昨日は250人という

こともあって、なかなか収まらないという状況にあります。特に先ほど来お話がありましたとおり、乳幼児、小学生などに感染者が多数見られるということで、県内の保育所や学校などもクラスターが発生と連日報道されているわけでありまして。

寒河江市において、これまでも、昨年度からですね、子供たちの感染防止対策に取り組んできました。当然のことながらマスクの配布をはじめ、学校への手洗い自動水栓などの整備、それから保育所や学校にアルコール消毒液の設置なども進めさせていただいておりますし、今年に入ってから、先ほど来お話ししてはいますが、5歳から11歳までのワクチン接種も開始しているという状況であります。

現在、保育所などにおいては、県で作成していただいた感染症対策マニュアルに基づいて、徹底して対策を講じていただいているところではありますが、来年度、保育所においても手洗いの自動水栓などの整備を予定させていただいております。

一方、学校においても不織布のマスク着用、それから換気の徹底ということで、基本的な感染防止対策をしていただいておりますが、さらに登校前の健康観察の徹底、リスクの高い学習活動を控えるなどの取組を実施していただいております。

今後、新たな変異株などが県内では確認されているわけでありまして、市としても引き続きワクチン接種などを加速するとともに、その状況に応じた適切な対策を速やかに実施していく必要があるということで、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

やはり自動水栓の整備ですとか、そういったものもしっかり考えてくださっているのは、とてもありがたいことでもあります。

もしこれからもっと休園が増えてしまって、これはしょうがないことかもしれませんが、もし増えてしまいますと、例えばいつも頑張ってくださっている保育士さん、この前うちの娘の保育所では、園児2人に対して先生が5人ぐらいいらっしやっただけかな。いろいろなお仕事が、事務仕事とかもいろいろあるので、そのぐらいだとは言っておりましたけれども、やはり何人かの先生は休まれていらっしやるわけでありませぬ。もしそれが続いてしまったりすると、保育士への保障ですとか、例えば休園で自宅保育をすることにより収入が減ってしまった保護者、そういった方への保障など、小中学校においては休校となってしまった場合の、それも休校が長引いてしまった場合は、やはりリモートでの授業を促進するですとか、そういった対応が望まれますし、そして飲食店でのクラスターがほぼなくなったのであれば、家族での外食や少人数での会食、こういったことを警戒し過ぎないように周知するなど、コロナウイルスの特徴に合った対応とフォローの充実を、これまでどおり臨機応変にお願いしたいと思っております。

次に、通告番号13、キャッシュレス決済の促進について質問させていただきます。

先日、私と妻はチェリンP a yを全て使い切らせていただきました。とても経済的に助かりましたし、何よりもアプリを通じて、登録されているお店からお得な情報などが発信されるというのはすごく魅力的でした。キャッシュレス決済をあまり使用しない妻も、小銭を出さなくていいから便利と言っておりました。私としては、これからもぜひ継続的にやっていただきたいと思っております。

しかし、バーコード決済はかなり浸透してきてはおりますが、まだまだスマートフォンを持たない高齢の方には、ハードルが高いのではないかと考えます。スマートフォンを持っていない方ですと、キャッシュレス決済のためにスマ

ートフォンを購入すること、そういったことはまずありませんし、スマートフォンを既にお持ちの方でも、アプリのダウンロードやアカウントの作成、本人確認など様々なステップを踏む必要があります、途中で諦めてしまう方も多いのではないのでしょうか。

そこで私は、I Cチップを搭載したカード型の電子マネー、いわゆるI Cカードでの電子マネーが一番使いやすいのではないかと考えております。今最も有名なものと、J Rで発行しているS u i c aがそれに当たるかと思いません。

日本には現金主義が根強く残っており、電子マネーと聞くと嫌がる方もいるかと思いません。しかし、一切電子マネーを使わず、ようやくクレジットカードを使うようになった私の母の話で申し訳ございませんが、よく新幹線なども使いますので、S u i c aだけは使っているようです。そして今、そのS u i c aの機能、プラスアルファを持った山形県のI Cカードもバス会社より登場しました。

I Cカード型の電子マネーは、チャージした分だけ使え、使い過ぎることもありません。さらに、ワンタッチで決済が可能となっておりますので、実際には非接触タイプですが、かざすだけでとなります。会計のときになってアプリを立ち上げ、余計に時間がかかってしまうということもなく、さらに、スマートフォンの電池がなくなってしまう、電源が入らなくなったときなどでも使えるという利点があります。私は多くの電子マネーを使っておりますが、コンビニなど、いろんな種類の電子マネーが使える状況のときは、迷わずかざすだけで決済するものを選びます。

そこで、これから市の窓口業務など、D Xを推進していくことを考えると、電子マネーの種類としては、I Cチップを使った電子マネーを導入するのが、幅広い年齢層に受け入れられる

かと考えます。そして、後々は市内の事業者へICカード対応決済端末の導入への補助などを進めていけば、不安な現金チャージなどもよく知ったお店の人のところでできるようになったり、そのままそのお店で電子マネーでお買物をしたりと、先日お示しいただいた寒河江市デジタル戦略計画にあります、市民一人一人が幸せを実感できるデジタル社会の創造に一步前進できるかと考えますが、当局のお考えをお聞きいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、これまで市税などの納付に当たって、スマートフォンなどで納付書のバーコードを直接読み取って、決済サービスアプリを利用し、電子納付サービスの提供というものを行ってきたところでありますし、また先ほど議員からもありましたが、昨年9月には地域経済の活性化とキャッシュレス化による新しい生活様式の推進を図るため、チェリンPayを導入して活用していただいているところでありますが、これらの決済はバーコード決済であります。しかし、ICカード付のタッチ決済には対応していない状況になっているわけでありまして。

このICカード型のタッチ決済、月光議員からありましたが、様々な事業者がICカードを活用した電子マネーサービスを提供している、広く出回っているわけでありまして。また、扱いも簡便であるということで、そういう多くの利点があると承知しています。

こうした状況がありますので、寒河江市では令和4年度になります、来年度になります、市民生活課、それから税務課の窓口において、証明書手数料等の支払いにキャッシュレス決済を可能にする機器を導入する予定にしておりますので、費用対効果などを検証しながら、ICカード型のタッチ決済も含めて、幅広い決済方法に対応した機器を検討して、導入を進めてい

きたいと考えております。そういった意味で、より利便性の高い決済方法について進めていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。やはり導入の費用ですとか、そういったものも全てトータルして考えて、導入するようになると思います。

経済産業省が発表した、日本でキャッシュレス化が進まない要因には、現金への信頼性の高さ、治安のよさ、レジの処理が正確で速い、ATM利便性の高さなどが挙げられております。現金でも不便さがないことが背景にあるとのことです。褒め言葉が並んでおりますので、とても誇らしいことだとは思いますが、そうも言っただけではいけない状況ではないかと思っております。

多くはないのですが、今はおさい銭も電子マネーになっているところもあります。日光の社寺などは、比較的大きな外国人観光客が多いところでそういった動きがあるようです。私個人としては、電子マネー大好きなんですけれども、おさい銭に関しては、投げ入れておさい銭箱にぶつかって、そのまま落ちて、落ちたとき小銭と小銭がぶつかる音などがおさい銭という感じがします、どうかなとは思いますが、それでも時代の流れ、諸外国の流れは間違いなくキャッシュレスの方向かと思っております。

そして、キャッシュレス決済は初期の方向性が大切で、ある程度浸透してから途中で方向転換はしづらいものですので、先ほどおっしゃいました、市役所の窓口業務などで導入しようとするのであれば、先ほどの導入の費用など、そういったものも含め、慎重にお考えいただいて、選定していただきたいと思っております。

寒河江市では、誰も置き去りにしないような市民に優しいDXを進めていただければありがたいと思っております。

これで私の一般質問は以上でございます。

古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番、15番について、8番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** おはようございます。公明党の古沢清志です。どうぞよろしく願いいたします。

今年は近年にない大雪で、雪かきにも疲れ果てたところでした。しかし、昨日あたりから気温も上がり、今度は一層春めいた季節になることでしょう。

私は西川町生まれですから、非常に雪が多い地域でした。小学校時代にも大雪に見舞われ、除雪も追いつかず、小屋の2階の窓から出入りした経験があります。

市内におきましても人的被害が3名、建物被害が2棟、農業被害としてビニールハウス被害が9棟など、現時点の被害だそうですが、今後、雪が解け、果樹の被害も現れてくるだろうと思います。被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げます。

では、一般質問をさせていただきます。

通告番号14の市内経済活性化に向けて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症も今年で3年目を迎え、日本国内にとどまらず、世界を網羅しております。私自身、昨年ワクチン接種を2度打った時点で鎮静化に向かうものと思っておりましたが、思いとは裏腹に増加に転じてまいりました。

本市におきましても、市民の命と健康と生活を守るための感染症対策や、その影響を受けている市内中小企業、小規模事業者への緊急経済対策に支援をいただき感謝しているところです。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により低迷を続けておりますが、新型コロナウイルス感染症との闘いも、ワクチン接種の進展で経済活動も徐々に再開されてい

ますが、感染力が極めて強いと言われているオミクロン株等変異株の拡大による影響が懸念されています。

こうした中、市内中小企業、小規模事業者は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間延長、対象地域が拡大されたことによる国内外の需要の蒸発などにより、幅広い業種で厳しい経営環境に置かれております。

市内経済においても好不調の二極化が進み、景気回復の兆しが見えない状態に見舞われております。市内中小企業、小規模事業者は、国、県及び本市の各種支援策を最大限活用しながら事業存続のための努力を続けておりますが、今後コロナ禍がさらに長期化した場合、倒産、廃業の急増や市内経済の収縮が避けられない状況です。

本市におきましても、ワクチン接種の推進に取り組みつつ、中小企業、小規模事業者向け融資や補助金等による支援など数々の対策を展開されておりますが、コロナ後の持続的成長、発展につなげるには、さらなる施策展開が不可欠であると考えます。今回の予算におきましても支援策が盛り込まれておりますが、コロナが収束するまで、飲食だけでなく、幅広い支援の必要を感じますが、市長の所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員から市内経済活性化に向けた支援ということで御質問いただきましたが、新型コロナウイルス感染症による景気低迷の影響というのは、地域、それから業種を問わず大変大きな影を落としています。県内でも、先月まで一部地域でまん延防止等重点措置が適用されて、その後は全県下でクラスター抑制重点対策というのが実施されておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、大変厳しい状況が続いている。

その中で、市内でも大変厳しい状況が続いているわけでありましてけれども、市としては去年

からですか、おとしあたりからも含めますと、大変期間は長くなるわけでありませけれども、去年から特に緊急経済対策事業として、緊急事態宣言に伴う感染症拡大防止協力金や継続協力金、それから緊急事態宣言等影響緩和一時金の支給などさせていただきました。

振り返ってみますと、ちょうど去年3月の県独自の緊急事態宣言から1年になるわけでありませけれども、そういう対策を講じさせていただきましたが、それからチェリンPay、さらには年末年始のお年玉券といった商品券発行事業など、感染状況や経済状況などを見ながら各種の対策を幅広く展開してきたところであります。

一方、国におきましては、中小法人や個人事業者を対象として、コロナの影響を受けた事業の継続、回復を支援するための事業復活支援金というのをつくっていただいて、また県のほうでは飲食業等緊急支援給付金という制度を実施していただいております。こうした国や県からの給付金、確かにありがたいわけですが、申請から給付までは若干時間がかかるということでありましたので、そういうことで商工会からの強い要望などもあって、寒河江市では給付までの一時支援金として、事業継続緊急一時支援金というものをつくらせていただいて、これは飲食業のみならず、幅広い業種を対象に、早期に給付ができるような制度を創設して、実施したところであります。

先般の行政報告でも申しあげたところでありますが、今後もそういったことで、特に商工業者の皆さんを中心に、いろいろな状況などを、商工会を通じて関係機関からお伺いしたいと思いますし、そういった団体で組織する緊急経済対策実行委員会というものをつくらせていただいておりますので、そういったところなどとも十分連携しながら、そして地域経済の回復を停滞させないような、継続して切れ目のないよう

な支援というのが必要だと思いますし、必要な業種には幅広くきちっと手当をしていかなければならないということで、今後ともそういう取組を進めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

様々な支援策を講じておられますけれども、要するに事業をやっていくには、今必要なのは現金なんだと。生活するにしても、商売を続けるにしても、今ないのが現金なんだと。そここのところ、事業者の方が多く言っておられましたので、様々な施策が講じられておりますけれども、いま一度支援をお願いしたいと思います。

業態別に見た具体的な取組について申しあげますと、商業、飲食、観光関係について様々な支援策が講じられておりますが、事業継続のためにも臨時支援給付金を設ける、または無利子の支援金を設けるなど、また工業、建設業関係については、半導体などの物不足、木材等住宅関連原材料高騰による利益減少などにより工事が進まない状況になっております。水道、下水道使用料の猶予や、固定資産税の減免措置や臨時支援給付金の創設などにより、市内事業所を守っていただくことによって事業継続の道が開けると思います。市長の見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 最初に結論的なことを申しあげますが、緊急事態なわけです。今、そういうことですから、こうしたときに市内の事業者の皆さんを守っていくように努力するというのは、我々行政の使命、役割だと思いますので、そういった観点から、いろんな施策を、状況をお聞きしながら対応していきたいと考えています。

上下水道の使用料、それから固定資産税の減免、それから臨時支援給付金の創設ということで御質問がありましたので、順次お答えを申しあげたいと思いますけれども、初めに上下水道

使用料でございますけれども、実際に今コロナの影響で経営的に困っている方々に対しましては、令和2年4月から上下水道使用料についての相談窓口というものを開設させていただいて、その相談内容に基づいて納付の猶予でありますとか、分割納付というもので対応させていただいているところであります。コロナの収束がなかなか見えない状況でありますので、長期的な猶予なども可能でありますけれども、御質問の減免措置については、今後の推移などを十分見極めながらということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、固定資産税の減免措置でございますが、これは令和3年度に限って、国の制度として実施されたところであります。令和2年2月から10月までの3か月間の収入が30%以上減少した中小企業者の事業用家屋と償却資産に対する固定資産税と都市計画税の減免措置ということですが、実際は186件の申請があって、軽減税額は約1億2,700万円の実績があります。令和4年度はどうかというと、御案内のとおり、この特例が終了しているわけでありませぬ。ですから、そういう意味では普通の課税になっているという状況にあります。固定資産税の減免措置については、地方税法及び市税条例の規定によって、災害により被害を受けた場合や生活保護受給者などに限定されているということですので、市独自の減免措置の適用というのは難しいものではないかと考えているところであります。

固定資産税、御案内のとおり、市税の約45%を占めるということで、基幹的な税目になっているわけでありませぬ。市独自の減免措置ということは、地方交付税にも大変影響を及ぼしてくるということで、市の財政に与える影響が大きいということでもあります。ですから、固定資産税の減免措置などについては、令和3年度と同様に、国全体として議論して対応していただき

たいと思っております。

それから、コロナのみならず、原材料価格の高騰などもあって、市内の経済に相当な影響が出てきているということがあります。そういったことは十分我々も理解しておりますので、固定資産税については、なかなか納付が難しいという場合は、納付猶予の方法で対応していきたいということで考えていますので、ぜひ御相談をお願いしたいと考えているところであります。

それから、最後に事業継続のための臨時支給給付金の実施であります。国の支援制度で幅広い業種を対象として、コロナの影響を受けた事業の継続、回復を支援するための、先ほど申しました事業復活支援金のほかに、特例措置が延長された雇用調整助成金、また日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付と、中小企業基盤整備機構の特別利子補給制度を併用するというので、実質無利子になる融資制度なども行われているところであります。

しかし、それでも十分ではない場合が多々あるわけでありませぬので、市独自の新たな支援制度、それから融資制度というものについて、これからいろんな経済団体のほうからの御要望なども十分お聞きしながら、時期を失しないように、適宜適切に検討していきたいと考えているところであります。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 今、市長から水道や下水道使用料のことでありましたけれども、やはりそれを免ずるのではなくて猶予していく、幅広く長めに支払いができるようなことをやっていくのだということ、分かりました。

また、固定資産税についても、いろいろ税法上の問題がありまして、これを安くすると何か交付税にも関係してくるということなので、やはりなかなか難しいことなんだなという感じがいたしました。

臨時支給給付金などについても、市の融資制

度もよく考えていただきまして、時期を失しないようなことについて、やっていただきたいと思いをします。

企業が倒産または廃業した場合は、経営者たちだけでなく、従業員も職を失ってしまいますので、手厚い保護を引き続きお願いするとともに、コロナが収束するまでの支援策をお願いいたします。

次に、アフターコロナを見据えた設備投資に対する支援拡充についてお伺いいたします。

コロナ禍の極めて厳しい経営環境下において、管内企業はコロナ禍からの再建に向け、需要構造の変化など外部環境の激変に対し、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上等について設備投資を行いながら、積極果敢に挑戦し続けております。管内企業のチャレンジを、アフターコロナを見据え、積極的に後押しする支援施策が、国としても支援策を講じるようにも言われておりますが、市としても補助金の創設を考えておられるのか市長の見解を伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** アフターコロナを見据えた、事業者を積極的に後押しする支援策はどうかということですが、これまでも市としては技術振興販路拡大推進事業というのがありまして、その中でコロナに対応した店舗改装やホームページ改修などを行った事業者に対して、その経費や新商品開発に係る経費などを支援しているところでもあります。

さらに、今後の取組でありますけれども、コロナ禍における新生活様式への対応を考慮して、先ほど来申しあげておりますが、キャッシュレス決済システムの導入費用などについて支援していくということも考えているところでもあります。

さらには、新分野展開、それから事業、業種の転換など、経済社会の変化に対応していくために、新たな事業展開に取り組む事業者の方へ

の支援として、国あるいは県と連携しながら、国の事業再構築補助金などを活用していただきながら、さらには国などの事業に採択されなかった事業について、市独自に支援していくということも考えていきたいと思いをします。そうしたことで、市内中小企業の底支え、活性化を図っていききたいと思いをします。

さらに、まち・ひと・しごと創生事業の中で、コロナ禍による経営課題を克服すべく、新しい分野や技術に挑戦する産業人材を育成するために、市内企業が行う人材育成事業に要する経費について支援していくということも進めていって、アフターコロナの激しい変化、社会情勢の変化の中にあっても、地元企業が速やかに対応していけるような、そういう取組を支援していきたいと考えているところであります。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。新たな仕事を見つけられれば、そっちのほうに目を向けていく必要もあるのかなという感じがいたしております。

次に、市内における伝統工芸品事業者について伺います。

本市には、伝統的な技術、技法で製造された伝統工芸品と称される数々の工芸品があります。歴史の変遷を経て、一部機械化が導入される工程もありますが、ほとんどは伝統的な職人によるたくみの技をもって手作りで生み出されるものであり、地域の気候風土の特質を生かした、原材料を主としながら、地域文化として脈々と承継されてきた本市の貴重な伝統技術や工芸品であります。

長引くコロナ禍の影響は、本市の各種伝統工芸品従事者に対しても、存続の危機に瀕するなど多大な影響を及ぼしていることから、本市の貴重な伝統工芸品従事者の事業承継についての支援策も必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま古沢議員からもございましたが、寒河江市には優れた伝統技術や技法などが受け継がれて、地域の工芸品として認知されて、また日常生活の用に供されてきたものとして、例えば草履などのわら細工、それから、こいのぼりなどの染色工芸品などがありまして、山形県ふるさと工芸品として紹介されている状況であります。

こうした伝統工芸品については、地域の資源、技術などを基盤として、長い歴史、風土の中で培われてきた、そして地域産業、地域経済に大変貢献されてきたものでございます。

しかし、生活様式の多様化などにより、需要が減少し、さらには職員の高齢化、そして御指摘のあったとおり、長引く新型コロナウイルス感染症による販売、取引の低迷などの影響によって、その存続、それから技術の承継が大きな課題となっているところであります。

このことについては、市の商工会からも伝統工芸品従事者の事業継続支援についての要望という形で私が要望書を受けているところでございます。

若年後継者創出の面では、学生や高校生などから伝統工芸品に興味を持ってもらうための機会として実施する制作体験、それから講習会に係る経費などを支援していく。さらには、伝統工芸品の技術技法、伝承しやすい環境を整えるために、その制作過程などをデジタル化して保存するための経費などをサポートしていく、そういう支援をしてみたいと考えているところであります。

問題は、事業継続や承継には、収益性の確保というのが極めて大きい、大事な要素になってくるわけでありまして。そういった意味で、百貨店などでの実践販売に係る経費でありますとか、PRするための動画作成についての支援などを実施して、何とか寒河江の歴史ある伝統工芸品

を守って、そして振興していければと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

古沢議員。

○**古沢清志議員** 先ほどの市長の答弁もありましたけれども、伝統工芸品従事者にも御理解をいただき、ありがとうございます。

続きまして、通告番号15番の防災及び自主防災組織の強化についてお伺いいたします。

令和4年の最初の市報に、市長と語る市政ミーティングの内容が掲載されておりました。西根地区、三泉地区、柴橋地区で出された主な御意見が紹介されておりました。その多くは、防災・減災、自主防災組織についていろいろ話し合われたようですが、防災に対する意識が非常に強いものと受け取りました。最近では毎年のように襲ってくる洪水に対し、近隣住民の安否と財産を守るために、まだまだ不安が払拭されていないことの表れと思い、一般質問させていただきます。

令和元年と令和2年の洪水を経験し、現在作成中の防災マップの修正箇所について、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在作成中でありましてけれども、防災マップについては、平成29年3月に策定した防災マップと令和元年9月に作りました洪水ハザードマップというのを統合して、昨年5月の災害基本法の改正内容などを新たに掲載して作ろうとしているところでありまして、今最終的な調整作業に入っているところであります。できれば今月中などに完成させて、新年度、各御家庭にお配りをしたいなと思っているところ

であります。

主な修正箇所ということですが、令和2年7月の豪雨時に、避難者の方が一部の避難所に集中したことがありました。また、駐車場が不足したということで混乱したという状況などがありましたので、それを踏まえて、最上川、それから沼川が氾濫した際の避難場所を事前に町会ごとに割り振りさせていただいております。

また、新たに民間施設借用による避難所、それから駐車場などの情報などについても掲載していくことにしております。

それから、避難所における多目的トイレやスロープ設置の有無など、いわゆるバリアフリー対応の状況でありますとか、福祉避難所の情報などについても掲載しておりますので、避難が必要な方の避難行動にも大変活用していただけるのではないかと思います。

このたびの統合したマップの作成によって、より一層市民の皆さんの防災意識が高まって、災害時の避難行動などに役立っていければと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 市長から答弁ありましたけれども、防災マップが新しくなって、今月にも早ければ出回るみたいなことをお聞きしまして、非常に楽しみにしております。

また、この洪水を機に揚水機場が整備されることが決定し、一步前進であると喜ばしいことだと思っているところです。

また、このミーティングの話の中で、自主防災会で防災訓練を実施した際、防災行政無線が聞こえなかったので増設等にはできないのかとの質問に対し、市長からは、聞こえないことのないように防災行政無線の音量を高めに変更しているとの回答でした。

また、防災行政無線が聞こえにくい場合の解決策として、ソーシャルネットワーキングサービス、SNS等の併用など検討してはどうかと

の質問に対し、市長の回答として、避難情報等は防災行政無線のほか、緊急速報メール、つまりエリアメールでお知らせし、防災行政無線が聞こえにくい地域には戸別受信機を配付しておりますが、今後ツイッター等のSNSも活用してまいりますとの回答でした。

聞くところによると、寒河江市内の人はその地域のみでの連絡で、市外に出れば連絡が来なくなり、高齢者等を家に置いている場合、非常に心配になるとの声でした。そこで、SNSなどにより広域に緊急避難情報を流せないものか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員からただいま御指摘がありました。令和2年7月の豪雨の際には、避難情報等の発信については、防災行政無線と緊急速報メール、エリアメール、それから市のホームページなどで情報発信をしたわけですが、これも、これは市内を対象にした情報発信には大きな役割を果たしているわけですが、御指摘のとおり、市外にいらっしゃる場合、情報を取得できないということがあって、こういうことがないように、市外にいる方も含めて、多くの皆さんが災害情報を受け取ることができるように、SNSの活用に取り組んでいます。

令和2年11月から市の公式ツイッターの運用を開始して、防災、災害情報の発信を可能にしておりますし、今年1月にはフェイスブック、LINE、登録電子メールの使用、運用を開始して、来月には本格運用していきたいと考えているところであります。ぜひ市民の皆さんには電子メールの登録をさせていただいて、避難行動に役立てていただきたいと思います。

寒河江市としては、引き続き広域的な避難情報の発信手段として、SNSなどを活用しながら、迅速な災害情報の提供に努めていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。様々なもので、いろんなツールを使って発信してくれているのだなということはつくづく感銘いたしました。

令和2年の洪水のときにも、町会長にいろいろ話が行って、それが私のところに伝わってきまして、全然知らなかった、エリアメールでも届かないんだなという話も聞きまして、もうちょっと、連携中枢都市なんかも組んでいるわけですから、その辺も広く運用していただいて、市民の安全、安心につなげていていただきたいと思います。

災害が起きた場合、自力で避難できない方はどうするのかとの質問に対しては、当然近隣住民で支え合っていかなければならないと思っています。そこで、自主防災組織が力を発揮するところだと思います。現在の自主防災組織の組織率はどうなっているか。本市及び近隣の山形市、天童市、東根市なども分かればお伺いいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の自主防災組織の組織率でありますけれども、今年2月末現在で95.2%になっております。

他市の状況を申しあげますと、昨年12月、令和3年12月現在ですけれども、山形市が84.5%、天童市は96.4%、東根市は100%ということになっております。なお、全国平均につきましては、令和3年4月現在でありますけれども、84.4%となっております。

市としては、引き続き未組織の町会に対して、様々な機会を通して自主防災組織の設立に向けた働きかけを引き続き行っていきたいと考えているところであります。

○國井輝明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 山形県の組織率は、直近の数字で91.7%で東北では一番高くなっております。先ほども市長からありましたけれども、全国平

均は84%といったところで、全国平均よりも上回っているという状況といったところでしょうか。

せっかくつくった自主防災組織を有名無実にしないためにも、もう一度組織内容を点検し、県によるアドバイザー派遣を、市の防災危機管理課を通してできるような制度もあるようなので、市民のためになるような配慮をしていただきたいと思います。

令和3年度はコロナ禍でもあり、各地域の自主防災組織においては、予定していた活動も制限されたものと思っておりますが、今年度の自主防災組織への補助金などの支援内容についてお伺いいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 令和3年度の寒河江市地域防災力強化支援事業費補助金ということで、自主防災組織などに対する補助でありますけれども、これまで令和3年度は8組織から申請がございました。防災倉庫、それから発電機及び防災服の購入、それから地域防災マップ作成などの費用に対しての補助であります。総額は66万4,000円を交付してございます。また、水防資材として、洪水時などに使用する土のう袋ですね、11組織に対して1,065袋を配備させていただきました。それから、防災士資格取得支援として、1名の方の資格取得に係る経費なども助成させていただいたところであります。

○國井輝明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

昨年、市において、市内に住む方の防災士登録の募集をしておりましたので、私も早速登録いたしました。最近いただいた御案内には、市内で13名の方の登録があったようです。この登録により、市として何を防災士に望み、またどのように自主防災組織を強化していくお考えなのかお伺いいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、近年地球温暖化などの影響に伴って、災害などになる大雨とか集中豪雨が多発しているわけでありまして。自然災害から暮らしを守って、災害が発生しても被害を最小限に食い止める、そういう減災、それから防災対策というのは、大変地域にとっては重要でありまして、地域防災力の向上というのが大きな課題になっていると思っております。

特に大規模な災害時などにおきましては、公的機関による支援開始までには時間を要することも想定されるわけでありまして。そういった場合は、災害発生直後においては、各地域において災害軽減に努める、各地域で努めていく必要がある。それから、避難所の運営とか、避難誘導などについても、地域の方々の協力というのは必要不可欠になっているわけでありまして。

そういった意味で、防災士の方には、減災と防災力向上のための基礎的な、基本的な知識を、古沢議員もそうですけれども、お持ちな方なわけでありまして、地域における防災のリーダーとしていろんな活動をしていただくことを我々は期待するわけでありまして。

先ほどお話ありましたが、市で協力をいただく防災士の方を募集して、13名の方に御応募いただいたわけでありまして。登録していただいた防災士の方々から、来年度ですね、各防災組織の方々を対象にした研修会などにも参加していただいて、そして防災行動、避難行動、それから避難所運営などの防災知識のさらなる向上にも協力していただければと思いますし、防災士の方から、各地域である防災事業というんですかね、防災訓練などに参加していただくと、その中で指導していただければ、その訓練、防災事業も有効に市民の方に伝わっていくのではないかと。そのことがそれぞれの自主防災組織の機能強化につながっていくのではないかとということで、我々としては防災士の皆さんの活躍というのですか、存在は大変ありがたく、また

重要で期待をしていると考えております。

○國井輝明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 私も市民のため頑張りたいと思いますので、ぜひお声がけをお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

柏倉信一議員の質問

○國井輝明議長 通告番号16番、17番について、14番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 令和の会の柏倉です。通告順に質問に入らせていただきます。

通告番号16番、デジタル社会に向けた取組と問題についてであります。私は平成13年3月議会から4回、IT関連の一般質問をさせていただきました。当時、私の質問の趣旨は、ITは距離、時間のハンデを克服する大きな力となる。大都市より地方自治体こそ、ITを有効活用していくべきであると主張してきました。

ここ2年、世界中がコロナとの闘いで、あらゆる分野でデジタルは活用され、その技術は大きな進化を遂げています。こうしたコロナの影響も鑑み、令和3年9月1日、IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁が設置されました。

本市においても、こうしたデジタル社会を想定し、政府の動きより一足早く、昨年4月デジタル戦略課が設置されたこと、的を射た対応と言えます。そこで、この1年の活動実績について伺います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柏倉議員から、デジタル社会に向けた取組と課題、問題ということで御質問いただきましたが、デジタル戦略課につきましては、昨年、令和3年度の市組織改革の目玉として、将来に向けたデジタル改革をスピード感を

持って戦略的に推進し、市民サービスの向上、それから行政事務の効率化を図る目的で設置させていただきました。

今年度、令和3年度の実績ということですが、1点目については、市民、それから団体、職員などから様々な御意見を頂戴して、その内容を反映させたデジタル戦略計画の策定に取り組んできたこととございます。この計画は今年度中に作成するという事になっておりますが、計画の基本理念としている「いつでもどこでも幸せ実感DXさがえ」の具現化によって、新たな創造による持続的で健全な発展と市民一人一人が幸せな生活を営めるような社会を形成するという狙いを持っているところでございます。

2つ目は、令和3年度から市民の申請手段の多様化と利便性の向上を図るために、国が提供しているマイナンバーカードと電子申請サービスのびったりサービスを利用した申請を開始しているところでございます。令和4年度におきましては、びったりサービスにより申請できる項目をさらに充実していくことにしておりますし、処理の迅速化、正確化を図って、市民の利便性の向上を目指していきたいと考えております。

3点目については、市職員のテレワークの試行を開始したところでございます。昨年12月から試行を開始して、2月末まで23人の職員が43日間テレワークを実施しております。今後3月まで試行することにしておりますが、その結果を踏まえて、来年度は本格的に実行していく予定にしております。

そのほか、DXの一環としては、市民向けにスマートフォンアプリのぼけっとナビ、それから今年1月から、先ほど来申し上げておりますが、ツイッター、フェイスブック、LINE、登録メールの4媒体に同時に市の市政情報を発信することができるSNS一括管理システムを

導入して、迅速に広範囲な情報発信に取り組んだところでございます。情報を受ける市民の皆さんも、わざわざ新たなSNSの登録をする必要もなく、これまで使用しているもので、本市の様々な情報を受け取ることが可能となっているところであります。

今後も市民サービスの向上、行政事務の効率化を目指して、鋭意デジタル改革に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今、実績について市長から御報告をいただいたわけとございますけれども、あえて申しあげるまでもなく、デジタル社会に向けての取組は今後ますます重要となることは、改めて申しあげるまでもないことですが、そうした背景も踏まえ、先ほど来お話のあったデジタル戦略計画が作成されたものと私も理解しているところです。

対外的には、本市のPR、各種イベント開催に向けた集客、ふるさと納税をはじめとするものなどには、タイムリーでレベルの高い技術が求められ、市民向けにはシンプルなデジタルトランスフォーメーションが求められると考えます。今後の取組に期待させていただくところであります。

次に、アンケート調査の方法について伺います。

本市の令和4年1月末現在の人口は4万428人、うち65歳以上は1万2,957人、男性5,730人、女性7,227人、率にして32.1%、3人に1人は65歳以上なわけで、こうした現実を考えますと、このたびのアンケート調査の対象になぜ65歳以上が入らなかったのでしょうか。65歳以上のデジタルに対する意識、知識、操作レベル実態を把握することこそ、施策実現にはエビデンスとなる重要なデータと考えるのですが。また、アンケート依頼は紙ベースで、回答はなぜオンライン限定なのか。この進め方だと、デジタル機

器をある程度操作できる人だけが対象となります。むしろ、デジタル機器をあまり有効活用できていない人の実態を把握することが重要と考えるのですが、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** アンケート調査につきましては、このデジタル戦略計画策定の基礎とするために、昨年8月19日から9月末までの約1か月余りにわたって実施し、その際無作為に抽出した16歳以上65歳以下の市民の皆さん3,000人の方にアンケートの協力依頼のはがきを送らせていただいたところでもあります。そのほか、ツイッターや市ホームページなどでも呼びかけを行ったところでございます。

議員からは、65歳以上の方もアンケートの対象にすべきではないのかという御指摘でありますけれども、国の情報通信白書の資料によりますと、60歳以上の方がモバイル端末を所有する割合というのは8割を超えとの調査もあります。市内の高齢者の方も多くの方がモバイル端末等を利用されているものと思っておりますが、今後の寒河江市におけるデジタル化の在り方を尋ねていくに当たって、ICTに関し、知識の豊富な世代、若い世代、それから常に仕事などで活用している現役世代のほうが、より市の行政、それから日常生活でのデジタル化に対する要望や不満などを多く、また多岐にわたって抱えていると考えたところでありまして、こうしたデジタル化についての要望や不満の内容などは、世代を超えてある程度共通のものではないかと判断して、65歳以下を対象とさせていただいたところでもあります。

また、本アンケートの回答手段をオンラインのみとさせていただいたわけではありますが、市行政のデジタル化について、特に申請や手続のオンライン化を促進するに当たり、このアンケートが今後の市行政におけるデジタル化をアピールする方法の1つとして大変有効では

ないかということで、お願いしたところでございます。今にして思いますと、高齢者の方々の意向やデジタル機器に疎い方々の声なども確認した上で進めたほうがよかったのではないかと考えているところであります。

市としては、今後様々な市の計画づくりを進める際に当たって、幅広く、多くの市民の皆さんの声を反映させるためのアンケート調査の在り方、方法については、十分配慮していく必要があると考えているところであります。

なお、このデジタル戦略計画については適宜見直すこととしておりますので、今後様々な機会を通して、高齢者の皆さんはじめ、多くの市民の皆さんから御意見を頂戴しながら、デジタル化の推進に一層取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 私の意図するところは御理解をいただいたのかなと思っております。ぜひ機会をつくっていただいて、実態を把握していただきたいと。そして、本市の市民生活におけるデジタルトランスフォーメーションの取組に活用していただきたいものだと思います。

デジタル機器の高齢者の利用で私が思い出されるのは、平成27年7月に会派視察でお邪魔した徳島県上勝町、人口1,600人で高齢化率約50%、葉っぱビジネスを高齢者主体で元気に頑張っております。町が配信する上勝情報ネットワークに70から80代の高齢者が、パソコン、タブレットからアクセス、全国市場の情報を取得、自らマーケティングを行い、モミジ、イチョウの葉など約300種類を出荷しております。おばあちゃんたちがタブレットをけさがけに働いている光景を思い出します。高齢者が十分な年金受給を受けられる福祉政策が理想ばかりとは限らない。一日中何もすることがなく、高齢者の社交場である病院に毎日姿を見せる生活より、元気なうちは働いて稼ぐ、働くことで脳を使い、

採取作業で足腰を鍛える、こんな老後が送れたら理想だなあと考えたものであります。

話が少し横道にそれた嫌いがありますが、私自身、ウィズコロナの現在、ステイホームが奨励されたこともあり、デジタル社会の到来に乗り遅れないよう、現在ささやかな抵抗中であり、SNSから始まり、ウェブ会議に浸透しているZoom、スマホに初期段階で設定されているアプリにチャレンジさせていただきました。様々なアプリの中から、私のライフワーク、ライフスタイルに有効活用できるよう、パソコン、スマホ、タブレットと奮闘中であり、うまく使いこなせないアプリなどもありましたが、大概は便利に使わせてもらっています。

ただ、悲しいかな、やはり高齢化している私の頭脳では、しばらくたつとすぐに忘れてしまいます。総じて生かじりではありますが、感じたのは、高齢者こそ自身のライフスタイルに重宝なスマホはじめ、デジタル機器を活用してもらいたいと思います。

また、高齢者の技術習得にこだわるのは、先ほど来もございましたが、昨年11月に経済対策として、QRコードのみ使用ということで発行したチェリンPayと、年末に出したお年玉券の反響を見てであります。前者は補助率5割、後者は3割にもかかわらず、発売後間もなく満員御礼。前者の評価はいまいち。要因は、高齢者にとってスマホを使いこなせない、あるいはスマホに対しアレルギーを起こしている高齢者が多かったことが要因と思われる。高齢者にとって、受入れ準備ができていなかったということだと思います。

かといって、先のことを想定すると、このままでは困るのではないのでしょうか。せっかく市民に有益となる施策をつくっても、使えない高齢者が大半ではもったいない限りであります。長年寒河江市を愛し、寒河江市の発展に寄与し、寒河江市に納税してきた方々です。こうした高

齢者への対応策として、本市デジタル戦略計画ではデジタルコンシェルジュの配置とありますが、専従の地域おこし協力隊を設置してはどうでしょうか。どうしてもスマホはじめ、デジタル機器の活用ができない方には、本人と行政とのファクター役に、本人が信頼できる親族を指定してもらうことも選択肢と考えますが、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高齢者におけるデジタル技術習得への支援ということでお尋ねがございましたが、先ほど申しあげましたけれども、寒河江市の高齢者の方もモバイル端末の所有状況は高いものではないかと思うわけでありましたが、しかし御指摘のとおり、チェリンPayではなかなか高齢者には難しいということで、利用していただいた方からは便利だと評価をいただいたところではありますが、そういう意味で評価が必ずしも高くはなかったということがあるわけがあります。

現在、国を挙げてデジタル化を進めているわけでありまして、高齢者の方はこの急速なデジタル化に対する戸惑いというのが増えてきているのではないかと懸念されるところでございます。国でもこういった状況を踏まえて、高齢者の情報端末の利活用能力向上を図るために、大手携帯電話会社などを通じて新たに講習会などを実施していく予定と聞いています。

当然寒河江市では、令和4年度に国の講習会の実施の施策を取り入れていきたいと思っておりますし、またデジタル戦略計画の案では、スマートフォンなどの相談が気軽にできるよう、外部人材の登用、例えばデジタルコンシェルジュの配置などを想定しているわけでありまして、柏倉議員から地域おこし協力隊はどうかという御提案もありましたから、その辺のところも併せていろいろ検討していきたいと思っております。

こうしたいろんな取組をして、高齢者をはじ

め、市民の皆さんのデジタル化への戸惑いなどを軽減して、それから端末の活用における苦手意識などを弱めていく、低減していく、そして使うことの便利さ、楽しさを味わっていただけるようにしていきたいと思っています。

また、御提案ありましたが、どうしても情報端末の活用ができない方のために、本人と行政のつなぎ役として、信頼できる親族などを指名してはどうかという御提案がございました。情報端末の活用方法や使い方といった簡単なことから、本人に代わって情報端末を使って実際に申請するというところまで想定されるということでもありますので、今後検討していく必要があると思いますが、いずれにしても親族の方からも御協力をいただけたところは御協力をいただいて、また行政においてもサポートを加えながら、高齢者の皆さんがデジタル化によって生活の質や幅を広げられるよう、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** いろいろ制約もある中でございますので、私の提案をそのままというわけにはなかなか簡単にはいかないということは重々私も承知しておりますのですけれども、先ほども申しあげましたとおり、私でも使えたということを考えると、そんなに難しいというか、内容のものはあまりないのかなと思っている部分があります。

ただ、使える側からすると、使えない人間に操作方法を教えるときというのは、自分のレベルで物を考えるものだから、スマホでもタブレットでも借りると、自分が「何分わからないの、こうだよ」とばぱっとやるんですよね。やられるほうは一からの知識がないものだから、これじゃ俺にはできないと、大体そういう解釈が多いのかなと思っているんです。

だから、学校で子供に物を教えるのと違って、一線レベルで物を教えるのは、非常に相手には

理解し難いという部分があって、自分のレベルの知識がどうなのかよりも、相手のレベルがどうなのかということを理解しないと、なかなかしんどいかなと思っていたんですけれども、私がやってみてその程度だったので、そんなにはという気がしております。

我が寒河江市が取り組もうとしているデジタル戦略計画を進めることで、何度も申しあげますが、一番恩恵を受けるのは、私は高齢者になると思うし、ぜひそうなることが理想だというふうにも思っております。全てのデジタル機器を使いこなすなんてことは、別に考える必要はないのではないか。自分のライフスタイルに関係する中で、行政情報の入手であったり、医療関連、あるいは趣味等をはじめとする情報の補完、老後に有意義な生活を送る上で有効活用してもらいたいなあと思っております。

例えばではありますが、田畑で農作業中に具合が悪くなった。その場合、スマホから、携帯から消防署に電話しても、現在は個人情報保護という観点から、突っ込んで場所を限定することができないとなっておるわけで、実際広域の消防本部にも問合せをさせていただきましたが、そこまで詳細なことはできないんだというようなことで、もしそういう第三者が位置情報を確認するということであれば、これは警察が犯罪者にしかできないというようなこともあったようであります。

こうした場合、スマホの位置情報を開示して、家族や友人から救急車に連絡させていただき、場所を告げる。あるいは、救急車で搬送中にかかりつけの自分の医療情報をスマホにインプットしておくことで、スピーディーな告知に大変役立つことは間違いのないということで、不測の事態が起きた場合、スマホに誰々に電話して助けて、あとは電源をそのままにしておく、それだけで、話しかけるだけでいいというようなこととなりますので、高齢者に最低限のデジタル

機器活用が少しでも多く浸透することを期待するものであります。

デジタル戦略計画を進めるに当たっては、当面5年間の計画となっておりますが、あらゆる産業、あらゆる分野で、驚異的なスピードで進行中なのは御案内のとおり。自動運転の車をはじめ、農業分野では北大農学部で遠隔操作の農機具を開発中、東京ではロボットカフェが出現、ロボットがオーダーを取り、配膳をこなす。ロボットを遠隔操作しているのは、自宅にいる障がい者の方々であり、このオーナーは、将来自分の介護を自分でするのが当面の目標と言っておられます。

こうした状況を踏まえると、個々あらゆる分野で、行政として、人材の確保はハードルがかなり高いと考えます。当面、まずは先ほど来お話しのとおり、事務的なデジタル化を市行政、市民生活にDXを有効活用することが当面の重要課題と考えます。

また、今後において、デジタル庁が、先ほど来お話ございましたとおり、マイナンバーカードに国民の個人情報をかなりひもづけしてることが予想されるわけで、マイナンバーカードの所持率向上に努めることも、デジタルの活用につながると考えます。こうした問題についての課題解決についての御所見を伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** デジタル技術は、御案内のとおり目まぐるしく進展しているわけでありすけれども、市の行政内部においてもこうした技術を活用した変革が求められている状況になっているわけでありすけれども、新たな技術を活用するためには、職員もデジタルに関する高い知識というのが当然必要になっていくわけでありすけれども、そうした高い知識を有する人材というのは、なかなか各自治体でも確保するというのは共通の課題となっております。

こうした課題解決に向けて、寒河江市におき

ましては、山形県がウェブで開催する山形デジタル道場というのがありますが、そこに職員を派遣させるとともに、各種のシステム操作研修などと併せて、国のデジタルに関する最新の情報、施策などを周知するなどして、知識、技能の習得に努めているところであります。

それだけでなく、令和3年度におきましては、内閣府のデジタル専門人材派遣制度を活用して、NTT東日本の職員1名をデジタル戦略アドバイザーとして委嘱をして、今回のデジタル戦略計画の策定、さらにはデジタル化に対する様々なアドバイスをいただいたところであります。このアドバイザーからは、来年度も、令和4年度も引き続きお願いをしていくことにしているわけでありまして、また職員向けのDX研修会などにも、アドバイザーからは講師として参加していただくということを考えているところであります。こうした研修などを通して、日常業務にデジタルがどのように活用できて、どのような役割を果たしていくのか、また問題提起と併せて、課題解決に向けた知識習得に鋭意取り組んでいきたいと思っております。

多くの職員が、このデジタル化とその施策に関心を持ってもらって、継続的に勉強して全体の職員のレベルアップを図りながら、人材の確保にもつなげていければと考えているところであります。

それから、マイナンバーカードについての御質問がありました。自宅にいながら様々な手続を行う電子申請などの核となるマイナンバーカードでありますけれども、このカードの普及をさらに図っていくべきではないかという御質問であります。現在、所得税の確定申告の申告会場に、マイナンバーカードの出張申請を行って、会場で行うことができるようにしています。

御案内のとおり、マイナンバーカード、令和4年度から予定している住民票の写しや戸籍謄抄本などのインターネット申請において、本人

確認の手段として用いることから、住民の利便性の向上、それから事務処理の効率化の上からも、一層普及促進に努めていかなければならないと考えているところであります。

こうした様々な取組を創意工夫しながら、継続的に展開して、デジタル人材の確保、それからデジタル施策における様々な課題解決に努めてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 昨今、議場における我々議員は、先ほど月光議員の一般質問にもございましたが、よくこのコロナのことについて様々な問合せがおのおのに来るわけで、当局側の人間でない私が申しあげるのもいがかかなと思うのですけれども、先ほど市長はぼけっとナビのお話をされました。月光議員のさっきの質問に対して、ぼけっとナビに掲載されている部分というのはかなりあるんですね。今現在もぼけナビは配信中なわけで、そんなこともあって、私だけがぼけナビを使っているわけではないと思うのですが、議場におられる同僚議員の方々にもぜひお使いいただきたいものだなと。

コロナ関連の情報を聞かれることが多いと申しあげましたが、私はそうしたとき、質問に答えることもさることながら、スマホやタブレットで市が配信しているぼけっとナビを提示をして、コロナの、現在本市が設定している危機管理レベル、5段階あるわけですが、本市の感染事例、これに関しては先ほど確認しましたが、3月8日の感染事例、今日挙がっています。もちろん個人情報に関わる部分は当然掲載されていないわけですが、10代の方、あるいは男性、女性等々でいつ反応が出たかまで、もうぼけナビには出てきているわけで、そういう感染事例であったり、イベントの開催状況であったり、市の施設の使用状況を私は説明して、できるだけ相手のスマホとかタブレットにぼけナビアプリをダウンロードさせてもらうようにしていま

す。自分で使ってみて、ツイッター、フェイスブック等もあるわけですがけれども、使い勝手がいいようなので、主に使わせていただいております。情報が入るスピードが速いということと、今現在非常に問題だという点に関してすぐ入ってくるということで、私はいろんなものを使う中では、このぼけナビが一番いいのかなと思って、使わせていただいております。

また、申しあげましたとおり、今現在知りたい情報のある箇所というものをタップすることで、求人であったり、あるいは先ほど古沢議員の説明にあった災害時の対応であったり、市がその都度その都度対応している中身がリアルタイムで入ってくるということで、大変便利なものだなということで、高齢者の方々に私はスマホなりタブレットなりに入れてあげて、ここをタップするとこういうの出てきます、ここをタップするとこういうのが出てくるんですよと、市はこういう情報をリアルタイムで配信しているんですよというようなことをやっていくことで、結構高齢者の方にも喜ばれています。私的には、こうした地道な努力がデジタル機器の普及につながればという思いであります。

本市のデジタル戦略が、デジタル庁の基本方針である国民の幸福な生活の実現に、人に優しいデジタル化、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、アクセシビリティの確保、格差是正となるよう、市民に丁寧な説明をお願いいたします。

次に、通告番号17番、地域医療の課題と今後の取組について伺います。

各都道府県は、2025年度をめどに必要な病床数などを定めた地域医療構想を策定、急性期病床からリハビリに取り組み回復期病床への転換を進めております。将来、回復期病床が不足することを想定しているわけですが、なかなか進まない状況に、厚生労働省は2019年9月、再編統合の議論が必要な全国424の病院名を公表、

全国の公的・公立病院に激震が走りました。

その中に、県立河北病院、朝日町立病院、本市の市立病院も挙げられました。これは2025年には第1次ベビーブーム、1947年から49年に生まれた団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となることで、社会保障費の大幅増加が懸念されることが大きな要因であります。1年後までに結論を求められていましたが、半年もたたないうちにコロナ禍が医療現場を襲ったことで、休止状態となっております。短期的にはコロナ拡大に備えた病床が必要かもしれませんが、中長期的には、この議論が再燃するのは明白ではないでしょうか。

新型コロナの影響で、2020年度の国の歳出は跳ね上がり、1兆円を10万円で一般家庭に置き換え換算すると、収入551万円の家庭が1,755万円使い、不足を埋めるために新たに1,126万円借金、累積の借金が1億円近くに迫っている状況です。財務省の試算では、75歳以上の1人当たりの医療費の国庫負担は、65歳から74歳の4倍、介護費の国庫負担は10倍に跳ね上がるとの試算のようです。

さて、本市を含めた西村山公立病院の再編問題について、県に対し、前段で申しあげた課題解決に向け、強力なリーダーシップを発揮し、議論の場を設けることを要望し、2年となりますが、進捗状況について伺います。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 午前中、柏倉議員より西村山公立病院の再編問題について、県に要望し2年となるが、その進捗状況はどうかという御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいと

思います。

地域の公立病院につきましては、進展する人口減少社会においても、地域住民に安全・安心な医療を提供できるように、健全な経営の下、充実した医療体制を継続し、確保していく役割を担っていると認識しているところであります。

病院経営の健全化に向けては、寒河江市立病院のみならず、県立河北病院なども、それぞれにおいて、これまでも病床の削減や病床機能の見直しなどを実施し、経営改善に努力してまいったと理解しているわけでありますけれども、議員御指摘のように、厚生労働省から再編統合の議論が必要な病院の中に名前が挙げられたところでございます。

また、地域全体の人口減少と高齢化率の増加による社会状況の変化に加えて、病院施設などの老朽化と不足する医師確保なども大きな課題になっているわけであります。

これらの課題の解決に向かうために、寒河江市としては今年度も昨年度に引き続き、県に対する重要事業要望を昨年7月にさせていただきましたが、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸に、西村山管内の1市4町による協議の場や、地域医療構想調整会議などにおける検討を、県主導の下に早急に進めるということを要望してきたわけであります。その際、知事からは、西村山地域の医療提供体制の在り方について、地域医療構想調整会議に加え、新たなステージの協議の場を設置するなどして、県も積極的に参画しながら関係者の議論を進めていきたいという回答をもらっているわけであります。

しかしながら、御指摘のように、2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあって、議論する場にたどり着いていない、膠着状態にならざるを得ないという状況になっているわけでありますが、県として、その1市4町の代表者をメンバーとする新たな協議の場を立ち上げていくということでありますので、市とし

てもできる限り早期に議論が進むよう期待して、さらに働きかけを進めてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** コロナ禍とはいえ、1市4町が、残念ながら具体的にテーブルに着く準備が整わないというようなことだろうと聞いておりました。本市がいきなり前に出るわけにも簡単にはいかない。医療分野に豊富な経験と実績を持つ佐藤市長からすれば、断腸の思いではないかなと察するところであります。

この問題が浮上したときに私の脳裏をかすめたのは、約15年ぐらい前になりますが、平成の大合併に絡んだ寒河江、西村山の合併問題であります。当時のことを経験した議員も数少なくなってしまうしましたが、私には苦い思い出となって残っています。当時経験した合併問題も、病院再編問題も、寒河江、西村山一帯の問題であり、共通する部分があるところと考えるところです。当時、何とかまとまらないものかと議会としても奔走したのですが、結果は御案内のとおり、土壇場まで頑張ったのですが、破談となりました。私なりに振り返ると、1つには、議論する時間が足りなかったことで、腹を割った話合いができなかったことが大きな要因ではと思っています。

こうしたことの反省もあり、私は2年前、議長の職を頂戴しており、1市4町の議会議員がまずはいち早く問題意識を共有することから始めなくてはと考へ、4町の議長了解の下、単身で山大医学部にお邪魔し、村上教授を講師に、再編問題について勉強会を開催することができました。大半の西郡議員から御参加いただいたことで、取りあえず一歩踏み出せたと思いましたが、コロナの関係もあるとはいえ、何の具体的進展もないのは残念な限りであります。

医療従事者はもとより、待ったなしで少子高齢化の波が押し寄せている状況で、市立病院新

改革プランの成果を確実に出しているにもかかわらず、残念ながら毎年一般会計からの繰入れが続いております。こうした実態を理解している行政当局、我々議員で、再編問題を議論する必要を感じない、そんな関係者はいないのでしょうか。現状のまま、いつまで現在の医療体制を維持できるのか不安は拭い切れません。

我が市立病院は、市長の答弁にもございましたとおり、平成29年から寒河江市立病院新改革プランを、地域医療構想に沿って策定し、久保田病院事業管理者を中心に経営健全化に向け取り組んでいます。

しかしながら、先ほどの答弁にもありましてとおり、医療従事者の確保、医療機器更新整備、また間もなく病院建設から築50年が迫ってきており、施設や設備の整備も検討する時期が迫ってきました。県内でも、庄内地域、置賜、新庄最上地域等で地域医療構想の取組が進んでいます。こうした状況も踏まえ、喫緊の課題に対応し、本市が持続可能な医療体制を整えるには、西村山地域の再編問題の方向性が定まらなければ、進めることは困難と考えます。こうした状況を踏まえ、今後どのように取り組まれるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたが、将来においても、住民の皆さんが安心して暮らせる医療を安定的に提供していくというのは、我々の使命であるわけであり、西村山地域の医療体制を持続するためには、その中心となる、核となる病院がどうしても必要だと思います。これまで、その中心的な役割の1つを担ってきたのは市立病院なわけであり、旧館が昭和48年、新館が平成2年の建築でありまして、新館で32年、旧館では49年が経過している状況であります。今後、この市立病院をどうしていくのか、その在り方というのは、もう

時間があまりない喫緊の課題だと考えているところでもあります。

さらにもう少し顔を上げてみますと、寒河江市立病院のみならず、西郡全体の中では河北病院も大変老朽化が進んでいる、施設の維持や健全な経営が厳しい状態が続いていると伺っております。今後、社会情勢の変化などを考慮しますと、それぞれ単独で運営を継続していくというのは、大変厳しいのではないかと推察される場所でもあります。したがって、両病院の今後の在り方については、先ほど申しあげましたが、県と寒河江市の問題だけでなく、西村山地域全体に関わる問題であるという共通認識に立って、県が主導の下に、寒河江市立病院と河北病院の統合を軸として、新たなステージで協議を進めてほしいという先ほどの御要望をさせていただいたところでございます。

今後の医療提供体制についてのお尋ねでありますけれども、県の地域医療構想、それから国の医師の働き方改革などの推進によって、現在よりも多くの医師を配置して、数多くの診療科や高度な急性期医療を設置するという事は、大変厳しい、難しいと我々も認識しております。また、仮に多くの診療科や専門性の高い診療科の設置となれば、それに伴う高額な医療機器の整備が必要となるということで、現実的ではないのではないかと認識しているわけでもあります。

したがって、地域医療構想にもありますように、高度急性期及び専門性の高い診療は村山地域の3次医療機関と連携し、さらに回復期や地域の2次救急及び在宅支援などは各病院やかかりつけ医との連携を強化していくということが大切であると考えているところでもあります。

そういった将来の医療の在り方や、理想とする連携の在り方などについて、一つ一つ慎重に協議するため、地域の医療に関するデータなども活用しながら、新たなステージの場において、行政、関係機関はもとより、地域住民の皆さん

の御理解をいただきながら、早急に西村山地域の医療体制の方向性を定めていくために、県から主導的に議論を進めていただきたいということで考えている場所でもあります。県のほうには期待したいと思っております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 胸中は似たものがあるなと思いつつながらお伺いしたわけではありますが、少しくどいと思われるかもしれませんが、今年2月1日の山形新聞に、小国町立病院が24時間体制で患者を受け入れる救急告示病院を取り下げる方針を表明した旨の記事が掲載されました。対応するだけの看護師の確保が難しくなったこと、一般会計からの繰入れが過去最大の4億2,000万円に上ったことなどが主な要因のようであります。小国町は、5年、10年後に病院自体を存続するため、問題を先送りしないが町の方針であり、診療科の休診、病床数削減など厳しい判断が求められ、続いているようであります。20年前に開院した頃と比較して、人口が3分の2に減り、見える景色が変わってしまったと言われております。

病院再編問題は、新たな枠組みの必要性を言及する関係者は少なくないとはいえ、政局も絡み、役割分担は、エリアが広がるほど、自治体が多いほど困難と言われております。あつてはならないことではありますが、将来において方向性を示さないままで診療機能が落ちるようなことがあれば、結局困るのは住民であります。こうした現状を、市民にも理解を求めなければ、議会としての責任は免れないとの思いで、この質問を取り上げさせていただきました。

最近読んだ本に、未来は予測するものではなく、つくり出すものと書かれておりました。含蓄のある言葉であると受け止めたところでもあります。以上で私の質問を終わります。

阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番について、11番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** 寒政クラブの阿部 清です。

3月に入り、春の兆しが見え始め、2月までの大雪がうそのように爽やかな日々が続いております。今年は特に降雪が多かったため、雪下ろしや除雪作業中での事故が多く報道されました。1月19日に市役所前の降雪量が80センチとなり、市豪雪対策本部が設置され、道路除排雪の徹底、児童生徒の登下校の安全確保の徹底、高齢者世帯の援助が必要な方々の除雪対策に努め、除雪管理システムを活用しながらの除雪に努められました。

除雪に関しては、毎年雪が降るたび同じような問題が起き、同じような除雪を繰り返す日々になります。市民が雪のある生活の中で少しでも安心できるような除雪ができればと思い、今年の冬を振り返りながら一般質問をさせていただきます。重箱の隅をつつくような一般質問になるかもしれませんが、御答弁よろしくお願ひしたいと思います。

18番、除雪について伺います。

(1) 令和3年度の除雪件数について伺います。

今年は例年にない大雪となり、早い時期からの除雪になりました。市民生活の足となる道路の除雪は、市民にとって生活の基盤であり、生活に支障を来さないよう、早朝から長時間にわたり除雪作業に従事していただいております。寒河江市除雪協力会関係者及び市の除雪関係者の皆様には心から感謝を申しあげるところであります。

そこで、令和3年度寒河江市除雪協力会の除雪出動件数と、市民の通報により稼働した除雪や幅出しの出動件数、及び地区民による除排雪作業の申込み件数について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から除雪関係の御質問をいただいておりますけれども、今年度、御案内のとおり、12月下旬から2月下旬までまとまった雪が降り続いたということで、記録的な豪雪になっているわけでありまして。この冬の傾向としては、気温の低い日が続くことにより雪解けが進まず、市役所で観測している積雪量調査では、2月25日に96センチメートルと今季最高積雪深を観測しているわけでありまして、市としては、早朝の一斉除雪はもちろんのこと、日中も除雪車を出動させるなど、万全の体制で除雪作業を行ってまいりました。

除雪の実施状況であります。車道は262.22キロメートル、歩道は36.16キロメートルを、市所有機9台、除雪協力会所有機64台の計73台で除雪を行ってまいりました。

出動件数になりますが、除雪協力会及び市所有の除雪機械で行う一斉除雪については、今日まで22回とこれまでにない出動回数となっております。自主出動を含めると、幸生地区では26回、田代地区では27回の出動回数となっております。

また、雪の総合窓口への相談も大変多くなっておりまして、2月末現在で654件に上っており、昨年度の約1.4倍の件数になってございます。相談の内容としては、市道除雪の依頼が最も多くて、180件と全体の3割近くを占めているところであります。おのおの相談内容については、市職員が現場を確認した上で対応させていただいているところでございます。

そのほかの相談としては、私道の除雪とか歩道の除雪についての相談も寄せられているところであります。

また、町会などで実施する除排雪作業への補助の申込みでありますけれども、2月末現在で7件いただいているところであります。

以上であります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今市長から答弁をいただきました。市長からもあったように、本当に今年は例年にない大雪になりました。協力会の皆様方には、除雪の出勤回数も非常に多かったということで、御苦労をおかけしたなと思っています。

ただいま、市民からの通報により稼働した除雪、幅出しについての件数が654件、昨年度の1.4倍という非常に多い件数に驚きました。それだけ雪が多かったのかなと感じております。

除雪に関しては、これで満足したということはないと思いますので、市民の要望に十分耳を傾けていただきたいと思っています。

また、地区民による除排雪については、コロナ禍の中、地域の共同作業というのはなかなか大変なのかなと思いますけれども、7件の申込みがあるということで、平年のない除排雪の補助件数だったのかなと思っています。

また、地域の集団による集まりというのは、なかなか共助での作業ということ自体が難しくなっているということもあるかもしれませんが、今後とも丁寧な除雪をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の建物の北側にある道路の除雪について伺ひます。

最初に、除雪後も雪が残る凸凹道の対策について伺ひます。

太陽の当たる南側や東側の道路の雪は早めに消えますが、太陽の光が当たりにくい建物の北側にある道路は、除雪後も路面に雪が残っている状況にあります。特に家が建て込んでいる日が当たらない凸凹の道路は、わだちが3本になって危険に感じているところもあります。建物の北側にある道路の雪を路面からきれいに除雪することについての見解をお伺ひしたいと思ひます。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 建物の北側にある道路につきま

しては、日当たりが少なく、気温低下により雪が氷状態になり堆積されるということで、早朝の一斉除雪だけでは、路面まで現すことは、削り取ることはなかなか困難な状況となっていることがあるわけであります。市民の方から寄せられた情報、それから市職員によるパトロールによって現地を確認して対応を行っているわけでありますけれども、日中に気温が上がったときの作業などにおいても、氷状の路面を削り取ることはなかなか困難だと聞いているところであります。

その解決策ということになりますけれども、早めの消雪剤の散布でありますとか、気温の上昇に合わせて小まめな除雪を実施していくことで、凹凸やわだちの解消を図っていくしかないのではないかと聞いております。引き続き安全確保に努めて実施していければと考えているところであります。

○國井輝明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 答弁ありがとうございます。やはり市長から答弁いただいたように、早朝の除雪だけではなかなか難しいのかなと思っています。私も建物の北側にある道路の住人の1人ですが、除雪で残された山積みの雪というのはなかなか消えてくれません。除雪を繰り返しても、雪が降るたび同じような状況になります。1日1回の早朝の除雪だけでは、今までと変わらないような状況なのかなと思っています。やはりある程度ロータリー車による幅出しを考えていただきながら、排土板の除雪、それから消雪剤の使用などにより、路面が見える除雪を心がけていただきたいと思っています。どうぞこれからも路面が見えるような丁寧な除雪をお願いしたいと願っているところであります。

次に、イの道路にあるマンホール周りの除雪について伺ひます。

建物の北側にある道路に面したマンホール上の雪は、下からの温かさで雪も早く解けるよう

であります、マンホール周りの雪は早朝除雪が行われても残ってしまいます。除雪を繰り返すと、10センチから15センチぐらいの段差ができ、車やトラックがマンホール上を通過すると、がたんという大きな音のする状況で、運転にも危険が伴う状況であります。車の通りがないときには、右側を通行している状態になってしまいます。安全を確保するためにも、建物の北側にある道路のマンホール周りの凸凹をなくす除雪ができないか、見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 汚水流量が多い地域の下水道マンホールの上については、熱により雪が解けやすいということで、積雪が少なくなる傾向にあります。除雪の際には段差ができないよう注意して作業を進めておりますが、日当たりが少ない建物北側道路では段差が生じるということが多く見られるわけであります。

そういったことについて、最近ではマンホール蓋に熱を通さない内蓋が開発されているということです。降雪による路面の段差解消の一つの手段として検討してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長からは、マンホールの裏に裏蓋をつけて、温度差をなくして段差をなくすということですが、段差をなくすことも必要なんですが、雪を下から持っていくことが必要なのかなと思ひまして、先日下水道課で話を伺ってまいりました。基本的にマンホールは5ミリメートルから1センチメートルぐらい路面より低く設置になっているということであります。そして、今考えているのが、先ほど市長から答弁いただきました、裏蓋をして、そしてその温度差によつての消雪をなくしていくということでした。

そして、今路面より低く設置になっているマンホールなのですが、道路の沈下によって、マ

ンホールが盛り上がってしまう傾向があるようであります。見つければ、順次上下水道課で整備をしているということですが、職員の方から、もしマンホールが路面より高くなっているところを見つけたときには、上下水道課まで連絡をお願いしたいということでありました。順次、整備をしていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

マンホールが路面より高くなっていますと、除雪作業時、ショベルの排土板を引っかけて、運転手がけがをすることがあるということでした。市民の皆様にも、家の前のマンホール点検をよろしくお願ひしたいと思つているところであります。また、市におかれましても、年間を通してながらマンホール点検をお願ひし、安全な冬の除雪作業ができるようお願ひしたいと思つています。私自身も注意しながら見守つていきますので、どうぞマンホールと雪面の凸凹が少しでも解消できるようにお願ひしたいと願つているところであります。

次に、ウ、路線バス通りの除雪について伺います。

建物の北側にある路面の除雪は、質問ア、北側にある除雪と、イ、マンホール周りの除雪と同じような案件で、日田地区内の旧県道23号線、日田地区の天童市営バス天童寒河江線が通る道路で、朝7時から18時50分まで1日6往復している道路があります。バス停留所の日田口から西側に進行する東団地近くの十字路までの約500メートル区間になり、朝夕通勤する車の多い幹線道路でもあります。

この道路は南側に住居が建ち並び、道路が建物の北側にあるため、日陰となり、除雪後の雪が道路脇に押され山積みになっており、排土板で除雪をしても道路幅が出ないため、毎年苦情の多い場所になっております。そのたびに市の除雪をお願ひしているところであります。北側のマンホールの上は雪が消えておりますが、や

はり周りの雪が山積みのため、消えなく、凸凹道で段差のある悪路になっております。降雪の続く年は同じような状況が続いており、路面に雪を残さないような排土板による除雪と、ロータリー車での幅出し除雪ができないのか、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の路線は、市道赤田川前線ということですが、排土板除雪車による除雪作業を行っている路線でございます。ロータリー車と一緒にセットでどうかということですが、市所有のロータリー車については、一斉除雪において担当路線の除雪を行っているという状況でありますので、市除雪車と市所有のロータリー車セットでの除雪作業というのはなかなか難しいと考えております。

しかし、バス路線であることから、先ほど申しあげました下水道マンホールの対応でありますとか、一斉除雪後に行う市所有除雪機による小まめな対応などにおいて、交通障害が起きないようにするなど、除雪の方法を検討していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今、市長のほうから除雪方法を考えていくということでありました。旧県道23号線につきましては、除雪が始まりますと、道路幅が出ないために、毎年同じように除雪や幅出しをお願いしています。

現在、日田地区で雨水対策の工事が行われておりまして、天童寒河江線の駐車場の日田のところで十字路がありまして、そこにマンホールがあります。それが去年まで2センチぐらい道路より出ていたということで、非常にがたん、がたんと言音が大変な状況にあったわけですが、今年工事の中で出っ張っているマンホールが整備されることになりました。きれいに整備されますと、早朝の一斉除雪でも排土板を一番下まで下げて除雪できるのかなと思っておりま

すので、それなりの除雪ができてくるということで、一安心はしているところでありますが、それにしても排土板だけですと、どうしても幅が出ませんので、日中でも構いませんので、できれば月に何回か幅出しのためのロータリー車をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、エ、日中の除雪後のロータリー車による幅出しについて伺います。

建物の北側にある道路は、気温が上がってくると路上に残った残雪がざらざらになり、交通の障害になっております。日中除雪をお願いし、排土板での除雪になりますが、除雪後を見ますと、40センチから50センチの大きな雪玉が道路沿いに並んで残され、道路幅が逆に狭くなってしまいます。玄関先に置かれた雪玉は、時間がたつと固くなり、片づけるのに大変になります。また、道路脇に置かれますと、夜に冷やされ、次の朝は凍るため、通行する車の障害となります。気温が上がってからの除雪は、排土板とロータリー車の除雪をセットで対応できないか見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 気温の上昇によって路面がざぶついてきた場合などにおきましては、交通障害解消のため、日中に除雪を行っているわけでありまして、この作業については、排土板による除雪となりますが、極力玄関先に雪の塊を置かないように努めていただいているというところであります。ロータリー車、先ほど申しあげましたが、担当路線を受け持っておりますので、一斉除雪に幅出しの対応はできませんが、状況によって、日中において排土板とロータリー車セットでの個別対応を実施しているところであります。

一斉除雪、排土板での作業が主となりますので、雪の塊ができやすいこともあります。市民の皆さんには大変御迷惑をおかけすることにな

りますが、御理解と御協力をいただきたいというところで考えているところであります。

日中においては、状況によって排土板とロータリーセットでの対応は可能でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。今、市長から排土板とロータリーの日中の除雪、幅出しができるということで安心しました。

私も建設管理課に行って、排土板で掃いた後の写真を撮らせていただいて、見ていただきました。ざらざら雪になりまして、車のハンドルがうまく操作できなくなってしまうということで、ちょっと運転に支障を来すということで建設管理課をお願いしているわけですが、ただ排土板で掃いた後の雪の塊というのは、40センチ、50センチということで今述べさせていただきましたが、実は四、五十センチというのは普通の塊であって、1メートル以上の大きい雪が置かれるということがありました。それだけ、逆に言えば道路に雪が残っているんだなということで思い知らされたわけですが、ここの道路というのは通学路、それから路線バスの運行している場所でもありますので、ぜひ排土板とロータリー車での、日中でも構いませんので、幅出しをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、オ、雪捨て場の確保による除雪について伺います。

同じ県道23号線から日田地区に入る旧県道23号線の寒河江市営バス天童寒河江線が通る道路であります。県道23号線から日田地区に入る東側に県の官地があります。今までは市が借り上げて、高田地区の花の植栽場所になっている場所でもあります。現在はコロナ禍の影響で、花の植栽は中止になっている場所でもあります。この県の官地の場所を市が借り上げ、旧県道23号線の除雪と幅出しを兼ねた排雪、除雪の雪押し場として活用できないのか、見解を伺いたい

と思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の箇所、県道の敷地でありますから、現在は県道の管理者から使用許可を受けて、花の植栽の場所として確保しておるわけではありますが、なかなかコロナで実施できなかったわけでもありますけれども、地域の実情などをお伝えして、雪押し場として利用ができないのかどうか、県道の管理者と協議していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。県の官地がもし雪置場として使用可能であれば、今まで質問させていただいた北側のざらざら雪、それからマンホール面の除雪なども、一石三鳥ぐらいの形できれいになっていくのかなと思ひます。

そして、ここは路線バスが運行している場所でもありますので、非常に通りも楽になるのかなと。そして、東側からちょうど150メートルぐらいなのですが、小学校7名の、朝7時15分頃出発する通学路として使っている状況にもなりますので、非常に危ないということで、親がついて安全なところまで連れていっているという状況がありますので、県との協議をよろしくお願ひしたい、使えるような体制をお願ひしたいと思ひます。

(3) その他の除雪について伺います。

最初に、ア、県道と市道の除雪による段差について伺います。

県道から除雪された雪が市道に残され、雪の段差になって残されているところが見られます。市道の幹線道路は、排土板の角度調整によって問題はないようではありますが、市道の狭い道路と県道の交差するところに置き雪が見られます。段差になって残っており、車の通行を大変にしている状況があるようです。県道の除雪による市道への段差をなくす対策について、見解を伺

います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については、毎年、除雪作業シーズンの前の11月に県と西村山地区1市4町の除雪担当者が集まって会議を開催してもらって、懸案事項でありますとか、代替路線などについて意見交換を行っております。その中で、除雪作業に係る交差点の段差について意見などが出ておまして、県と市、町道の段差解消に向けて議論してきた経緯があります。

したがって、段差解消に関しては、市民の皆さんから実際問合せがあった場合などには、県道管理者にきちっとお伝えをして、その解消を図っていくということになっておりますので、そういった場合はそういうふうにさせていただいているというところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 11月に県と4市町が段差について話し合われるということでしたが、こういう苦情が出てくるということは、なかなかまだうまくいっていない状況があるのかなと思いますけれども、11月の打合せのときにはきちんと除雪できるような体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、イ、雪の排雪場所について伺います。

令和3年度雪の排雪場所指定が、八鍬地区、西根地区、南部地区の3か所での雪捨て場が開設されました。令和3年12月下旬からの大雪のため、令和4年1月21日に西根地区の雪捨て場が閉鎖、2月3日南部地区が閉鎖になりました。積雪が多く、排雪量が多かったこともあり、受入れ限度を超えて雪捨て場が閉鎖されたと思っております。そして、1月21日から日田地区の村山橋付近へ雪の排雪場所が開設されました。日田地区と八鍬地区の排雪場所が2か所で市内の雪捨て場となりましたが、この大雪の中で問題なく排雪ができたのか、見解を伺いたと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御指摘のとおり、この冬に設けました寒河江市の指定排雪場所3か所のうち、西根地区は1月21日、南部地区は2月3日に閉鎖されたということでありまして。西根地区の閉鎖に伴って、同じ日に新たに日田地区の排雪場所を開設して対応を行ったところでございます。

この排雪場所の閉鎖あるいは開設というのは、雪の総合窓口での電話対応でありますとか市報、あるいは市のホームページ、ツイッターなどで周知を図ってまいりました。今までのところ、大きなトラブルなどもなくしておりますので、問題はさほどなかったのではないかと考えているところであります。

しかしながら、近年大雪が続いておりますので、来年度以降についても、今年度の雪、排雪場所の使用状況などを検証して、新たな排雪場所の確保などについても検討する必要があると考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

私もその排雪場所にまだ行ったことがなかったものですから、八鍬地区の排雪場に、半日ですが、小型ダンプを運転させていただきまして、雪捨ての体験をさせていただきました。国道287号の八鍬地区の陸橋を降りてすぐ、陸橋を通りますと交通量が多くて右に戻れないということで、112号の国道まで1回途中から下りて、そして287号を横切るような形で行って、大型ダンプも、それから軽自動車なんかも雪捨てをしているような場所でありましたが、ちょうど287号の陸橋を下りてすぐのところから寒河江川の河原に続く細い道路が雪捨て場になっている状況でありました。道路が狭いために、雪捨てはロータリー式になっておまして、雪捨てを終えて、終わると同じ道に戻るために、雪捨てに来る車を待ちながら、交互に譲り合って通行しているような状況でした。そして、雪捨てに

行くところに2軒の民家がありまして、そこを毎日大型ダンプ、それから軽自動車等が通行しているというのは、非常に迷惑なんだろうなと思いつつ、私も半日雪捨てをさせていただきましたが、自分で思ったのは、もう少し環境が整った雪捨て場が見つからないのかなというところでありました。

それから、もう1点思ったのが、私も小型ダンプを運転したのは初めての経験でありましたので、下の悪路が非常に凸凹のために、うまく運転しづらいということで、できれば雪捨て場の排土板で下だけでも平らにさせていただくと非常に雪捨てが楽なのかなと思って、素人運転手が感じてきたところでありました。

そして、西根地区の雪捨て場も見させていただきましたが、今工事中で途中までしか行けませんでした。道路の端のほうを整地していたようでありましたが、工事内容についてちょっと分かりませんでした。ただ雪が結構堤防の近くまで来ていて、随分今年は排雪が多かったんだなと思って、見させていただきました。

そして、日田地区の雪捨て場ではありますが、2月21日、最後に開設されました。この雪捨て場は、村山橋の北側と南側に設置されるということで、市民の皆様方に図面をもって報告されておりましたが、現在のところは南側を排雪場所として使っております。その規模は非常に大きくて、まだまだ余裕があるな、さすが最上川の排雪場所だなと思いつつ感じてきたところではありますが、地域や安全性を考えての各地区での排雪場の選定なのかなと思いますが、できれば最初から最後まで同じ雪捨て場で活用できれば、各家庭で軽トラックなどで捨てに行くときには、最初からだと最後まで流れれば分かりやすいなと感じてきましたので、いい対策をお願いしたいと思っております。

次に、ウの丁字路の除雪について伺います。

丁字路の除雪について目につくのが、丁字路

の突き当たりに押された雪の塊が多く積み上げられているところが見られます。また、雪捨て場のない旧丁字路は、丁字路の突き当たりに雪を押しただけになっているところが見受けられ、道路側に盛り上がり、道路を狭くしているところも見られます。市として、丁字路の対応について見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、突き当たりの丁字路については、雪を押し逃がす場がないということで、多くの雪が積み上げられている状態になっているわけでありまして。積み上げられた雪が崩壊しないように、雪置場として使用している箇所などについて、順次排雪作業などを実施しているところでありまして。そういう意味で、そういうところがあれば御指摘をいただきたいなと思います。

また、十字路については、積み上げた雪により、歩行者の通行が見えにくいところも生じるということもありますし、また車道の見通しが利かないということもあるわけでありまして、そういうことがないように、排雪や積み上げた雪を低くするなどして、安全な通行の確保に努めていきたいと考えているところでありまして。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今年には特に雪が多いということで、丁字路の雪押し場のあるところは、大分うず高くたまっていたんですが、ちょうど市民の方から連絡がありまして、行きましたところ、町会長連合会長のほうに行きましたら、ちょうど今市と打合せを行っているところだということで話を伺いました。そして、後日伺いましたらきれいになっていたということで、非常にありがたいなと思って、感謝しているところでありまして。

ただ、雪押し場のない丁字路のところ、どうしてもショベルで押し放しになっていて、膨

らんでいる状況のところ、ところどころ見受けられるという状況があります。こういうところは、やはりロータリー車で出っ張ったところを排雪してもらっただけでも、飛ばしてもらっただけでも大分違うのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。こういうところがないようにパトロールをしていただいて、適切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

(4) 歩道のない通学路除雪について伺います。

最初に、ア、通学路点検・通学路除雪について伺います。

子供たちは決められた通学路を、雪が降っても吹雪でも元気に登校しています。歩道やグリーンベルトのある学校近くの通路は除雪されておりますが、学校から離れ、遠くから通学する児童は、除雪しても狭い道路を通学することを余儀なくされているところもあります。歩道のない冬場の通学路点検や、通学路の除雪について見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 学校から離れた歩道のない通学路の点検あるいは通学路の除雪という御質問でございますけれども、本市におきましては、寒河江市通学路交通安全プログラムと、これに基づいて学校関係者、道路管理者、交通安全関係者が合同で、交通安全上あるいは防犯上危険だと思われる箇所については、冬期間に危険が予想される箇所も含めまして、年に1回通学路の点検を行っております。また、冬期間の点検につきましては、今申しあげた定期的な点検に加えて、状況に応じて随時行っております。

さらに、小学校では冬場の一斉下校に併せて、教員も付き添って、子供の目線で通学路の危険箇所、あるいは積雪状況を確認、点検しているところでもあります。大雪などで除雪されていない箇所があって、通学に支障を来すような場合につきましては、子供や保護者、地域の方から

学校に連絡をいただくというようなこともあります。学校から教育委員会に連絡が入ったものにつきましては、状況を確認させていただくとともに、当該の箇所を管理する道路管理者に報告して除雪をお願いしているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。今、教育長のほうから冬場年1回の通学路点検を行っているということですが、やはり雪の降る時期というのは大分違ってきますので、その辺をうまく考慮していただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

子供たちというのは、どんなに大変でも、決められた道路をきちっと守りながら通学しますので、その子供たちを守るのはやっぱり保護者であり、地区民であり、学校関係者、寒河江市民全体で子供たちを守っていかねばならないという状況がありますので、今後とも冬場だけでなく、夏場も冬場も通学路点検、それから通学路の除雪による安全な対策をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、イの定期的なロータリー車の除雪について伺います。

寒河江市は昔のお城があったところで、その名残として、町の中に入ると道路幅が狭く、入り組んでいる道路が多く見られます。昔、楯のあった日田地区を例に挙げますと、どこの道路を通っても曲がりくねった狭い道路になっています。

今の児童の通学路を見ると、60年前私たちが通学した通りを同じように通学している状況があります。当時よりも車の量が増え、通学時間と通勤時間が同じということもあり、車との擦れ違いが多くなっています。少しでも道路の幅を出すための、定期的な早朝の排土板による除雪とロータリー車による幅出しが必要と思いますが、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 定期的なロータリー車による通学路の除雪ということでございますが、通学路の除雪につきましては、これまでも児童生徒の通学に支障のないように道路管理者に配慮していただいておりますけれども、積雪等の状況によって、特に狭い道路がますます狭くなっている箇所につきましては、議員御指摘のように、ロータリー車での幅出しを行うということで、通学路の安全が確保できるんだらうと認識しております。

ロータリー車による除雪での対応については、降雪の状況、あるいは積雪の程度、場所など予測できない要因も多々あることから、定期的に行うということは容易ではないと思われませんが、積雪等で通学が大変であるといった状況については、子供たちの安全確保のため、迅速に対応する必要があると認識しております。

このような場合につきましては、学校や教育委員会だけで十分に把握するということは難しい点もございますので、お気づきの際には保護者の方や地域住民の皆様から学校や教育委員会に連絡していただくよう、学校あるいは学校運営協議会を通して働きかけてまいりたいと考えております。

また、学校や保護者から教育委員会に要望が寄せられた際には、道路管理者に連絡して通学路の除雪を依頼するようになりたいと考えております。

市としましても、今後も児童生徒が冬期間安全に登下校できるように、道路管理者等関係機関と連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

朝の登校について、うちの前が集まり場になっていますので、孫から登校の様子について聞いてみました。家のところから7人で通学して

おりますが、途中で2人が加わって、1列に並んで通学しているようであります。地域の狭い道路の中で、車に会うと端に止まって、車を通してから歩いていくんだと。そして、車が止まってくれたときにはお礼を言って、横を歩いて通学しているという話を伺いました。子供たちはそんなに大きな問題とは思っていないようではありますが、保護者からすると車との擦れ違いというのは大きな障害になっているのかなと思いますので、やっぱりうちのところであれば、安全なところまで親がついて行って、子供に頑張っていけよとか声をかけるのか分かりませんが、学校に行かせているのかなと思います。歩道のある広い通学路まで行けば、それなりに安全に通学はできますが、そこに行くまでに結構時間のかかる子供も中には見られますので、安全に通学できるような体制づくりということをよろしくお願い申しあげたいと思います。

今までいろいろと質問させていただいた中で、今後、今現在でもそうですが、春から秋にかけて、非常に豪雨による被害が多くなっているという状況を考えますと、冬場も降雪量が多くなる可能性が少なくもあらざと思いますので、ぜひ、通学路もそうですが、市全体によるロータリー車の活用というのを十二分に考慮していただきながら、除雪対策に御尽力をいただければ大変ありがたいと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号19番について、13番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 私は、通告19番、教育問題について質問します。軽部教育長の御答弁よろしくお願ひします。

まず、(1)のコロナ禍の市内小中学校授業

状況について伺います。

3月1日火曜日の毎日新聞社会面によると、新型コロナウイルス感染者は一昨年1月に初感染者が出てから、2年間たった今年の1月28日で250万人に達した。その後は、強感染力のオミクロン株の感染拡大も相まって、2月3日に300万人、2月15日に400万人、2月28日はとうとう倍の500万人に達した。また、死者は2万3,600人余となっており、ワクチン接種後は、1回目が80%、2回目が79%、3回目は19%となっており、3回目の接種が待たれている。また、県内の感染者は1万1,600人余、死者は65人となっている。

本市内の感染者は昨日現在で600人となっています。

①そこで、本市内小中高のコロナ禍の授業状況について伺います。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** コロナ禍の市内小中学校での授業への影響ということでございますが、まず先ほど月光議員の質問にもありましたけれども、オミクロン株による感染の急拡大を受けて、市内の小中学校では、今年に入ってからこれまで4校で休校、4校で学年閉鎖、3校で学級閉鎖の措置を取っております。こういう措置が重複している学校もありますので、市内12校中8校でこれらの対応を行っております。

また、県からの通知に基づいて、同居の家族に風邪症状等の体調不良が見られる場合は、本人が元気であっても、感染防止のため登校を控えるよう、家庭の理解、協力を呼びかけているということもありまして、どの学校においても子供たちが通常どおり全員そろって学習するという状況が少なくなっている状況でございます。

また、オミクロン株の感染力が強力であるということから、体育の授業も含め、学習活動はマスクを着用してできる内容に限定することや、感染症対策を講じて、なお感染のリスクが高

い学習活動のうち、特にリスクが高いものについては、実施を基本的に控えるよう県より指導されているところであります。

各教科に共通する感染のリスクが高い学習活動のうち、特にリスクが高いものとしましては、長時間、近距離で対面方式となるグループワーク、それから近距離で一斉に大声で話す活動ということが示されております。具体的な教科で申しあげますと、音楽では室内で近距離で行う合唱、及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、体育につきましては、子供たちが密集して行う運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動、こういったものが例示されておりまして、児童生徒は通常のように関わり合ったり、協同的に学ぶということに制限が強いられているために、ストレスを感じている状況にあると認識しているところであります。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休 憩 午後 2時19分

再 開 午後 2時30分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木議員。

○**荒木春吉議員** 次に、月光議員への答弁にもありましたように、学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖があったんですね。それで、支障を来した授業の補填策について伺います。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** コロナ禍における授業の補填策ということでございますけれども、本市におきましては、昨年度末、2月から、1年前になりますけれども、GIGAスクール構想で整備しました1人1台タブレット端末を児童生徒に配付して、各学校でも授業での活用を始めております。

また、保護者からも家庭における通信環境を整えていただいたことで、配付と同時に端末を

家庭に持ち帰って、家庭でもインターネットにつないで学習ができる環境を早い段階から整備することができております。

このような環境を生かして、昨年5月末からは登校を控えている児童生徒に対して、教員が学級で通常行っている授業を、自宅にいる児童生徒にも同時に配信し、リモートでの授業を行う、教室にいる子供たちへの対面授業と、自宅にいる子供へのリモート授業を一緒に行う、いわゆるハイブリッド型の授業を行うことができるようになっております。今では、登校できない児童生徒がいる場合でも、このハイブリッド型の授業がどの学校でも日常的に行われております。

また、学級、学年閉鎖、休校の措置を取った場合には、自宅にいる児童生徒に向けて、完全リモートでの授業を行って、学習の機会を保障するように努めております。

このリモート授業を行う中で新たに見えてきたこともございます。それは、家庭の子供の側で保護者も授業を見ている、視聴している場面もあるということから、教員はこれまで以上に緊張感を持って授業に向かうようになったということもございます。このことは、授業の様子を児童生徒以外の方からも見ていただく機会が増えたことで、授業を外に開くという効果もあると受け止めているところでございます。

リモート授業を行った教員の声を聞きますと、多くの教員が学びを止めない効果があると捉えている一方で、教室で行う通常の対面授業と比べて、テンポが通常とちょっと違ってくるとか、あるいは子供の集中力が続かない、また対面授業と同じ理解度に達するまでには時間がかかるなどの課題も感じている教員もございます。

授業を受けている子供たちからは、黒板に書く文字やカメラで映し出されたプリントの文字が読みにくいなどの声も聞こえているところであります。

今後、リモートでの授業特性を踏まえた授業展開、ICT機器の特性を踏まえた板書の在り方、資料の提示の仕方などについて、より一層工夫を重ねて、リモート授業の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○**国井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** コロナのおかげでリモート授業に取り組んだということですが、ぜひ欠点を克服し、いいところを伸ばしていただきたいなと思います。それと同時に、リアル授業の充実もよろしくお願ひしたいと思います。

今、親御さんが一緒に見聞しているということでしたが、親御さんの心配は、多分親御さんがいなくなるとゲームばかりしているんだ、うちの子はというのが多分親御さんの心配かと思ひますので、そこら辺の対策もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(2)の市内各小学校の教科担任制について伺ひます。

先月20日に発行された中部小広報紙「山法師」に渡辺 聡校長の教科担任制を導入しての文章が掲載されています。渡辺校長の文章では、4ないし6年生それぞれの実施状況と、先生及び講師名が記され、師弟から見た、長所、利点の列挙と課題なども挙げられています。そこで、市内小学校の教科担任制の状況について伺ひます。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 小学校における教科担任制の本市における実施状況ということでございますが、令和2年8月の中央教育審議会の新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築、それからGIGAスクール構想の加速化と併せて、個別最適化された学びを実現していくための取組として、令和4年度を目途に、小学校高学年に教科担任制を本格的に導入する必要があるということが議論されて、文

科省は昨年12月に教員の増員を決定しております。

現在、本市の全ての小学校では、各学校の事情に応じて選択した特定の教科を、教頭あるいは教務主任などの担任外の教員が授業を受け持つということが日常的に行われております。寒河江小学校や寒河江中部小学校など、児童数、学級数の多い学校では、複数の学年、学級に指導する担任外の加配教員という教員が国によって配置されておりますので、理科などの特定の教科を専門的に受け持って実施しているところがあります。

今年度は、来年度からの教科担任制の実施に向けた準備として、今申しあげたような従前の実施形態をさらに進めた形で、学級担任が、担外ではなくて、学級担任が特定の教科について自分の受持ち以外の学級あるいは学年の児童に指導する形態を取っているという小学校が4校ございます。議員が例に挙げられました寒河江中部小学校もその1つで、寒河江中部小学校では1学年に4人の学級担任がいるということを生かして、国加配の教員や非常勤講師も加えて、4つの教科で教科担任制を実施しております。

また、西根小学校では、ベテランの教員と若手教員、あるいは講師を組み合わせ、1つの学年団というものを構成して、ほとんどの学年が多くの教科で教科担任制を実施しております。

また、1学年単学級あるいは複式学級のある醍醐小学校と三泉小学校では、教員がそれぞれの得意分野を生かして、受け持っている学年以外の学年に対しても、特定の教科で教科担任として指導しているということがございます。

どの学校からも、教材研究の合理化と深化、教材研究を深めるということが図られて、教科担任は同じ指導内容を複数行うということになるために、最初に行った授業の様子を基にして、子供たちの興味関心をさらに引きつけるにはどうしたらいいか、あるいは指導内容をさらに、

どうすれば焦点化できるかなど、授業をさらにブラッシュアップできるということで、多くの利点があると各学校から教育委員会に寄せられているところでもあります。

また、子供側から見ますと、学習の主役である子供たちにとっても、複数の先生から学ぶことができるということで、多様な価値観に触れるということとともに、担任以外の複数の教員から認められたり褒められたりする機会が増えているということで、喜ぶ姿が見られるということも聞いているところでもあります。

一方、教科担任制を円滑に実施していくためには、子供たちの習熟の度合いとか、他教科での学習状況など、多岐にわたって教科担任間で打合せ、情報共有、そういったものが必要になるために、打合せの時間確保に苦労しているということも聞いているところでもあります。

小規模の学校では、担任以外の教員が少ないということもあって、授業準備のための教材研究や保護者の連絡に目を通して回答したり、保護者への連絡を作成する時間として活用したりする、授業をしないいわゆる空き時間、こういったものを確保するのが難しく、休憩時間あるいは子供たちが帰った後の時間でやりくりしている実態もあるという声が寄せられているところでもあります。

教科担任制を実施する学校が増えてくる中で、様々な課題も明らかになっているわけですが、何よりも教科担任制が子供たちにとって総じて好評であると。先ほど申しあげたような複数の先生方から認めてもらうと、そういったことで大変好評であるということから、このシステム導入の成果としては、極めて大きな意味があると認識しているところでもあります。

教育委員会としましても、教科担任制のよさや課題、そういったものをさらに明確にして、それを市内全部の学校で共有化しながら、本格導入を進めてまいりたいと考えているところで

あります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 来年からの市内小学校のその策について教えてください。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 来年度からの実施につきましては、今年度取り組んだ小学校に来年度の実施の予定について問い合わせたところ、全ての小学校で教科担任制を実施する予定であると答えております。国からの加配教員が配置されやすい、比較的規模の大きい学校については、それを生かした教科担任制が引き続き実施されるものと考えております。

それから、これまでのものに加えて、県教育委員会の事業でありますけれども、これまでの教育マイスター制度という制度を、来年度、教科担任マイスター制度ということで形を変えて実施されていくと聞いております。この教科担任マイスター制度につきましては、算数と英語の教科指導力向上と、児童の学習内容の理解度、定着度の向上と、学びの高度化を図る目的ということで行われて、国から加配されていない小学校を対象に非常勤講師を県が加配すると。国から加配されていない小学校に非常勤講師を県が加配して、教科担任制を実施するというような内容になっております。この制度を希望する小学校については、この制度を取り入れたいということで、自ら名を上げるということで、学力向上計画書というものを作成して、自ら名を上げる方式で取り組むということになっておりまして、本市におきましては、今現在3つの小学校が計画書を提出して、採用の結果を待っている段階でございます。

このように様々な制度を積極的に活用して、子供たちや教員の実態、学校の規模に応じた工夫を施しながら、児童にとって魅力ある教科担任制にするべく、各小学校で準備が進められているところでもあります。

教育委員会としましても、教科担任制の先進事例あるいは好事例などを紹介して、指導助言を行うとともに、学力向上に係る会計年度任用職員の適正な配置などを通して、各学校の取組を支援していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** どうもありがとうございます。

「山法師」の中で校長先生も言っていました、要するに財政的な面でなかなか充実させることができないようなことをちらっと書いておりましたが、要するに財政の手当ては国と県なんだそうで、だから中部小学校の来年の名簿にも先生、正規の教員がほとんどでしたが、1人だけ講師の方が載っていた。打合せでやったら、あの人は優秀なんだということなのであれば、正式な教員として採用して、きちんとした先生を配置しろなんて言うのはおこがましいのですが、講師ではなく、ちゃんと先生は先生を配置していただけたらありがたいと思っています。

そして、市内では3校だけということですが、それは中規模校であれ、小規模校であれ、みんなのところであれば、学級担任の負担が軽減になって、ゆとりある授業ができるんじゃないかなと私は思って、働き方改革の一環としてもかなり有効な手だと思いますので、そこら辺は配慮していただければと思います。

いつも私、田中角栄の話をするのですが、小学校の先生は、手間3倍あげたいんだと。いつも、コロナがなかった場合は、入学式と卒業式で東西南北、上下左右も分からないよちよちの1年生が、6年たてばちゃんとした大人になるという、あれは相当な先生の力業がないと多分できないと思うのですね。そういう先生にはもちろん手間もいっぱいあげたいし、時間的余裕もあげないと、そういう望むべく成果は出ないと私は思うのですが、そこら辺も配慮して、小規模校と言わず、あまねく市内小学校でやって

いただきたいと私は願っています。

以上で質問を終わります。

散 会 午後2時47分

○國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程
は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年3月10日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第4号 第1回定例会
令和4年3月10日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))
- 〃 2 議第1号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
- 〃 3 議第2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 4 質疑
- 〃 5 予算特別委員会設置
- 〃 6 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分 質疑

○国井輝明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○国井輝明議長 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))から日程第3、議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)までの3案件を一括議題といたします。

○国井輝明議長 日程第4、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとめていただくようお願いいたします。
初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これにて質疑を終結いたします。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第5、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第6、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	承認第1号
厚生文教常任委員会	議第2号
予算特別委員会	議第1号

散 会 午前9時33分

○**國井輝明議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

令和4年3月14日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第 5 号 第 1 回定例会
令和 4 年 3 月 1 4 日 (月) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 1 号 令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 9 号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 8 号))
〃 5 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 6 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 7 議第 2 号 令和 3 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 8 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 9 質疑・討論・採決

- 日程第 1 0 議第 3 号 令和 4 年度寒河江市一般会計予算
〃 1 1 議第 4 号 令和 4 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 1 2 議第 5 号 令和 4 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 1 3 議第 6 号 令和 4 年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 1 4 議第 7 号 令和 4 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 1 5 議第 8 号 令和 4 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算
〃 1 6 議第 9 号 令和 4 年度寒河江市下水道事業会計予算
〃 1 7 議第 1 0 号 令和 4 年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 1 8 議第 1 1 号 令和 4 年度寒河江市水道事業会計予算
〃 1 9 議第 1 2 号 寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について
〃 2 0 議第 1 3 号 寒河江市課制条例の一部改正について
〃 2 1 議第 1 4 号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
〃 2 2 議第 1 5 号 つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定について
〃 2 3 議第 1 6 号 寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
〃 2 4 議第 1 7 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
〃 2 5 議第 1 8 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
〃 2 6 議第 1 9 号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正につ

いて

- 日程第27 議第20号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 28 議第21号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- 〃 29 議第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 30 議第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 31 請願第1号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願
- 〃 32 質疑
- 〃 33 予算特別委員会設置
- 〃 34 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時45分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）であります。

3月10日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長出席の下、委員会を開会し、議第1号を議題とし、質疑の後、各分科会に付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会

とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第1号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第5、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○**後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第6、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第7、議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第8、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第2号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「病院事業会計繰出金の351万3,000

円は市立病院の施設整備事業等のための繰出金とのことだが、その使途の詳細は」との問いがあり、当局より「レントゲン設備等を整備するための繰出金です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第10、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から日程第31、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう

国に意見書提出を求める請願までの22案件を一括議題といたします。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第32、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。沖津議員。

○**沖津一博議員** 当初予算ということで大幅な増額、そして過去最大ということで、当局、市長部局に感謝を申しあげたいなというふうに思っているところであります。

しかしながら、最近、コロナの影響で原油の高騰でありますとか原材料の高騰などで、輸送費の値上がりやほとんどのものが値上がりするというので、今現在テレビなどマスコミ報道されている状況にあります。当然ながら、当初予算を計画したときはその値上りを計算しないでやっていたのではないかなというふうに思われるわけですが、これからいろんな事業をするに当たって、値上がって市で計画していた事業が思うどおりならなかったり予算が少し多くなったりする場合も当然あるかというふうに思いますが、その辺の考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 当初予算を上程させていただいていますが、実は、昨年末ですかね、昨年の秋頃から予算編成を進めて、そして1月、2月ということで予算を形づくって今議会に上程をさせていただいているわけですが、その編成過程以降のいろんな情勢の変化というのは、予期せぬ事態などもありますし、ロシアのウクライナ侵攻などあって、原油をはじめいろんな物価の上昇なども最近とみに顕著に表れてい

るということでもあります。

そういった中で、予算を執行する段階においてなかなか当初計画した額というんですかね、積算では収まり切らないという場合も当然いろんなケースが出てくるというふうに思いますけれども、そういった時点においては、必要に応じてまた議会のほうにも相談をさせていただきながら、当初計画した事業などを進行、進めていけるようにしていきたいというふうに思いますし、また、市民の皆さんの生活などにおいてもいろんな物価の上昇によって支障を来すというような事態も想定されますし、またコロナの問題もありますから、そういう状況なども我々としては注視しながら、ある程度臨機応変に対応していく必要があるというふうに思いますので、その節はまた議会の皆さんにも御理解をいただいて予算を補正をして、そして市民の生活を守っていく対応を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお祈りを申しあげたいと思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。せっかく大きな予算を取って建設とかいろんなところに発注するわけですがけれども、大きい会社が全然利益がなくて、下請いじめのようなことがあっては困るなと思って質問をさせていただいたところでありますので、ぜひ、今市長の答弁を聞いて安心したところでありますので、よろしくお祈りを申しあげたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今、沖津議員のほうから質問があったわけですがけれども、御案内のとおり231億円という新年度予算で6%増と。市税については9.7%で51億755万円の増額の予定ということの予算を設定していただいているわけで、非常に、コロナとの関係が微妙にあって、それでまたなおかつウクライナの問題も出てき

ているということで、直接の影響はなくても間接的にかなり難しいのかな、かじ取りはというふうに思っているわけですが、そうした中で、ここ2年間、様々な経済対策で非常に厳しい職種に関しててこ入れをしていただいているわけですが、結果的にそういうような方法は当然財布のあんばいにもよるわけで、私たちごっことで、どこまでやれるかなというふうになったらなかなか大変なのかなというふうに思える部分があって、そうした中で、根本的な解決策ということであればやはり自立支援が一番なんだろうなと。

その自立支援をするということになってくると、極めて影響を受けている分野が観光関係であり、あるいは飲食関係であると。本市の場合、大きなイベントをたくさん開催をさせていただいて、交流人口の拡大に努めた中で様々なにぎわいに通じているというふうな過去の経緯があるというふうに思っています。そうした中で、新年度からのイベント開催に向けた方向性というものをどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、これまでいろいろな節目節目というんですかね、そういうことで大きなイベントなどを開催して誘客をしたり、それからホテル、飲食業などに恩恵を被っていただけるような取組をしてきたわけですが、コロナもあって、過去2年間、そういった取組はほとんど実施をできないという状況になっております。

そういうことからすれば、第一にはやっぱりコロナの収束、それに向けたいろんな取組、ワクチン接種も含めてですね、そういう取組を前に進めていって、コロナ以前のような観光誘客のためのイベントなどを実施できるような状況につくっていくということが大きな我々の第一の取組、予算編成過程の中でもコロナ対策と言

っていますから、そういう取組を進めていくということが必要でありますけれども、ただ、2年間のいろんな経験などを生かして、こういう状況、必ずしも昔の生活にきちっと戻っていきけるような状況がすぐ来るのかということになると、これも読めないわけですので、ああいう状況ということではなしに、コロナの状況がゼロにならない状況の中でも様々な業種について活性化させていく、観光も含めて飲食産業も含めて、ウィズコロナ、コロナと共に地域の活性化を復興させていく取組というのを進めていかなければならないというふうに考えています。

そういう意味では、新年度、イベントなどについても、状況を見ながらでありますけれども、新たな取組についてさらに今模索している段階ですが、そういう取組を復活させる、あるいは新たなイベントなどを起こしてさらに誘客に努めていくということで今模索をしている段階であります。

ですから、今まで2年間できなかったイベントをただ復活させる、コロナの収束を待って復活させるという待ちの姿勢ではなくて、さらに、ウィズコロナ、コロナの状況がまだまだ収まらない状況の中にあっても何とか誘客して寒河江の経済を回していくような、そういう取組のできるようなイベントなども誘客活動も含めて展開できればということで、今、そういう取組をしていくべく検討している状況でありますので、もうちょっとお待ちいただきたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 本市の場合、とにかくさくらんぼにこだわったまちづくりというようなことでこれまで取り組んできて、それなりの成果を十二分に上げてきているわけで、当面、6月前後がイベントに関する部分ではまた一つの山場が来るのかなというふうに思っておるわけで、そうした中で、直接本市の予算には関係ないとは

いいながら、先般の山新さんの記事なんかを拝見すると、県議会の中で最上川ふるさと総合公園に果樹王国情報発信の拠点施設というようなことで提案があったようですが、ちょっと根回し不足か何かで、少しもめておるようでございますけれども、ああいったような施設なんかもし誘致していただけるようなことがあれば本市の経済には大きな影響を与えるのかなというふうに思っております。

市長の答弁にもございましたとおり、とにかくある程度コロナを抑え込まないうちはなかなか次の一手が打てないというのは誰が考えても当然のことなわけで、ワクチン接種の予定を拝見させていただくと、大体ブースターが終わるのが5月いっぱいというような予定のようで、その後、子供さん方の接種も始まるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺以降の部分に対してどのように検討していけるのかというのが一つの課題かなというふうに思っております。

市長の答弁にございましたとおりで、何のイベントでもそうですけれども、私もちょっと神輿関係の役職を頂戴して、いろいろうちの会の中でも話をさせていただいておりますけれども、何せこの2年間全く活動をやっていないと。あと、当然のことながら顔ぶれの年齢も変わってきたり、会員そのものの環境、周りを取り巻く環境もかなり変わっているというふうな状況で、さあ、じゃあもう1回担ごうじゃないかというふうになったときに、かなりいろんなハードルが出てくるなというふうに考えております。勤め先の関係であったり本人の年齢的なものであったりと。

ですから、やっぱり市長のお考えのとおり、今のお話のとおりで、新たな方向性というもの、あるいは新たな取組をやっていかないと、ただ単に今までと同じイベントがすんなりこれまでやってきたからやれるというふうにはなかなか

いかないんじゃないかなと。そういう意味でぜひ、何度も申し上げますが、何とかコロナは克服しなくてはいけないわけですが、その後のイベント開催に向けたアイデアというか、そういったものをぜひ御検討いただいて経済対策にお願いしたいというふうに思います。

○**国井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第23号辺地に係る公共的施設の総合

整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第33、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第34、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第13号、議第14号、 議第15号、議第16号、 議第19号、議第20号、 議第21号、議第22号、 議第23号、請願第1号
厚生文教常任委員会	議第12号、議第17号、 議第18号
予算特別委員会	議第 3号、議第 4号、 議第 5号、議第 6号、 議第 7号、議第 8号、 議第 9号、議第10号、 議第11号

散 会 午前10時14分

○國井輝明議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和4年3月23日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会委員長	木村三紀	農業委員会会長
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会事務局長
軽部修一	慈恩寺振興課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
小林弘之	病院事務長	佐藤肇	学校教育課長
船田孝夫	監査委員		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

令和4年3月23日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第24号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 3号 令和4年度寒河江市一般会計予算
" 6 議第 4号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 7 議第 5号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 8 議第 6号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 9 議第 7号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 10 議第 8号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 11 議第 9号 令和4年度寒河江市下水道事業会計予算
" 12 議第10号 令和4年度寒河江市立病院事業会計予算
" 13 議第11号 令和4年度寒河江市水道事業会計予算
" 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第13号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 17 議第14号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
" 18 議第15号 つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定について
" 19 議第16号 寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
" 20 議第19号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
" 21 議第20号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
" 22 議第21号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
" 23 議第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 24 議第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 25 請願第1号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願
" 26 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

日程第 2 7 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 2 8 議第 1 2 号 寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について

〃 2 9 議第 1 7 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について

〃 3 0 議第 1 8 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

〃 3 1 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 2 質疑・討論・採決

日程第 3 3 議第 2 5 号 令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

〃 3 4 議第 2 6 号 令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)

〃 3 5 議第 2 7 号 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〃 3 6 議第 2 8 号 損害賠償の額を定めることについて

〃 3 7 議案説明

〃 3 8 委員会付託

〃 3 9 質疑・討論・採決

〃 4 0 議会案第 2 号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について

〃 4 1 議会案第 3 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

〃 4 2 議案説明

〃 4 3 質疑・討論・採決

〃 4 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 1 5 分

○國井輝明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月22日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議第28号損害賠償の額を定めることについて、議案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、議案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての8案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

軽部 賢教育長が令和4年3月31日をもって辞職されることに伴い、新たに寒河江市大字柴橋1618番地、佐藤志津男氏を任命いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第24号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第24号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第5、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から日程第13、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

[佐藤耕治予算特別委員長 登壇]

- 佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、

議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月14日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第16、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第25、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願までの10案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第26、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第13号から議第16号まで及び議第19号から議第23号まで並びに請願第1号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「教育委員会において総合的な慈恩寺の振興を担うという説明であったが、地域振興であれば教育委員会は職務権限外であり、市長部局での実施がふさわしいのではないかと考える。そこで、総合的な慈恩寺振興の具体的な内容と、生涯学習課に設置予定の慈恩寺振興係の事務分掌について伺う」との問いがあり、当局より「教育委員会では、史跡慈恩寺旧境内の整備、慈恩寺テラスの活用及び文化財の保存活用により、総合的に慈恩寺振興を担っていくことを想定しております。事務分掌は今後規則で定めていきますが、予算上で申しあげますと、史跡慈恩寺旧境内整備事業及び慈恩寺第1・第2駐車場と慈恩寺テラスの指定管理は生涯学習課、観光ガイドアプリぐるぐるさがえや慈恩寺観光振興協議会等の観光事業はさくらんぼ観光課で担う想定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号寒河江市職員の育児休業等に

関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「角田商事株式会社から頂いた寄附金1,000万円を原資とし、地域づくりを推進することのことだったが、使途の方向性や補助金の上限等は決まっているのか」との問いがあり、当局より「本基金を活用したつのだ地域コミュニティ活性化推進事業については、寄附者の意向を踏まえ、地域コミュニティの維持や向上につながる事業、地域での恒例イベントなど、町会等が主体となり実施する地域住民の親睦を深めるための事業に対して交付するものです。補助金の詳細は、これから要綱を定め決定していきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結

し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「今回のこの請願の内容はもっともだと思う。しかし、以前提出のあった辺野古基地建設のために、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国に求める陳情から辺野古基地建設という文言が抜けただけで、同じような内容である。また、この請願の添付書類は、遺骨や土砂の採取よりも、辺野古や新基地建設反対の内容が主であった。この請願からは違う目的が見え隠れしており、賛成できない」という旨の反対討論がありました。

委員より「請願にある陸軍歩兵32連隊の隊長

であった伊東大尉は、生還したが郷土に遺骨を持ってこられないので、南部で拾った石を砕いて、遺族に送ったと言われている。本市遺族会の中村会長にお話を伺ったところ、36名の遺族も戦後ずっと遺骨がないので、沖縄のほうに向かってお参りをしているとのことであった。私はこの遺骨が混じった土砂を基地に使うことも反対だが、この請願はそういう意味合いの趣旨ではないと理解しているので、賛成する」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案のとおり、議会案を提出するものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第27、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第1号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでありますので、進めさせていただきます。

きます。

それでは、太田陽子議員の発言を許します。
太田陽子議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○**太田陽子議員** 請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

私の家は遺族会の会員でした。母の兄が戦死したからです。母の兄は、フィリピンルソン島マニラで戦死しました。小学生だった母は、戦死の公報が家に届いたときのことを私たちにもよく話してくれました。公報を受け取った私の祖母は、狂ったように家を出て、夕方まで帰ってこなかったという内容です。母には3歳年下の妹もおりましたので、2人でどんな思いで母親の帰りを待っていたのかと。子供のときに聞いていたときはそれほど、ああそうなのかと、子供が死ぬと母親は狂ったようになるんだなあなどと簡単に考えていましたが、自分も子供を持って、母親がいない不安などを考えると、母と母の妹はどんな思いで母親の帰りを待っていたのかと。家族の死は全てを奪ってしまう、子供たちの心も痛めてしまうということを考えさせられました。

骨箱の中は遺骨はなく、石ころが一つ入っていたということを、母はよく覚えていました。母は伯父の話をするとき、フィリピンルソン島マニラと正確に言い、お骨は戻らなくても一度フィリピンルソン島マニラに行ってお参りしたいと、よく話しておりました。母も、墓参もできず亡くなってしまいました。工兵で橋を架けていたが、爆撃に遭って一瞬のことだったというのが伝え聞かされております。日本中にこんな思いをしている家族が、いっぱいたくさんいまだにおります。日本兵は沖縄戦では南部に逃げ、最終的には20万の方が亡くなりました。

先日、テレビ朝日で真夜中に放送したテレメ

ンタリーという番組での話です。具志堅隆松さんという方は、遺骨収集を40年間も継続してきました。収集した遺骨は400体にも上ることです。DNA鑑定で、遺族の元に帰られた方もいるということでした。沖縄県以外の戦死者は6万6,000人余りで、ほとんどの遺族に遺骨は帰ってきていません。

この請願は、遺骨の残る土砂を埋立てに使わないでほしいと訴えている内容です。このテレビ番組で、北海道から沖縄の戦線に参加して戦死した方の息子さんの話がありました。父親の遺骨が帰ってこない。帰ってくるまでは戦争は終わっていないということでした。

国には遺骨収集推進法という法律があります。それにのっとり、遺骨のある土砂を埋立てなどに使用せず、そのままの形で残してほしい。遺骨を家族に返したい。遺骨を守りたいという内容です。

私も機会があれば、フィリピンルソン島マニラに行き、骨があるであろう土を可能であれば持ち帰り、母や祖母が眠るお墓と一緒に埋めてあげたいと思います。戦没者の尊厳を守る人道的な観点から、国に意見書を提出し、人骨が眠る沖縄の土をそのままに静かに眠れるよう、皆さんのお力をお貸しいただき、意見書を提出させていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

これで討論を終わります。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

柏倉議員に確認をいたします。何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号です」の声あり）請願第1号。賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」の声あり）賛成討論。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、請願第1号賛成討論について柏倉信一議員の発言を許します。柏倉議員。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**柏倉信一議員** 請願第1号について、紹介議員として賛成の立場から討論をさせていただきます。

手前みそな話になりますが、私がこの政治の世界に入るきっかけとなったのは、2年前に御逝去された山形市選出の今井県会議員の初当選から5年間、事務所のスタッフとしてお手伝いをさせていただいたのがきっかけとなりました。

警視庁の警護をしておられるSPの方々のことわざにも、付き人昼夜分かたずということわざがございます。警護をする人間は、昼も夜もない。昼夜を問わず警護に専念しなくてはならないという言い伝えというか、ことわざとなっております。私の仕えた5年間は、まさに朝から晩まで県議と共に行動し、様々なことを勉強をさせていただいた5年間でありました。そうした中で、今井県議が1期4年の任期の中で、必死になって取り組んだ政治課題が3つございました。

1つには、初陣の戦いに公約として掲げた、山形にもっと大学を、この実現に向けて粉骨砕身したわけですが、出来上がったのが今の芸術工科大学であります。

また2つ目には、カモシカの個体調整問題がありました。山形市の高瀬地区を中心にして、被害が甚大となったカモシカ被害に対する対応でございます。

そして3番目が、雪部隊の遺骨収集でありました。私にとっては、忘れようにも忘れられない出来事でしたが、たまたま私が事務所におりましたときに、雪部隊の方々が陳情にお見えになりました。後々雪部隊の遺骨収集団の代表となられた三部弘一さんという方だったというふうに私は記憶しておりますが、その方を中心にして陳情に見えられました。

冒頭に私に申されたのは、「柏倉君な、雪部隊というのを知っているか」というふうには言わ

れました。雪部隊というのは、東北を中心にして集められた精鋭部隊、青森、岩手、秋田、そして山形県、20代を中心とした若者たちの郷土部隊だったそうであります。戦地に入り、当初は連戦連勝ということで、その成果を遺憾なく発揮してこられたそうでありますが、一旦国に帰って家族との面会を果たし、それからまた戦地に赴く予定だった。ところが残念ながら、風雲急を告げる戦況の中、家族との対面もままならず、インドネシアに転戦するという事になってしまったそうです。

もはやインドネシアの地に着いた頃は、砲弾の補給もなく、食料の補給もほとんど取れないというような中で、いつ果てるともない戦いにじっと耐え忍ぶしか道はなかった。ある者は気が狂ったようになり、相手陣営に飛び込み蜂の巣のように撃ち殺された。しかしながら大半は餓死であったそうです。飢えに苦しみながら、毎日毎日、いつになったらこの戦いが終わるのかと思いつつも、耐えかねて御逝去をしてしまったのが大半だと。去りゆく戦友が残った雪部隊の面々に残した言葉は、死ぬ前に日本の雪が見たいな、日本のあんこ餅が食べたいな。そう言う戦友に、我々は紙をちぎって散らしてこれが日本の雪だ。土を握って、日本のあんこ餅だ。そう思って冥土へ行け。そうやって見送ったそうであります。

終戦を迎えて間もなく50年近くになるとうしている。インドネシアの国と日本の国との外交ルートでは、もはや遺骨収集は終結したということで、1人の遺骨も持ち帰ることができない。先生によ、何とかしてけんねが。今もインドネシアイリアンジャヤには、我々と戦った戦友の3,559柱、生骨のままさらされているんだと。当時20歳だった我々も、間もなく70近くになる。これでは、遺骨を待っている我々が遺骨になってしまう。あの世に行って戦友に合わせる顔がない。

そんな経緯があつて、当時、戦争体験者であった板垣知事の配慮もあり、米沢選出の木村莞爾県会議員が団長となって、インドネシアイリアンジャヤに赴いて、私今でも忘れられないんですが、その3,559柱の中から3つの、3人の遺骨を持ち帰ったときの、三部さんはじめ雪部隊の方々の、顔をくしゃくしゃにした涙でいっぱいにした顔をいまだに私は忘れることができません。

政治に携わる者の宿命というのはこういうものだ、これが我々の仕事なんだなというものを肝に銘じさせられた、私にとっては忘れることのない出来事でありました。

にもかかわらず、ウクライナではまたまた戦争が始まっております。プーチン大統領にぜひお聞きしたいのですが、彼はこれだけ多くの死傷者を出して戦いを続け、その責任をどう考えているのか。御逝去された方々にどうやっておわびをするのか。信じられない、そんな気持ちでいっぱいであります。

私なりにこの請願の趣旨を理解をさせていただいた中で、どうか同僚議員各位の御理解をいただき、そしてまたインターネット中継でこの議場を御覧になっている多くの方々に、この趣旨を御理解をいただきたいものだというふうに思います。

最後になりますが、議員各位の御理解を賜り、この請願が採択していただけることをお願いを申しあげ、討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第13号寒河江市課制条例の一部改正について、議第14号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第15号つのだ地域コミュニティ活性

化推進基金条例の制定について、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正について、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号及び議第23号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第28、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてから日程

第30、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第31、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第12号、議第17号及び議第18号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市内在住の避難者の人数は。また、避難者の利用は、年間でどの程度あるのか」との問いがあり、当局より「市内在住の避難者は、令和4年3月1日現在で19世帯、49名です。避

難者の延べ利用者数は、令和2年度が1,035人、令和3年度が、令和3年12月末現在で666人となっており、年間で約1,000人を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について及び議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についての3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第12号、議第17号及び議第18号の3案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第33、議第25号令和

3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)から日程第36、議第28号損害賠償の額を定めることについてまでの4案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第37、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)及び議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)につきまして、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

このたびの補正予算2件は、令和4年度に実施予定としておりました新市民浴場整備事業の一部が、国における令和3年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用するチェリースポーツパーク拠点施設整備事業として採択されたことから、令和4年度予算を減額し、令和3年度補正予算として事業費を追加するものでございます。

その結果、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算それぞれ7億1,570万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ285億8,078万円とするものでございます。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金3億5,785万円、繰入金5万円、市債3億5,780万円を追加し対応することといたしました。

また、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算それぞれ7億1,570万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ223億8,430万円とするものでございます。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金3億5,785万円、繰越金3,585万円、市債3億2,200万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和4年度からの再任用職員の雇用に際し、再任用職員に係る手当の規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第28号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

本件は、令和3年12月22日午前5時頃、寒河江市大字島字島北地内の市道島高屋線において発生した車両の事故について、損害賠償の額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上4案件を御提案申しあげましたが、詳細につきましては、病院事業管理者及び関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○**大沼利子財政課長** 私から、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）及び議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

先ほど市長から御説明いたしましたとおり、このたび令和4年度に実施予定としておりました新市民浴場整備事業の一部が国における令和3年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用するチェリースポーツパーク拠点施設整備事業として採択をされました。

これは、従来の市民の健康増進機能に加え、チェリークア・パークからグリバーさがえまで

の多彩なスポーツができる環境をチェリースポーツパークエリアと見立て、スポーツを見る人、する人、そして周辺の観光要素やスポーツを支える人々との交流や、地域連携も付加した機能を有するシンボリックな施設を整備することで、人が集い、にぎわい、稼ぐまちづくりの実現を図るものです。このため、令和4年度予算を減額し、令和3年度補正予算として事業費を追加するものです。

初めに、議第25号の令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

先に歳出のほうから説明をさせていただきますので、7ページの事項別明細書を御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、令和4年度に事業予定としておりました新市民浴場整備事業の一部7億1,570万円が、国の地方創生拠点整備交付金を活用する事業として採択されたことから、この7億1,570万円を新たに計上するものです。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、6ページを御覧ください。この15款国庫支出金は、このたび内閣府の地方創生拠点整備交付金について、令和3年度補正予算分として採択をされたことから、事業費7億1,570万円の2分の1を計上するものです。19款の繰入金は、このたびの補正予算の財源とするため、財政調整基金から5万円を繰り入れるものです。22款市債につきましては、このたびの国の補正予算の内示を受けて、後年度の元利償還について市債額の2分の1が交付税措置となる有利な起債を活用するものです。これにより、将来の財政負担軽減につながるものと考えております。令和3年度の補正予算については以上でございます。

続きまして、議第26号について御説明をいたしますので、令和4年度の補正予算（第1号）のほうを御覧いただきたいと思います。

すみません、令和3年度について、繰越明許と起債について御説明が抜けてしまいましたので追加をさせていただきます。令和3年度補正予算、第2表繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

先ほど説明いたしましたチェリースポーツパーク拠点施設整備事業が令和4年度にわたって実施をするため、全額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、第3表地方債について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

チェリースポーツパーク拠点施設整備事業の財源として、国の交付金を充てた後に残る地方負担分全額に補正予算債を活用することができますので、この分を追加するものです。

続きまして、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。5ページの事項別明細書を御覧ください。

こちらにつきましては、国庫支出金、繰越金、それから市債等につきまして、今回減額をする事業費の財源として計上していたものを減額するものです。

国庫支出金については、令和3年度と同額の3億5,785万円を減額いたします。繰越金については、3,585万円を減額いたします。市債につきましては、事業費の90%相当額を市債として見込んでおりました3億2,200万円を減額いたします。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、6ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど御説明いたしましたとおり、新市民浴場整備事業の一部が令和3年度補正予算の事業として採択されたことから、対象となる事業費7億1,570万円を減額するものです。

続きまして、第2表地方債を御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

こちらのほうは、補助対象事業のうち、国の

交付金を充てた後に残る地方債分90%の起債を予定しておりましたが、この分を減額するものです。

以上、議第25号と議第26号につきまして一括して御説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

〔久保田洋子病院事業管理者 登壇〕

○**久保田洋子病院事業管理者** 議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和4年度より、市立病院において新たに再任用職員を雇用するに当たりまして、当該職員に支給する手当について所要の改正をすることです。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 武田建設管理課長。

〔武田新二建設管理課長 登壇〕

○**武田新二建設管理課長** 私から、議第28号損害賠償の額を定めることについての詳細について御説明を申し上げます。

令和3年12月22日午前5時頃、請求者の運転する車両が市道島高屋線を走行中、道路欠損箇所、穴ぼこに入り、右側フロントバンパーの下部が損傷したことに対する損害賠償について、今回請求者との協議が調いしましたので、速やかに賠償金をお支払いするために、議案を追加させていただきましたものであります。

なお、当欠損箇所につきましては、事故後速やかに補修したところでございます。

以上どうぞよろしく願いいたします。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第25号、議第26号、議第27号及び議第28号の4案件について

ては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第25号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第40、議案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について及び日程第41、議案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議会案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

月光議員、確認させていただきます。第何号議案に対する討論ですか。(「議会案第2号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

安孫子議員に確認いたします。第何号議案に対する討論ですか。(「議会案第2号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、初めに議会案第2号に対する反対討論について、月光裕晶議員の発言を許します。月光議員。

[月光裕晶議員 登壇]

○**月光裕晶議員** まず私は、戦没者の遺骨を埋立て等に使用するのには反対でございます。それを踏まえまして、今回のこの請願を拝見しましてどうにも違和感を感じるというか、不可解な点がありました。

まず1点目でございます。

埋立てという言葉です。1項目めの戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋立て等に使用しないこととあります。確かに戦没者の遺骨が含まれている土砂を埋立てに使用するの、言うまでもなくよくないことです。とても正当なことを言っておりますし、私もそう思います。

しかし、それは埋立てにだけではなく、あらゆるものにその土砂は使用するべきではないと私は考えます。埋立て等という言葉を入れる必要性がありません。ですので、この項目は、遺骨等が含まれる土砂は、あらゆることにおいて使用しないこと。もしくは、遺骨等が含まれる土砂の採取をやめることとするべきではないかと考えます。

次に、2点目です。

2つ目の項目にあります沖縄戦跡国定公園という言葉です。請願項目には、沖縄戦跡国定公園を聖域とし、遺骨を採取する環境を保存することとなっております。こちらについても、御遺族の気持ちも考えますと当然のことかと思えます。

私は立場上、お骨に接する機会が多いですので、お骨に対する遺族の思いというのはよく分かっているつもりです。もしそこに遺骨があるのであれば、帰ってきてほしいと思うのは自然なことです。採取する環境が守られているのであれば、まだ見つかる可能性はありますので、その帰ってくる可能性まで潰してはならない、ぜひ御遺族のためにも保存していただきたいと思えます。

しかし、なぜ沖縄戦跡国定公園だけなのでしょう。請願趣旨にもありますように、沖縄戦で命を落としたのは20万人となっております。20万人という多くの方が沖縄で命を落とし、まだ少数でも眠っているのであれば、南部の沖縄戦跡国定公園に限定せず、遺骨が眠っている可能性のある全ての場所の環境を保存することと

すべきです。南部以外で亡くなられた方とその御遺族のことも考えた内容の請願にするべきだと考えます。

では、なぜその使わなくてもいい2つの言葉が使われたのかということでもあります。それはその2つの言葉が意味するものが、本当の目的だからと考えます。沖縄戦跡国定公園の土砂を使って、どこを埋め立てるのか。辺野古沿岸を米軍の新基地建設の埋立てに使われるようです。どうやら基地の埋立てに使う土砂の約7割が、沖縄戦跡国定公園のある南部地区より採取するようです。沖縄戦跡国定公園から土砂を採取できなくすることによって、新基地建設の埋立てに必要な土砂が足りなくなり、結果、辺野古への基地の建設を阻止できるようになるわけです。

しかし、この請願には、辺野古や基地の文言は一言もないのではないかと御指摘もあるでしょう。以前、同じ方からの同じような内容の陳情がありました。その陳情の内容は、辺野古基地建設のために、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国に求めるものでした。陳情のときは、辺野古基地としっかりと出だしからございます。なぜ今回はその文言を使わなかったのでしょうか。

ある市議会での話であります。その議会での最大会派や政権与党の会派など、辺野古の新基地建設には賛成の立場だったそうです。しかし、市議会では、これらの会派が請願に賛同できるよう、当初の文にあった辺野古や基地の文言を削除し、あらゆる埋立てに使用しないこととの表現にすることで、全会一致にこぎ着けたそうです。

そして今回は、改めてその市議会が全会一致したような、辺野古や基地の文言を削除した文章でこの請願が参りました。与党系の会派に反対する理由を与えないためでしょうか。辺野古や基地という文言はなくとも、埋立てさえ止められれば目的は達成されますので、反対理由と

なり得る辺野古や基地の文言を使わなかったと考えられます。

それと、この問題を積極的に支援している団体で、沖縄島ぐるみの宗教者の会という団体がございます。同じ宗教者として、どういった考えをお持ちなのか参考にさせていただきましたので、調べさせていただきました。この島ぐるみの宗教者の会という名称は略称であり、正式には、辺野古に新基地を造らせない宗教者の会ということでした。そして、目的と業務は、辺野古に新基地を造らせないために各種活動を行うとなっております。

また別の話ですが、問題の南部地区の土砂ですが、過去にも使われた事例があったようで、那覇空港第2滑走路建設等にも使われていて、そのときにはこういった大きな反対はなかったそうです。やはり今回は、基地の建設に使うから声が上がったのではないかと考えます。

私は、辺野古への基地の建設について、賛成反対を申しあげているわけではございません。米軍の新基地建設は、多くの方の多くの事情があり複雑な問題ですので、勉強不足の私がとやかく言うことではないと思っております。長くなりましたが、最後に反対の理由を申しあげます。

私は、遺骨の混ざった土砂は埋立てに使うのは反対ですし、御遺族の元に遺骨が帰れるように、最善を尽くすべきだと思います。この請願の内容が、本当に戦没者とその御遺族のことを考えた内容であれば大賛成です。しかし、この請願は、戦没者の御遺骨を前面に出しながら、本来の目的である辺野古に新基地を建設させないということを達成しようとするものであると考えます。それこそ、御遺骨の尊厳を考えればしてはならない行為ではないでしょうか。

内容は、戦没者の御遺骨をあらゆることに使用しない。遺骨の眠る地を保存することでよいではないですか。私は僧侶としての側面も持つ

ております。だからこそ、戦没者の御遺骨やその御遺族のことを本当に思っている内容なのか、疑問に思ってしまうような、この請願には反対とさせていただきます。

以上でございます。

- 國井輝明議長** 次に、議会案第2号について賛成討論で安孫子議員の発言を許します。安孫子議員。

[安孫子義徳議員 登壇]

- 安孫子義徳議員** ただいま議題になっております議会案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

一般質問で太田議員がおっしゃられましたが、日本国憲法前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」、つまり、世界の国々の人を信じることによって、日本の安全と生存を保持すると書かれております。

ウクライナは、1994年当時世界第3位規模の核保有国でしたが、核兵器放棄を条件にアメリカ、イギリス、ロシアが安全を保障するという約束、ブダペスト覚書に署名しました。安全と生存を保持するために、諸国を信頼だけではなく約束まで交わしたのですが、簡単にほごにされ、現在、ロシア軍の侵攻を受けております。また、ロシアは日本とも国境を接しておりますが、つい先日、我が国との平和条約締結交渉の中断を一方向的に発表しました。

今定例会で、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議をする決議を採決したばかりであり、現下の世界情勢は、間違いなく冷戦終結後で最も危険な状況になっております。

このような状況ですので、我が国の安全保障確保に資する議論はしっかりと行われるべきですが、その議論と混同せず、国を守るために戦ってきた御霊への尊厳ということ、この点に

ついて私は賛成であることを述べ、私の賛成討論とさせていただきます。

- 國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結させていただきます。

これより採決に入ります。

初めに、議会案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

- 國井輝明議長** 日程第44、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前 11 時 40 分

○**國井輝明議長** これにて令和4年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 國 井 輝 明

会議録署名議員 月 光 裕 晶

会議録署名議員 荒 木 春 吉

令和4年3月10日（木曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
令和4年3月10日(木) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第 1号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時37分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

- 佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第1号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

議 案 上 程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

議 案 説 明

- 佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 1項5目農地費についてお伺いします。一番下の多面的機能支払交付金事業、1,100万円の減額という補正になっておりますけれども、これは当初予定していた活動がなかったからの減額なのか、もしくは当初予定した活動は実施されたけれども減額になったということなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長(併)農業委員会事務局長
お答えいたします。

現在、多面的機能支払交付金につきましては15組織に支払いを行っておりますけれども、国からの補助が半分ほど入っているような事業でございます。こちらのほうの本市への割り当てが当初の予定より減ってしまったということが大きな要因というふうに考えております。以上でございます。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 2点お伺いいたします。

まず、住宅宅地開発指導事業の2,100万円の減額ですけれども、当初予算で2,100万円だったと思うんですが、減額2,100万円ということはゼロということになるかと思うんですけれども、要は開発行為がなかったという、予定していたけれどもなかったということなんでしょうか。予定したのがなくなったのであれば、その

理由等が分かればお伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 武田建設管理課長。

○武田新二建設管理課長 お答えいたします。

住宅宅地開発指導事業につきましては、開発事業者に対する支援というふうになっております。予定しているものについては、民間事業者のほうに聞き取りをして計上しております。年度内に完成する開発というふうなことで、開発のほうが見送られたというふうなことでの減額となります。

○佐藤耕治委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 もう1点。その下の住宅建築推進事業の2,000万円の減額ですけれども、当初が1億円で今回2,000万円減額ということで、8,000万円ということになると思うんですけれども、令和2年度の決算では1億1,630万円になっていて、比較すると3,600万円ぐらいのマイナスということになると思うんですが、この要因は、子育て世代の住宅取得が鈍化しているとか、何か要因が分かるのであればお伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 武田建設管理課長。

○武田新二建設管理課長 お答えいたします。

要因というふうな、決定ということではないんですけれども、コロナ禍によりますウッドショック、また、民間開発による分譲宅地が少なかったというのが要因ではなかろうかというふうに思っております。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第1号第2表、第3表及び第4表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託で

あります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第1号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第6款、歳出第8款、第2表、第3表、第4表
厚生文教分科会	議第1号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款

散 会 午前9時44分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年3月14日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
令和4年3月14日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第1号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第6款及び歳出第8款並びに第2表、第3表及び第4表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第1款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「県と市町村が連携実施する若者定着奨学金返還支援事業の負担金は、本市において当初配分20名に対し26名の申請があり、その6名分の増額という説明であったが、今後の見通しは」との問いがあり、当局より「奨学金の活用については、現時点で今後の増減は分かりませんが、コロナ禍にあって保護者の減収等も考えられますので、来年度以降も同程度の申請はあるのではないかと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「コロナ禍による資材不足や高騰及び民間の宅地開発がなかったことが減額補正となった要因ではないかとのことだったが、民間事業者もこのコロナ禍の影響を考慮し、慎重にならざるを得ない状況だと思われる。そこで、民間の宅地開発を待つのではなく、区画整理事業なども含め都市計画マスタープランなどの見直しを検討していくべきではないか」との問い

があり、当局より「都市計画マスタープランは現時点では令和7年度に見直しを行う計画としております。見直しに向け、令和6年度から準備に入る予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第4表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部及び歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第1号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りま

したが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「老人福祉施設整備補助事業について、令和3年度に事業完了予定だった長生園の施設整備の工期が令和4年度に延びたとのことだが、その原因は」との問いがあり、当局より「旧施設解体時にアスベストが発見されたことに伴い対策の必要性が生じたことから、工期が延長されたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第1号令和3年度寒河江市一般会

計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時40分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 佐藤 耕 治

令和4年3月14日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
軽部修一	慈恩寺振興課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	佐藤陽一	生涯学習課長 補佐
小泉尚	スポーツ振興 課長	木村幸一	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
令和4年3月14日(月) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 3号 令和4年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 4号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 5号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第 6号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第 7号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第 8号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第 9号 令和4年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第10号 令和4年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第11号 令和4年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 議案説明
" 11 質疑
" 12 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前10時20分

議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより会議を開きます。

議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第1、議第3号令和4年
度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第11
号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの
9案件を一括議題といたします。

○佐藤耕治委員長 日程第10、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますの
で、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第3号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替のため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時23分

○佐藤耕治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第3款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 53ページ、3款2項1目児童福祉総務費の放課後児童対策事業についてお伺いいたします。

今年度の予算で第六、第七の施設整備をするということでありました。やっぱり人数が増えたときに施設を探すのは非常に苦労しますので、大変ありがたい予算だと思うんですけども、私が危惧するのは運営側の負担であります。例えば、1施設40名程度が目安でありますので、単純計算しますと、第七わんぱくというところと四七、二十八、280名となります。280名ということは、

市内でいえば南部小とか柴橋小に匹敵するような人数、しかも全学年が均等ではなくて、大半が1・2年生という低学年であります。また、運営費は年間数千万円になります。

わんぱくクラブは児童を預けている保護者が運営委員や会長になるのですが、何の経験もない一保護者が市内中規模小学校程度の児童と数千万円の運営費で施設を運営していくというのは、私はかなり厳しい状況ではないかと思っております。

場所を確保する、そして運営費用の補助として委託料を予算として組み込まれているわけですが、もっと運営ですね、直接的な支援をすることも考慮した予算を検討していかなくてはならないと思うのですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○佐藤耕治委員長 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 学童クラブの運営というのは、今委員からもありましたとおり、指導員の確保とか児童の入退所という人数の管理、委託料と保育料というお金の管理など、大変負担は重く責任も重いものがあると承知しております。

運営ということについてはずっとこちらのほうでも検討しているところなんですけど、昨年度中も全国で運営実績のある事業者には話を聞くなど、運營業務の委託について検討しているところなんです。多くのメリットがある一方でデメリットもあり、まだそういった委託については決断には至っておりません。保護者で組織する運営委員会と地域の方で組織する運営委員会と各クラブの形態も様々であり、問題点も異なるため、市としてどのような支援をしていったらいいか、現在も模索し、検討しているところでございます。

○佐藤耕治委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。共働き率、子供自体が減っているのでも世帯数は減っているか

もしれませんが、共働き率というのはどんどん増加しております、学童というのは子育ての必須インフラでありますので、ぜひよりよい方向というのを見定めていただいて、その方向で進めていただければと思います。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 第4款1項3目再生可能エネルギー設備導入事業費補助金についてお伺いします。こちらは次年度の新規事業ということでV2H設備への補助を行うということでありました。これは、ゼロカーボンシティの取組だけではなく、停電時にバックアップ用電源として機能しますので、災害に強いまちづくりという視点でも私は非常にいい取組であると思っております。

ただ、このV2H設備は高価ですので伺いたいのですが、今回の予算はどの程度の補助率で、そして何件ぐらいというのを目標にしているのか。

そしてもう1点、同様の補助が県とかあと国にもあるようなんですけれども、こういったものと併用はできるものなのか、2点伺います。

○佐藤耕治委員長 高林市民生活課長。

○高林清美市民生活課長 お答えいたします。

今回の予算に計上しているものですが、市としましては、補助率が6分の1、上限12万円で5件の予算を計上しております。

2点目ですが、国と県におきましては、国は電気自動車とV2Hの同時購入という補助があります。また、県におきましては、同時購入ではなく、市と同じような単独での設置が補助の対象になっております。国におきましては同時購入なので併用はできませんが、県と市の併用は可能でございます。以上です。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時31分

○佐藤耕治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 69ページですかね、水田農業経営確立というふうに書いてありますけれども、昨年から見ると今年、飼料米ですね、米、寒河江でははえぬき、あるいはつや姫などをたくさん植えていて、ふるさと納税などにも使って、はえぬきは若干足りないような状況にある中で、飼料米を作れということで、国のほうからですか、県のほうからですか、大量のものが来ていると思うんです。私のところにも、実はうちなんか、農家なんか半百姓みたいなものなんですけれども、2反歩ほど飼料米を作ってくれということで来ております。その飼料米を作るには1反歩何ぼという助成金があると思うんですけれども、その助成金がこの1,200万円の中に入っているのか、どの程度の量の飼料米が国のほうから来ているのか、教えていただきたいと思っております。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長(併)農業委員会事務局長

お答えいたします。飼料用米への負担というか、助成金の割合ということでよろしかったでしょうか。(「割合と面積。昨年との比較」の声あり)

申し訳ございません。飼料用米の資料についてはちょっと手元に今ございませんので、改めて示させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。
伊藤委員。

○伊藤正彦委員 予算書68ページの新規就農者等育成推進事業についてですけれども、令和3年度よりも3,300万円ほど減額になっていると思うんですが、この要因は、要は実績から減らしたのか、あるいは新規就農者が減少してきているということで減らしたのか等、理由があればお伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長（併）農業委員会事務局長
お答えいたします。

法改正に伴いまして、69ページの一番上の項目になりますが、新規就農者育成総合対策事業というものが令和4年度から始まります。こちらのほうの事業と前のページの農業次世代人材投資資金、今までの方々が農業次世代人材投資資金での支援、令和4年度からは69ページの新規就農者育成総合対策事業助成金ということで2つに分かれるというようなことで御理解いただきたいと思います。ですので、ベースになる新規就農者の人数については、従来的人数と変わらないというふうに予定しております。以上でございます。

○佐藤耕治委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 ということは、予算額も合わせると一緒になるということですかね。

○佐藤耕治委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長（併）農業委員会事務局長
今年度と比べますと若干増になるというふうに見込んでおります。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 74ページの商工振興費についてお伺いします。商工業資金融資円滑化事業の貸付金が8億1,400万円ということで計上されて

いますけれども、昨年に比較すると2億円ほど減っているかと思います。この理由についてお伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 小林商工推進課長。

○小林博之商工推進課長 お答えいたします。

こちらのほうの商工業資金融資円滑化事業の貸付金が主なところでございますが、原資預託となります貸付金が、令和3年度の融資額が見込みより少なかったことなどによりまして、中小企業振興資金への預託金が前年度より1億7,600万円ほどの減になりました。また、産業立地促進資金貸付金が前年度より新年度での貸付分が少なかった関係で4,500万円ほど減となっております。約2億2,000万円ほどの減となっている状況でございます。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。木村委員。

○木村寿太郎委員 私のほうは総務産業常任委員会ですから担当なんですけれども、市長がいらっしゃるのです。ちょっとお聞きしたいんですが、私、議員歴も長いんですけれども、佐藤誠六市長のときから私、二、三回質問しているんですけれども、はしご車の件、それを市長がいらっしゃるから市長に直接お聞きしたいんです。それでよろしいですね。

はしご車の件は何年か前にも何回か質問しているんですけれども、市と町の温度差というのがちょっとあるのかなという感じがするんですけれども、あれからもう、私十何年ですから、15年ぐらい前に1回お聞きしたときも、そういう答えが大分あったんですけれども、やっぱりこういうふうに震災も続きますし、いろいろな形で何か防災のためにとということも今結構ある

んでしょうから、ぜひその見通しとか何かありましたらちょっとお聞きしたいんですけども、市長の御意見をお伺いいたします。

○佐藤耕治委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、はしご車については広域の消防のほうで検討しているわけです。そういった意味では、寒河江市単独で整備をするわけではなくて、1市4町の組合で整備をするということになりますから、当然のことながらその整備費についてもそれぞれの自治体が応分で負担をするという形になるわけですね。そうすると、その恩恵もやっぱり1市4町の恩恵を被っていかなければならないということになると、ただ、はしご車を必要とするのはある程度高い階層の建物に対して効果があるわけではありますが、1市4町全体を見た場合に、実際にはしご車を使って消防活動をするような建物がそれぞれの自治体にみんなあるかという点、なかなか、その点について御理解をいただくことについてまだまだ、我々の努力も足りないわけでありまして、そこまで至っていないということでもあります。

なかなかはしご車は御案内のとおり大変高額な消防車でありますから、そういう意味では引き続き理解をいただいて整備ができるように努力をしたいというふうに考えております。

○佐藤耕治委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 今御答弁いただいたとおりかと思っておりますけれども、なかなか、何回も申しあげますけれども、やっぱり市と町の温度差というのも結構あると思っておりますし、あと大変なのは、やっぱり電柱の地中化がならないと大変だという御意見も前にいただきました。

全くそのとおりだと思いますけれども、こういうふうに震災も続きますし、今の現状の、特に本市の消防署に対しては場所が狭くて一部賃貸であるということもお答えいただきました。その方面から考えても当然もう、やっぱり移転

するということも当然考えなくてはならないと思ひまして、そのときまでに十分準備を整えていただいてぜひ達成されることをお願い申し上げます。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 2つございますので、一つ一つ別にお伺いさせていただきたいと思ひます。

まず、89ページ、10款1項3目学力向上推進事業のALTの配置についてであります。昨年、新型コロナの影響により、入国制限でALTの先生方が来日できないという問題が全国各地で起きました。生の英語に触れる機会を増やすために、次年度は各中学校に1名以上のALTを配置するということでしたけれども、なかなかコロナの状況が読めないで、また入国制限がかかるなんていうことも考えられるわけなんです。そういったリスクというものは検討しているのかどうか。

そして、そのALTの方々が入国できなくなった場合に、他の自治体ですと、皆さんタブレットを持っていますので、オンラインで先生とつないで授業をするなんていう取組を行った自治体もあるようなんですけども、そういったものと例えば切り替えての授業にするなんていうことは可能なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤 肇学校教育課長 ALTの配置についてでございますけれども、現時点での情報になりますけれども、4月に入ってから入国して5名体制になる現時点での予定でございます。

コロナの影響によってというふうなことになりますけれども、まず配置する基本的な考え方としては、英語は授業だけでなく、今後5名体制で各学校1名以上配置することで日常的に

英語に接するというふうなことで、授業だけでなく、学校にALTがいるというふうなことで、日常的な場面でも英語が使えるような環境というふうな趣旨で増やした経過がございますので、そういうことでは引き続き5名配置ということで考えていきたいと思えます。

なお、オンラインの授業というふうなことですけれども、先ほどの配置の趣旨はそれは別問題として、今後可能性はあるのかなとは思いません。以上です。

○佐藤耕治委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

同じく89ページの10款1項3目コミュニティ・スクール推進事業のさがえ未来コンソーシアムの発足についてであります。私も保護者なのでよく今体感として分かるんですけれども、コミュニティ・スクールという言葉自体が、なかなか児童も、そしてPTAも理解が難しく、やっと少しずつこういうことだったのかなというふうに分かってきて、それに臨む態勢ができてきたような気がします。

ただ、今回その事業の一つとしてさがえ未来コンソーシアムをするよとなったときに、「それって何や」という話に多分なってしまうので、なかなかこれを進めたいのに理解がされないのが浸透しないということがちょっと私としては考えられるんですけれども、なので、まず動き出す、発足するのは当然そうなんですけれども、これはこういう目的でしますよという言葉の意味だったり目的というのを十分に浸透させてから動き始めないと、なかなか思うように効果が上がらないと思うんですが、こういった予算の中で告知であるとか事前の皆さんにお伝えするような動きなんていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤耕治委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤 肇学校教育課長 まず、さがえ未来コンソーシアム、新たな事業ということになります

けれども、簡単に申しあげますと、今度全校でコミュニティ・スクールを推進していくということになります。コンソーシアムにおいて新たに地域おこし推進員を配置して、各学校で学校、地域、企業等と連携したキャリア教育プログラムを実施していくというふうなことに当面なると思うんですけれども、各学校でコミュニティ・スクールでその推進員というふうなことでキャリア教育等に取り組んでいるんですけれども、その各学校の推進員の実施の情報を共有して、そして情報を一本化することでレベルアップを図るというふうな事業になろうかと思えます。

その告知の仕方になりますけれども、各学校で学校運営協議会というふうなことで、総会を含めて各学校の運営をどういうふうにしていくかというふうなことで話し合われる機会がございます。まずそちらのほうでその内容について周知させていただくなり、そして学校の運営の中で、逐次そういったことでこういう業務をやっていくというふうなことでは周知を図っていくというふうに考えております。

○佐藤耕治委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 やっぱ難しい単語が出てくるとなかなか理解が難しく、思ったような効果が出ないと思いますので、多分、私的にはこの未来コンソーシアムというのは、企業と学校もしくは企業と児童がタッグを組むことによってよりよい未来をつくっていくとか、よりよい企業をつくっていくようなイメージなんですけれども、こういうことだよみたいなことを分かりやすくぜひ御説明いただいてからこういった事業を進めていただくと、より効果が高まると思いますので、そういった点もぜひ御配慮いただきたいと思えます。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 生涯スポーツ、生涯学習関係に

ついて御質問させていただきます。予算書の103ページ、10款5項の生涯スポーツ振興事業あるいは地域スポーツ活性化推進事業でございます。

先ほど本会議において柏倉議員の総括質問というか、本市のビッグイベント関係、さくらんぼのシーズンなどでの今後の考え方ということで、市長からも御答弁いただき、市長の答弁をメモしたんですけれども、誘客のため今後何とかやれるものを模索、検討しているんだと。コロナの収束でイベント実施ができる状況を見ながら今後進めていきたいというふうな御答弁でした。

そこは一定理解するのですが、さくらんぼマラソン、去年はコロナということでオンライン開催というふうなことで、実際2,000人ぐらいのエントリーがあって様々参加をしていただいたというふうな実績も伺ったんですけれども、令和4年度、新年度についてはオンラインすら厳しいのではないかとということで、先般、実行委員会の会議の中でそういう事務局からの御報告をいただき、ちょっと愕然としたわけです。

一方というか、他市の状況を見ますと、東根などは今年もオンライン開催などで誘客も図っていくというふうなことなども伺っております。募集も始まっているわけなんですけれども、さくらんぼウォーク、ツール・ド・さくらんぼなど、様々な本市にとってはかけがえのないそうしたものが今後断念せざるを得なくなるのかという、オンライン開催すら難しいのかというふうなこと。四季のまつりのやつもちょっと見ているんですけれども、新第6次振興計画の行動計画の9ページにも、サイクルイベントの新しい形態等を視野に入れたサイクルモデルコースの整備を図り、そこで様々な試みもやっていくんだというふうなことの一方で、四季を通じたイベントの充実というところでは、昨年、予算上6,100万円のやつが2,100万円と、4,000万円も

そこでダウンをしているというふうなことからして、私も一般質問で教育長にも、市民の体力低下とかあるいはスポーツ振興について、今後どういった進め方をお考えなのかというふうなことで12月議会などでも申しあげたわけですが、そういったものが残念ながら反映されていないというふうに言わざるを得ないんですけれども、イベント関係、先ほど総論的なところは分かったんですけれども、各論で6月以降にどのようにさくらんぼマラソンも含め今後の在り方、進め方などをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤耕治委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コロナ下というんですかね、ウィズコロナの中で誘客活動としてどういうイベントを開催していくかということでお答えしたいと思いますが、先ほど柏倉議員からも御質問にありましたけれども、やはりコロナが収束して元のイベントを開催するというところでいろんな企画をするということは、ここ2年間の経験でなかなかそれは難しいのではないかとというふうに思っているんです、そのものを元に戻すというのは。それはコロナの感染状況もあるわけなんですけれどもね。

ただ、我々はそういう経験を生かして来年度どういうふうにしていくかということを考えていくわけなんですけれども、ただ、今オンラインでもどうかというお話がありました、オンラインというのは人が来ないんですよ。人が来ないんですよ。私からするとやっぱり人が来て何ぼだというところがあるので、オンラインならば、実際人を呼んでイベントをするということはどうしたらいいかということを考えるべきなのではないかというところがあります。例えば東京マラソンとかいろんなマラソンはやっているでしょ、実際。やっているんですよ。だから、そういういろんな対策を講じて実際人を呼んでイベントをする。ただ、6月にできないかもし

れませんよ。秋の神輿のときになるかもしれませんが、そういうことで、いろんな工夫をして人を呼び込んで観光誘客を図ってお金を落としてもらおうというのが、そういうことが我々が税金を使ってイベントをする意味なのではないかというふうに思っているんですね。

ただ、オンラインでも確かに経費はかかります。かかった経費は何かというと、参加した人にさくらんぼをおあげする経費なんですね。それだけなんですよ。だからやっぱり人を呼んで何ぼなのではないかというふうに我々は、税金を使う、イベントに対して血税を使って取り組むという意味はそういうところにあるのではないかというふうに思っています。

ですから、コロナが危ないからしない、何でも自粛をして縮小するという意味ではありません。もちろん対策も講じなければいけませんけれども、柏倉議員の御質問にもお答えしましたが、やっぱり誘客、こういう状況の中でコロナと共存しながら誘客活動をどういうふうにして展開していくかということ工夫をしながらですね、新しい取組、方法なども工夫してやっていく必要があるのではないかというのは私ども今思っています。

ですから、できればいろんな工夫をして、さくらんぼの時期に新しいイベントなどもやっていければいいのではないかというふうに思います。さくらんぼウォークなどは、そういう意味では去年も実施をしたわけでありましてけれども、工夫をしていけばさくらんぼの時期に実際参加をするイベントなども可能だというふうに思いますから、そういうことを知恵を絞って取り組んでいきたいというふうに思います。ですから、予算は今のところその部分は計上してありませんけれども、工夫をして実際取り組めるという段階になった場合には、ぜひ議会のほうからも御理解をいただいて予算を確保させていただいて取り組めるように検討していきたいという

ふうに思いますので、御理解をいただきたいと
思います。

○佐藤耕治委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 市長の前向きなとか、今後に向けた工夫をしながら知恵を絞って進めていくんだと、補正もありだというふうな含みも含めて理解します。分かりました。

ただ、オンラインというところで若干違うのは、やはりウィズコロナの中で——来て何ぼというのは当然そこは分かります。けれども、いろんな地方自治体で考えて、オンラインとリアルタイムで様々なハイブリッド型とか様々と工夫を凝らしてやっているところもあって、今回、参加賞、さくらんぼだけかという、様々それに付随したさくらんぼ関連のグッズとかいろいろ考えられて今までも情報発信をずっとやってきているわけですよ。それで六十数回ずっと歴史がある中で、スパッともうオンラインもないんだと、中止というふうになると、非常にまた隣の町と差がついてしまうんじゃないかなと。後から来た人から笑われるんじゃないかなというふうなことなどもちょっと心配して、また復活するにはかなりのエネルギーも必要になってきて、中止というふうなところは非常に痛いわけですがけれども、市長は代替というふうなことなども含めて御検討されるということで、ぜひそこは進めていただきたい、このことを要望させていただきます。よろしくお願ひします。以上です。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。
月光委員。

○月光裕晶委員 2項小学校費の93ページ、ICT整備推進事業の小学校費のほうだけ備品購入費が計上されておりますが、これはどういったものを御購入の予定なんでしょうか。

○佐藤耕治委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤 肇学校教育課長 小学校の備品購入費ですけれども、電子黒板の購入費ということで予

算計上しております。以上です。

○佐藤耕治委員長 月光委員。

○月光裕晶委員 ありがとうございます。

また別のものなんですけれども、4項社会教育費2目文化センター費の文化センター整備事業なんですけど、こちら見させていただくと、老朽化もしていますし、かなり大きな整備になるかと思うんですけども、こちらは今年はどういったものを整備して、それは集団接種とかには影響はないのでしょうか。

○佐藤耕治委員長 佐藤生涯学習課長補佐。

○佐藤陽一生涯学習課長補佐 来年度の文化センターの整備事業の内容につきましては、中央公民館部分と勤労青少年ホームの体育館を除く部分の2階の屋根の防水の補修工事がメインになります。コロナのワクチン接種、8月ぐらいまで入ってくるというふうな予想では動いておりますが、それには影響しないような形で基本的に工事を進めていくというようなことで現在準備をしております。以上です。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

猪倉課長。

○猪倉秀行農林課長(併)農業委員会事務局長

申し訳ございません。先ほど伊藤委員に対する回答について私のほうで不適切だと思いましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

予算書68ページにあります新規就農者等育成推進事業の予算について、今年度から比べておよそ3,000万円の減額がなされている理由ということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、今年度に、令和2年の豪雪災害による補助事業、こちらのほうが計上されておりましたので、来年度事業にはこの分が入っておりませんので、その分が減額になっているというふうに御理解いただければというふうに思っております。大変失礼しました。以上でございます。

○佐藤耕治委員長 ここで当局入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○佐藤耕治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第3号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第8号、議第9号、議第11号

厚生文教分科会	議第3号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第10号
---------	--

散 会 午前11時10分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年3月23日（水曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
伊藤孝	上下水道課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	小林弘之	病院事務長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
令和4年3月23日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 3号 令和4年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 4号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 5号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第 6号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第 7号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第 8号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第 9号 令和4年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第10号 令和4年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第11号 令和4年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの
9案件を一括議題といたします。

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 議案上程
○佐藤耕治委員長 日程第1、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第11

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月14日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第8号、議第9号及び議第11号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第3号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款議会費、歳出第2款の一部総務費、歳出第3款の一部民生費、歳出第9款消防費、歳出第5款労働費、歳出第7款商工費、歳出第6款農林水産業費、歳出第11款災害復旧費、歳出第8款土木費、歳出第12款公債費、歳出第13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債の順で審査を行うこととし、その後、議第8号、議第9号、議第11号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「昨年末からこの予算を組み始めたと思うが、その後、原油や木材などの高騰等、世界経済が非常に厳しい状況になっている。また、コロナ禍が長引いてイベントが開催できない等、税収が落ちることが予想される。説明では回復基調とのことだったが、楽観視できない状況であり、税収減による財源不足により必要な事業が行えないという事態には陥らないのか」との問いがあり、当局より「当初予算は、

昨年秋から財政計画、ヒアリングを行い、最終的には1月、2月に予算案を固めたところですが、コロナ禍の長期化やロシアのウクライナ侵攻等の影響を反映し切れていない部分もあります。今後、アンテナを高くし情報収集しながら、補正予算等で臨機応変に対応していきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「チェリーランド再整備事業が始まるが、この状況下において、資材の高騰により整備に支障を来すことはないのか」との問いがあり、当局より「事業者と協議を重ねた上で、物価スライドに合わせ補正なども検討しながら対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「結婚新生活支援事業費補助金の目的と具体的な内容は」との問いがあり、当局より「低所得者の婚姻に伴う新生活に関する支援及び地域における少子化対策の強化に資することを目的とし、新しく婚姻した世帯に対して補助金を交付するものです。対象となる世帯の要件は3つあり、1つ目は、夫婦の双方または一方が寒河江市外からの転入者であること。2つ目は、夫婦がともに結婚した時点で39歳以下であること。3つ目は、夫婦の合計所得が400万円未満であることです。補助の対象となる経費は、住居費として最初の月の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、引っ越し費用です。補助金の額及び予算の内訳は、29歳以下の場合には上限60万円で5世帯分、それ以外の方は上限30

万円で5世帯分を計上しています」との答弁がありました。

委員より「コミュニティセンター管理運営事業の工事請負費約2,100万円の主なものは、駐車場の整備とのことであった。現時点でもこの交流センターには大きな駐車場が整備されていると思うが、さらに拡張するのか」との問いがあり、当局より「現在、しばはし保育所を改築中ですが、新しい保育所が整備されればこれまでのしばはし保育所の部分を撤去しなければなりません。その撤去後の更地の部分と学童保育の裏にある未舗装の部分を舗装する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防団員退職報償負担金の約1,600万円は、何名程度を見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「条例上の定数831名分を計上し、県消防補償等組合にお支払いする予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今年度はプレミアム商品券を電子

と紙の2形態で行ったが、今年度の総括を踏まえ、次年度はどのような形態で行うことを考えているのか」との問いがあり、当局より「チェリンPayのA券、B券の販売実績は、販売額ベースで約49%、飲食店等の6業種を限定したC券が約50%でした。その後、従来型の紙ベースでも実施し、こちらは全額販売できましたが、先行販売した関係もあり御高齢の方の購入が多く見受けられました。新年度の経済対策事業はそういった点を踏まえて実施していかねばならないと思いますが、チェリンPay購入者からは、使ってみて利用しやすかったという声もいただいております、またコロナ対応でキャッシュレス化やデジタル化を進めていかねばならないと思いますので、御高齢の方にも使ってもらえるような対応も取りながら、電子と紙の配分を検討して実施していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「今年度はコロナ禍によりイベントが激減したため、選ばれたミスさくらんぼの方々の活躍の場がほとんどなかったと伺っている。コロナの予測がつかないので新年度も同じようなことが危惧されるが、どのように考えているのか」との問いがあり、当局より「コロナ前と比べますと機会は少なくなりましたが、首都圏に向けたさくらんぼの出発式や慈恩寺テラスオープン時等に出させていただきました。実際、新年度にどれくらいイベントを通した活躍の機会があるかは不透明なところもありますが、イベント参加だけではなく、以前行ったユーチューブなどで寒河江をPRする情報発信という形で御活躍いただけるような工夫などを検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収入保険新規加入緊急奨励事業助成金について、助成額はどれぐらいか。また、どの程度の加入を見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「収入保険への助成額は上限が1件当たり3万円となります。そのうち県が3分の2の2万円を、市が3分の1の1万円を負担することになります。加入世帯数については現在の加入件数の2倍を目指しており、46件分を見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「農業経営セーフティネット研修支援事業の20万円の具体的な目的と内容は」との問いがあり、当局より「昨年の凍霜害等に起因した事業です。生産者や農業法人、生産組合などで、収入保険制度や共済制度といった様々な制度や事業への理解を深めるために、研修会の開催を支援するものです。開催費用の3分の2を補助する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市道ほなみ団地陵東中学校線新設のための予算が計上されているが、現在工期が5か月も延長している。その要因及び新年度への影響を伺う」との問いがあり、当局より「要因としては、雪などの気象条件のほか、道路で使用する製品が受注生産であることや、工事発注に若干の遅れが生じたことなどが挙げられます。工事発注の遅れについては、道路の両脇が農地であるため用排水路整備の協議に若干時間がかかってしまったことなどが影響しています。新年度は、現在行っている工事区間と違う部分、

西根小学校前の通りから100メートル部分について工事を行う考えで、全体の工期については変わらないものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新第6次振興計画行動計画に記載されている下水道管渠整備等の金額について、令和4年度と令和3年度の金額に大きな差異があるが、この理由は」との問いがあり、当局より「行動計画の記載については、令和3年度については実績見込額を、令和4年度以降については計画額を記載しているため、大きな差異が

生じているものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月14日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第4号から議第7号まで及び議第10号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第3号については、初めに第1表中歳出第4款の審査を行い、その後歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金990万円の内訳は」との問いがあり、当局より「太陽光発電設備が25件、蓄

電池設備が25件、木質バイオマス燃焼機器の電源ありが10件、同電源なしが6件、V2Hが5件、合計で71件を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「骨髄移植ドナー助成事業について、骨髄バンクのドナーに対して1日2万円の助成が出るとのことだが、これは入院等に対する助成なのか」との問いがあり、当局より「骨髄を提供する方が会社等を休まなければならない場合もあるため、その給料等の補償的な意味合いで2万円を助成しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高齢者運転免許証自主返納支援事業について250名分を見積もっているとのことだが、ここ数年の実績は」との問いがあり、当局より「令和元年度が225件、令和2年度が172件、令和3年度は令和4年3月11日現在で165件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「総合福祉保健センター管理事業について、防犯カメラを取り付けるとのことだが、設置場所と設置台数、設置時期は」との問いがあり、当局より「ハートフルセンターの出入口付近の3か所及び同駐車場の3か所に各1台で合計6台を想定しており、できるだけ早い段階で設置したいと考えています」との答弁がありました。

委員より「障がい児支援事業について放課後等デイサービスが新設されるとのことだが、現

在、施設は市内に何か所あり、何人程度利用しているのか」との問いがあり、当局より「現在施設は市内に5か所あり、児童発達支援及び放課後等デイサービスを約150の方が利用しています」との答弁がありました。

委員より「新事業の子ども家庭総合支援拠点事業の概要は」との問いがあり、当局より「本市内の全ての子供と家庭を対象として、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものです。この事業は、平成28年度の児童福祉法改正によって市町村の支援拠点整備が義務づけられたことに伴い、本市においては令和4年度から実施するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「(仮称) さがえ未来コンソーシアムの推進のために地域おこし推進員を1名置くとのことだが、推進員はいずれかの学校を拠点として活動するのか。また、どのような活動を行うのか」との問いがあり、当局より「地域おこし推進員は学校教育課内に配置します。活動内容としては、各学校のコミュニティ・スクールの事業レベルの均一化及びレベルアップを図るための活動や、学校、地域、企業等が連携した教育の推進に係る活動などを想定しています」との答弁がありました。

委員より「このたび中学1年生にリーディングスキルテストを実施することだが、その目的は」との問いがあり、当局より「リーディングスキルテストは、読解力のテストです。文章を読み解いたり、文章と図形の関連を読み取るなどといった力は、教科にかかわらず重要なものであるという観点から、本市内中学校における実態の把握を目的とするものです」との答

弁がありました。

委員より「スクールバス運行事業について、その利用者数は。また、昨年度に比べて委託料が増えた理由は」との問いがあり、当局より「スクールバスの利用者数は、小学生が11名、中学生が12名、保育園児が1名です。スクールバスは校外活動にも活用しており、委託料もそれに係るものですが、各小中学校より校外活動の回数を増やしたいとの要望があり、増額となったものです」との答弁がありました。

委員より「指定文化財等補助事業について、慈恩寺本堂の屋根のふき替えは3か年での計画とのことだが、計画の詳細は」との問いがあり、当局より「令和4年度はかやぶき屋根のカヤを全て撤去し、内部の木の部材の傷み具合などを調査します。その後、令和5年度、令和6年度において復旧していく計画です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特定健康診査等事業費が前年度より増えているが、受診する高齢者の増加等を見込んだことによるものなのか。また、受診率はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「事業費の増加は、データ管理手数料の増加が主な要因です。受診率については、平成29年度は45.2%であったのに対し、令和2年度は50.6%となっており、年々上昇しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を

終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「要介護状態区分が要介護3以上の方で、特別養護老人ホームに申込みをしたが、入所できずに待機している方の人数は」との問いがあり、当局より「令和4年1月末現在、老人保護施設や病院、在宅で待機されている方の人数は、要介護3の方が64名、要介護4の方が74名、要介護5の方が55名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第2条の建設改良事業について、医療機器及び備品購入事業6,500万円の内訳は」との問いがあり、当局より「主なものとしては眼底検査装置、生化学分析装置、血液分析装置などを購入予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○佐藤耕治委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑・討論・採決

閉 会 午前10時04分

- 佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会
を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

予算特別委員会委員長 佐 藤 耕 治